



う。次号及び第三号において同じ。)により底びき網を使用して行う漁業  
イ 北緯三十三度九分三十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線  
ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十九秒の点に至る直線  
ハ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線  
二 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線  
ホ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十一度五十九分五十五秒の線  
ロ 遠洋底びき網漁業 北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業  
イ 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線  
ロ 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線  
ハ 前号ホの直線  
三 基地式捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業(次号に掲げるものを除く。)  
四 母船式捕鯨業 製造設備 冷蔵設備その他他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となって行う漁業であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの  
前項の規定の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、フィリピン海、南シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、ビスマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフオルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

**第四条** 法第六条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。  
一 国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第四項に規定する行政執行人(以下「行政執行法人」という。)の事業に雇用される者(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第二条第一項に規定する常時勤務に服ることを要する国家公務員以外の者であつて、同条第二項の規定により職員とみなされないものを除く。)  
二 都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第二項の規定による地方公共団体の組合で都道府県が加入するもの又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)であつて設立に当たり総務大臣の認可を受けたものその他都道府県に準ずるもの(以下この号及び次条第一項において「都道府県等」という。)の事業に雇用される者であつて、当該都道府県等の長が法律を適用しないことについて、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けたもの  
三 市町村又は地方自治法第二百八十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定による地方公共団体の組合で都道府県が加入しないもの、特定地方独立行政法人であつて設立に当たり都道府県知事の認可を受けたもの若しくは国、地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人以外の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の学校、同法第一百三十四条第一項の各種学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園における教育 研究若しくは調査の事業を行つて、当該市町村等の長が法を適用しないことについて、都道府県労働局長に申請し、厚生労働大臣の定める基準によつて、その承認を受けたもの

**第五条** 都道府県等の長は、前条第一項第二号の承認を受けようとするときは、厚生労働大臣に、市町村等の長は、同項第三号の承認を受けようとするときは、都道府県労働局長に、それぞれ、雇用保険適用除外申請書(様式第一号)を提出しなければならない。  
前項の申請書には、当該承認の申請に係る被保険者が離職した場合に法に規定する求職者給付及び就職促進給付の内容を超える給与を支給することを規定した法令、条例、規則等を添えなければならない。  
(被保険者となつたことの届出)  
**第六条** 事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事業のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届(様式第二号又は様式第二号の二。以下「資格取得届」という。)をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号によるものに限る。)は、年金事務所を経由して提出することができる。  
第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号によるものに限る。)は、年金事務所を経由して提出することができる。  
2 前項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号によるものに限る。)は、年金事務所を経由して提出することができる。  
3 第一項の規定によりその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する資格取得届(様式第二号によるものに限る。)は、年金事務所を経由して提出することができる。  
4 事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に係る契約書、労働名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの届出については、第一項の規定にかかるらず、資格取得届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は年金事務所を経由して提出することができる。  
5 事業主は、次の各号のいずれかに該当するところにより、これらの規定に定める書類を添えないことができる。  
6 事業主は、前二項の規定にかかるらず、職業安定局長が定めるところにより、これらの規定に定める書類を添えなければならない。  
7 第十条第一項の雇用保険被保険者証(同項を除き、以下「被保険者証」という。)の交付を受けた者は、被保険者となつたときは、速やかに、その被保険者証をその者を雇用する事業主に提示しなければならない。  
8 事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者となつたことの届出については、第一項の規定にかかるらず、資格取得届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。  
9 第一項の届出は、特定法人(事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第二百三十一号)第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当

初拠出金の額及び同条第三項の完却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織(政府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二百四十五条を除き、以下同じ。)を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができる認められる場合は、この限りでない。

特定法人は、第四項各号のいずれかに該当する場合の前項の提出又は第五項に規定する者に係る前項の提出をするときは、同項に規定する事項と併せて、それぞれ第四項又は第五項に定める書類に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

第八項の届出は、特定法人にあつては、資格取得届及び第三十三条の二各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。  
(被保険者でなくなったことの届出)

**第七条** 事業主は、法第七条の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実があつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届(様式第四号又は様式第四号の一)以下「資格喪失届」といふ。に労働契約に係る契約書、労働者名簿、

5 一 次号に該当する者以外の者、雇用保険被保  
險者離職証明書（様式第五号。以下「離職証  
明書」という。）及び賃金台帳その他の離職  
の日前の賃金の額を証明することができる  
こと。

4 二 第三十五条各号に掲げる者又は第三十六条  
各号に掲げる理由により離職した者、前号に  
定める書類及び第三十五条各号に掲げる者で  
あること又は第三十六条各号に掲げる理由に  
より離職したことの証明ができる  
書類。

3 三 事業主は、第一項の規定により当該資格喪失  
届を提出する際に当該被保険者が雇用保険被保  
險者離職票（様式第六号。以下「離職票」とい  
う。）の交付を希望しないときは、同項後段の  
規定にかかわらず、離職証明書を添えないこと  
ができる。ただし、離職の日において五十九歳  
以上である被保険者については、この限りでな  
い。

2 四 公共職業安定所長は、離職したことにより被  
保険者でなくなった者が、離職の日以前二年間  
(法第十三条第三項)に規定する特定理由離職者  
及び法第二十三条第二項各号のいずれかに該当  
する者(法第十三条第一項の規定により基本手  
当の支給を受けることができる資格を有するこ  
となる者を除く。)にあつては(一年間)に法  
第十三条第一項に規定する理由により引き続き  
三十日以上賃金の支払を受けることができなか  
った場合において、必要があると認めるとき  
は、その者に対し、医師の証明書その他當該理  
由を証明することができる書類の提出を命ずる  
ことができる。

1 事業主は、法第二十二条第五項に規定する者  
であつて、被保険者でなくなった日が法第九条  
に規定する日である場合において、必要がある  
と認めるときには、その者に対し、医師の証明  
書の提出を命ずること。

第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者でなくなつたことの届出については、前三項の規定にかかわらず、資格喪失届 第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

事業主は、第一項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。

第一項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他的理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができるときには、この限りでない。

第五項の届出は、特定法人にあつては、資格喪失届及び第三十三条の二各号に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことは、この限りでない。

第三項及び第六項の規定は、第七項の場合について準用する。

(確認の請求)

**第八条** 法第八条の規定による被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認の請求は、文書又は口頭で行うものとする。

前項の規定により文書で確認の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、証拠があるときは、これを添えなければならない。

一 請求者の氏名、住所及び生年月日

二 請求者の趣旨

四　被保険者となつたこと又は被保険者でなく  
なつたことの事実、その事実のあつた年月日  
及びその原因

五　請求の理由

第一項の規定により口頭で確認の請求をしよ  
うとする者は、前項各号に掲げる事項を同項の規  
定による被保険者となつたことの確認があつた日  
の二年前の日より前にあるものが被保険者となつ  
たことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者  
は、第三項の規定にかかわらず、第二項に規定す  
る請求書に第三十三条の二各号に定めるい  
ずれかの書類を添えて、その者を雇用し又は雇  
用していた事業主の事業所の所在地を管轄する  
公共職業安定所の長に提出しなければならな  
い。

法第二十二条第五項に規定する者であつて、  
被保険者でなくなつた日が法第九条第一項の規定に  
よる被保険者となつたことの確認があつた日の二  
年前の日より前にあるものが被保険者となつた  
ことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者  
は、第三項の規定にかかわらず、第二項各号に定  
めるいずれかの書類を添えて、その者を雇用し  
又は雇用していた事業主の事業所の所在地を  
管轄する公共職業安定所の長に提出しなければ  
ならない。

法第二十二条第五項に規定する者であつて、  
被保険者となつた日が法第九条第一項の規定に  
よる被保険者となつたことの確認があつた日の二  
年前の日より前にあるものが被保険者となつた  
ことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者  
は、第三項の規定にかかわらず、第二項各号に定  
めるいずれかの書類を添えて、その者を雇用し  
又は雇用していた事業主の事業所の所在地を  
管轄する公共職業安定所の長に提出しなければ  
ならない。

は、その者は、第三項の規定にかかわらず、第二項各号に掲げる事項を同項の公共職業安定所長に陳述し、第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を提出しなければならない。

前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、氏名を記載させなければならない。

第二項、第三項、第五項及び第七項の場合において、被保険者となつたことの確認の請求をしようとする者が、被保険者証の交付を受けたときは、その被保険者証を提出しなければならない。

(被保険者となつたこと又は被保険者でなくなり  
たことの事実がない場合の通知)  
**第十一條** 公共職業安定所長は、資格取得届又は  
資格喪失届の提出があつた場合において、被保  
険者となつたこと又は被保険者でなくなつたこ  
との事実がないと認めるときは、その旨を被保  
険者となつたこと又は被保険者でなくなつたこ  
との事実がないと認められた者及び当該届出を  
した事業主に通知しなければならない。  
第九条第一項後段、第二項及び第三項の規定  
は前項の通知について準用する。

**第十二条** 公共職業安定所長は、法第八条の規定  
による確認の請求があつた場合において、その  
による確認の請求があつた場合において、その

事業主は、第一項の規定により提出する転勤届に労働者名簿その他の転勤の事実を証明することができる書類を添えなければならない。4  
事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。  
被保険者は、その雇用される事業主の一の事業所から他の事業所に転勤したときは、速やかに、被保険者証をその事業主に提示しなければならない。

第一項の届出は、特定法人にあつては、転勤届及び第二項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとする。  
（注）「電気通信回線の文書、送受等の手続」

について二回以上の法第六十一条の七第一項に規定する休業をした場合につては、初回の休業に限る。)を開始したときは第百一条の三十一項又は第一百一条の三十三第一項の規定により、当該被保険者が第一百一条の三十第一項に規定する育児休業給付受給資格確認票(初回育児休業給付金支給申請書又は第一百一条の三十三第一項に規定する育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書(様式第十号の二の二)以下「休業開始時賃金証明書」という)に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその目前の賃金の額並びに雇用期間を証明することとする。

る。ただし電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うこ

事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定所が持つべき書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

7 い。とができると認められる場合は、この限りでない。  
第四項の規定は、前項の場合について準用する。

定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。  
3 公共職業安定所長は、第一項の規定により休業開始時賃金証明書の提出を受けたときは、当

**第十四条** 事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（行政手（被保険者の個人番号の変更の届出）

該休業開始時賃金証明書に基づいて作成した履用保険被保険者休業開始時賃金証明票（様式第十一号の三。次章第三節及び第七節第三款並びに

統における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をい

第三章の二において「休業開始時賃金証明票」という。)を当該被保険者に交付しなければならない。

う。(以下同じ)が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届(様式第十一号の二)をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長

<sup>4</sup> 第十条第二項の規定は、前項の交付について準用する。

に提出しなければならない。  
(被保険者の介護休業又は育児休業開始時の賃金の届出)

**第十四条の三** 事業主は、その雇用する被保険者がその対象家族（法第六十一条の四第一項に規定する労働時間短縮の開始時の賃金の届出）

**第十四条の二** 事業主は、その雇用する被保険者（法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」といふ。）又は、一時的労働者を除く。）について

定する対象家族をいう。第三十六条を除き、以下同じ)を介護するための休業若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(第百第六十一条校第一項に記述のこと)をいふ。第百第六十二条

及び(二)届出を受けた被保険者を除く。以下この  
条及び次条において同業)が法第六十一条の  
四第一項に規定する休業を開始したときは第一百  
四条の十七第一項の規定により、当該被保険者

の七第一項に規定する子をいう。第一百一条の二十五(第三号に限る。)、第一百一条の二十九の二(第五一号に限る。)、第一百一条の二十九の三及  
び第一百十一条を除き、以下同様。)を養育するる

第一条の十九第一項の規定に依る當該被保険者  
が第一百一条の十九第一項に規定する介護休業給  
付金支給申請書の提出する日までに、法第六  
十一条の七第一項（同条第八項において読み替

めの休業をした場合又はその雇用する被保険者が  
のうちその対象家族を介護する被保険者若しく  
は小学生就学の始期に達するまでの子を養育す  
る第百二十九条

えて適用する場合を含む。以下この条、第六十五条の十二、第一百一条の十六及び第一百一条の三十において同じ。)に規定する休業(同一の子

る被保険者に關して所定労働時間の短縮を行つた場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条规定する特定理由離職者は法





合にあつては、個人番号カードを提示して）、受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示しない）ことができる。  
職業の紹介を求めるなければならない。ただし、ことについて正当な理由があるときは、受給資格者証を添えない（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）、提出することができる。  
管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行つたときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付（当該受給資格者が受給資格通知にその処分に關する事項を記載した上、交付）しなければならない。  
(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める受給資格者)  
**第二十三条** 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める受給資格者は、次のとおりとする。  
一 職業に就くためその他やむを得ない理由のため失業の認定日(管轄公共職業安定所に出頭することができない者であつて、その旨を管轄公共職業安定所の長に申し出たもの)  
二 管轄公共職業安定所の長が、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日、労働市場の状況その他の事情を勘案して、失業の認定日を変更することができる書類の提出を命ずることができる。  
管轄公共職業安定所の長は、必要があると認めるときは、前項第一号の申出をしようとする者に対し、職業に就くためその他やむを得ない理由を証明することができる書類の提出を命ずることができる。  
(失業の認定日の特例等)  
**第二十四条** 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業の認定は、一月に一回、直前の月に属する各日(既に失業の認定の対象となつた日を除く)について行うものとする。  
前条に規定する者に係る失業の認定は、同条の申出を受けた日に次の各号に掲げる日について行うものとする。  
一 当該申出を受けた日が前条に規定する失業の認定日前の日であるときは、当該失業の認

<p><b>第二十九条</b> 明書等受講証明書（様式第十五号。以下「受講証明書」という。）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p><b>第二十八条</b> 法第十五条第四項第四号に該当する受給資格者が証明書を提出することによつて失業の認定を受けようとするときは、その理由がやんだ後における最初の失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）次の各号に掲げる事項を記載した官公署の証明書又は管轄公共職業安定所の長が適當と認める者の証明書を提出しなければならない。</p> <p>一 受給資格者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 天災その他やむを得ない理由の内容及びその理由が継続した期間</p> <p>三 失業の認定を受けるため管轄公共職業安定所に出席することができなかつた期間</p> <p>2 第二十二条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p><b>第二十九条の二</b> 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たつては、第二十二条第一項の規定により提出された失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するものとする。</p> <p>2 管轄公共職業安定所の長は、前項の認定に関して必要があると認めるときは、受給資格者に對し、運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類の提出を命ずることができる。</p> <p>3 管轄公共職業安定所の長は、第一項の確認の際に、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとする。</p> <p>（法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率）</p> <p><b>第二十八条の三</b> 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める率は、百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率とする。</p> <p>一 百分の三十</p> <p>二 法第十七条第一項に規定する賃金額（四千九百二十円以上一万二千九十九円以下のもの（その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に限る。）から四千九百二十円（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。以</p>
--	---

下この号において同じ。)を減じた額を「一万二千九十九円(その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額。)から四千九百二十円を減じた額で除して得た率受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「第十六条第一項」とあるのは「第十六条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項」と、「減じた率」とあるのは「減じた率(当該率を法第十七条第一項に規定する賃金日額(以下この項において「賃金日額」という。)に乗じて得た金額が百分の五を賃金日額に乘じて得た金額に百分の四十を「一万八百八十円(その額が法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この項において同じ。)に乘じて得た額を加えた金額を超える場合は、当該金額を当該賃金日額で除して得た率」と、「百分の三十五」と、「法第十七条第一項に規定する賃金日額」とあるのは「賃金日額」と、「二万二千九十九円」とあるのは「一万八百八十円」とする。  
(年度の平均給与額の算定)

**第二十八条の四** 法第十八条第一項の年度の平均給与額は、同項に規定する平均定期給与額の四月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額とする。

**(最低賃金日額の算定方法)**

**第二十八条の五** 法第十八条第三項に規定する最低賃金日額は、同条第一項及び第二項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の四月一日に効力を有する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。  
(自己の労働による収入の届出)

**第二十九条** 受給資格者が法第十九条第三項の規定により行う届出は、その者が自己の労働によつて収入を得るに至つた日の後における最初の失業の認定日に、失業認定申告書により管轄公共職業安定所の長にしなければならない。  
管轄公共職業安定所の長は、前項の届出をしていない受給資格者について、法第十九条に規定する労働による収入があつたかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、

第三十条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 疾病又は負傷（法第三十七条第一項の規定により傷病手当の支給を受ける場合における当該傷病手当に係る疾病又は負傷を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの（受給期間延長の申出）

第三十一条 法第二十条第一項の申出は、医師の証明書その他の第三十条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けない場合（受給資格通知の交付を受けた場合を除く。）には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票）。以下この条において同じ。）を添えて（当該申出を行なう者が受給資格通知の交付を受けた場合には添付に併せて個人番号カードを提示して）受給期間延長等申請書（様式第十六号）を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行なるものとする。

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めることにより、受給資格者証を添えない（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合には添付して個人番号カードを提示しない）ことができる。

3 第一項の申出は、当該申出に係る者が法第二十条第一項に規定する者に該当するに至つた日の翌日から、当該者に該当するに至つた日の直前の同項第一号に規定する基準日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合における第一項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内にしなければならない。

5 第三項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならぬ。

6 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第一項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（様式第十七号）を交付しなければならない。この場合（第一項又は第八項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたとき（当該申出をした者が受給資格通知書の交付を受けたことにより、受給資格者証を添えないで当該提出をしたときを除く。）を除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合であつては、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付）しなければならない。

7 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合であつて、当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、提出を受けた受給期間延長等通知書に必要な事項を記載した上、返付した上、返付するとともに、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付）しなければならない。

8 その者が提出した受給期間延長等通知書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書の場合

二 法第二十条第一項に規定する理由がやんばる場合 受給資格者証（当該者が受給資格通知の交付を受けたときを除く。）及び交付を受けた受給期間延長等通知書

第一項の申出に、第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

(法第二十条第一項の厚生労働省令で定める年齢及び理由)  
第三十一条の二 法第十一条第二項の厚生労働省令で定める年齢とする。  
第三十一条の三 法第十一条第二項の厚生労働省令で定める理由  
由は、六十歳以上の定年を達した後再雇用等により一定期限まで引き続き雇用されることについている場合に、当該期限が到来したこととする。  
(定年退職者等に係る受給期間延長の申出)  
第三十二条の四 法第二十条第二項の厚生労働省令で定める理由  
票を保管するときは、その全ての離職票を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。  
前項の申出は、当該申出に係る離職の日の翌日から起算して二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。  
管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条第二項に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等の通知書を交付するとともに、離職票に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。  
第十七条の二第四項の規定は、第一項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第三十一条第四項及び第五項の規定は、第二項ただし書の場合における申出について準用する。  
(法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業)  
第三十二条の四 法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する  
日が、法第二十条第一項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの  
二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたものの  
三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの  
(法第二十条の二の厚生労働省令で定める者)  
第三十二条の五 法第二十条の二の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

二　その他事業を開始した者に準ずるものとして  
　　(一) 管轄公共職業安定所の長が認めた者  
　　(二) 以前に事業を開始し、当該基準日後に当該事業に専念する者

第三十一条の六 法第二十条の二の申出は、登記事項証明書その他同条に規定する者に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合(受給資格通知の交付を受けた場合を除く。)には、離職票(一枚以上の離職票を保管するときは、その全ての離職票)。以下この条において同じ。)を添えて(当該申出を行う者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該事実を証明することができる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して)受給期間延長等申請書を管轄公共職業安定所の長に提出することによつて行うものとする。

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えない(当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示しない)ことができる。

3 第一項の申出は、当該申出に係る者が法第二十条の二に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 管轄公共職業安定所の長は、第一項の申出をした者が法第二十条の二に規定する者に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第二項又は第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで第一項の申出を受けたとき(当該申出をした者が受給資格通知の交付を受けたことにより、受給資格者証を添えないで当該提出をしたときを除く。)を除く。)において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付(当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付)しなければならない。

一 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。

二 安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出（当該者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付（第二号に規定する場合にあつては、併せて個人番号カードを提示）しなければならない。

三 一 記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 法第二十条の二に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 受給資格者証（当該者が受給資格通知の交付を受けたときを除く。）

三 及び交付を受けた受給期間延長等通知書

四 第十七条の二第四項の規定は、第一項及び前項の場合並びに第三項ただし書の場合における第一項の申出に、第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第三十一条第四項及び第五項の規定は、第三項ただし書の場合における申出について準用する。

（法第二十一條第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者）

五 第三十二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者は、次のとおりとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第二条第二号に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）

二 障害者雇用促進法第二条第四号に規定する知的障害者（以下「知的障害者」という。）

三 障害者雇用促進法第二条第六号に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）

四 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に規定する者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあつたもの

五 社会的事情により就職が著しく阻害されいる者

(法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める)  
日)

（法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日）

第三十三条 法第二十二条第五項の厚生労働省令で定める日は、次条各号に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されたことが明らかとなる最も古い日とする。

2 次条各号に定める書類に基づき前項の最も古い日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い月の初日を、前項に規定する最も古い日とみなす。

3 前項の規定により、当該最も古い月の初日を第一項の最も古い日とみなした場合に、当該最も古い月の初日が直前の被保険者でなくなつた日よりも前にあるときは、前項の規定にかかわらず、当該直前の被保険者でなくなつた日を第一項の最も古い日とみなす。

4 法第二十二条第五項に規定する者は、次条各号に定める書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の翌日に被保険者でなくなつたこととみなす。

5 次条各号に定める書類に基づき確認において、前項の直近の日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の月の末日の翌日に被保険者でなくなつたこととみなす。

6 前項の規定により、当該直近の月の末日の翌日をその者が被保険者でなくなつた日とみなした場合に、当該直近の月のうちに被保険者となつた日があるときは、前項の規定にかかわらず、当該被保険者となつた日に被保険者でなくなつたこととみなす。

7 第四項から第六項までの規定は、法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前までの時期については、適用しない。

（法第二十二条第五項第二号の厚生労働省令で定める書類）

第三十三条の二 法第二十二条第五項第二号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百八条に規定する賃金台帳その他の賃金の一部が労働保険料一徴収法第十条第二項

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百八条に規定する賃金台帳その他の賃金の一部が労働保険料（徴収法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）として控除されていることが証明される書類

二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票又は法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六十七条第一項に定める書類のうち賃金の一部が労働保険料として控除されていることが証明されるもの

（法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由）

第三十四条 法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由は、手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行つてゐる金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してされることがある。

（法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第三十五条 法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は前条の事実をいう。）に伴い離職した者

二 事業所において、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条第一項の規定による離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）の被保険者数を三で除して得た数を超える被保険者が離職したため離職した者

三 事業所の廃止（当該事業所の事業活動が停止し、再開する見込みがない場合を含み、事業の期間が予定されている事業において当該期間が終了したことによるものを除く。）に伴い離職した者

四 事業所の移転により、通勤することが困難となつたため離職した者

（法第二十三条第二項第一号の厚生労働省令で定める理由）

一 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）

一 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）

二 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したこと。

三 賃金（退職手当を除く。）の額を三で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかつたこと。

四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。

イ 離職の日の属する月以後六月のうちいづれかの月に支払われる賃金（最低賃金法第二条第三号に規定する賃金（同法第四条第三項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。）をいう。以下この号において同じ。）の額が当該月の前六月のうちいづれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることとなつたこと。

ロ 離職の日の属する月の六月前から離職した日の属する月までのいづれかの月の賃金の額が当該月の前六月のうちいづれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回つたこと。

五 次のいずれかに該当することとなつたこと。

イ 離職の日の属する月の前六月のうちいづれか連続した三箇月以上上の期間において労働基準法第三十六条第三項に規定する限度時間に相当する時間数（当該受給資格者が、育児・介護休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項各号のいづれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護休業法第十七条第一項各号のいづれにも該当しないものである場合にあつては同項に規定する制限時間に相当する時間数）を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと。

ロ 離職の日の属する月の前六月のうちいづれかの月において一月当たり百時間以上、時間外労働及び休日労働が行われたこと。

ハ 離職の日の属する月の前六月のうちいづれか連続した二箇月以上の期間の時間外労働時間及び休日労働時間を平均し一月当た

り八十時間を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと。

## 二 事業主が危険又は健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じなかつたこと。

## 三 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るために制度の利用を不恰に制限したこと又は妊娠した出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の出産後労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るために制度の利用を不恰に制限したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと。

## 六 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行つてないこと。

## 七 期間の定めのある労働契約の更新により三年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなつたこと。

## 八 事業主又は当該事業主に雇用される労働者がから就業環境が著しく害されるような言動を受けたこと。

## 九 事業主から退職するよう勧奨を受けたこと。

## 十 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き三箇月以上となつたこと。

## 十一 事業所の業務が法令に違反したこと。（訓練延長給付に係る失業の認定手続）

## 第三十七条 受講届及び通所届を提出した受給資格者は、法第二十四条第一項の規定による基本手当の支給を受けようとするときは、失業の認定を受ける都度、受講証明書を提出しなければならない。（訓練延長給付の通知）

## 第三十八条 管轄公共職業安定所の長は、法第二十四条第二項の規定により受給資格者に対する基本手当を支給することとするときは、当該受給資格者に対する基本手当を支給することとする。

## 第三十九条 基本手当の支給を受け終わる日までに

## 第四十条 基本手当の支給の特例

## 第四十一条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十二条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十三条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十四条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十五条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十六条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十七条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十八条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第四十九条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十一条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十二条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十三条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十四条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十五条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十六条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十七条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十八条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第五十九条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十一条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十二条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十三条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十四条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十五条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十六条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十七条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十八条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第六十九条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十一条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十二条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十三条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十四条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十五条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十六条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十七条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十八条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第七十九条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十一条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十二条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十三条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十四条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十五条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十六条 公共職業安定所の長は、法第二

## 第八十七条 公共職業安定所の長は、法第二

二 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく救助が行われた災害受給資格通知の交付を受けた場合には、その者に通知する受給資格通知に記載するものとする。（法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者）

## 三 前号に掲げる災害に準する災害として職業安定期長が定める災害

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

## 四 第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 五 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める理由により離職した者とする。

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

## 六 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 七 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 八 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 九 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十一 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十二 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十三 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十四 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十五 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十六 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十七 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十八 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十九 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十一 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十二 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十三 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十四 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十五 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十六 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十七 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十八 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十九 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 三十 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 三十一 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 三十二 管轄公共職業安定所の長は、法第二

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

た後管轄公共職業安定所に出頭したときは、その者について支給日を定め、その者に通知するものとする。

## 二 第二十四条第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める日とす

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

## 三 前号に掲げる災害に準する災害として職業安定期長が定める災害

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

## 四 第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 五 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 六 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 七 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 八 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 九 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十一 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十二 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十三 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十四 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十五 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十六 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十七 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十八 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 十九 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十一 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十二 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十三 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十四 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十五 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十六 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十七 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十八 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）

## 二十九 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に公

（法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により行つた失業の労働省令で定める基準）



を常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）通所手当の月額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が四万二千五百円を超えるときは、四万二千五百円とする。

一 前項第一号に該当する者 次項及び第四項に定めるところにより算定したその者の一箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道二キロメートル未満である者にあつては三千六百九十五円、その他の者にあつては五千八百五十円（厚生労働大臣の定める地域（以下この条及び附則第二条第二項第一号口において「指定地域」という。）に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上である者にあつては八千十円）

三 前項第三号に該当する者（交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である者及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難であることが著しく困難である者 第一号に掲げる額と前号に掲げる額との合計額

四 前項第三号に該当する者（前号に掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が第二号に掲げる額以上である者 第一号に掲げる額

五 前項第三号に該当する者（第三号に掲げる者を除く。）のうち、運賃等相当額が第二号に掲げる額未満である者 第二号に掲げる額

六 運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額に、現に通所した日数を乗じて得た額

七 運賃等を負担する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）の通所のため自動車等を使用することが著しく困難である者以外の者であつて、自動車等を使用するものとした場合の通所の距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

二 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

三 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

四 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

五 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

六 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

七 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

一 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるもの）を含む。次号において同じ。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

二 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

三 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

四 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

五 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

六 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

七 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

一 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるもの）を含む。次号において同じ。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

二 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

三 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

四 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

五 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

六 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額

七 交通機関等が定期乗車券の価額の場合は、当該交通機関等の利用区間について、最も低廉となる定期乗車券の価額



- 2 特例高年齢被保険者は、前項の規定にかかる  
らず、職業安定局長が定めるところにより、同  
項に定める書類を添えないことができる。

3 事業主は、第一項の規定による届出をしよう  
とする者から当該届出をするために必要な証明  
を求められたときは、速やかに証明しなければ  
ならない。

(特例高年齢被保険者に対する個人番号変更届  
の特例)

**第六十五条の十一** 特例高年齢被保険者は、そ  
の個人番号が変更されたときは、速やかに、個人  
番号変更届を管轄公共職業安定所の長に提出し  
なければならない。この場合において、当該特  
例高年齢被保険者を雇用する事業主について  
は、第十四条の規定は、適用しない。

(特例高年齢被保険者に対する休業開始時賃金  
証明書の特例)

**第六十五条の十二** 特例高年齢被保険者は、法第  
六十五条の四第一項に規定する休業を開始した  
ときは第一百一条の十九第一項の規定により第百  
一条の十九第一項に規定する介護休業給付金支  
給申請書の提出をする日までに、法第六十五条  
の七第一項に規定する休業(同一の子について  
二回以上の同項に規定する休業をした場合にあ  
つては、初回の休業に限る)を開始したとき  
は第一百一条の三十第一項又は第一百一条の三十三  
第一項の規定により第一百一条の三十第一項に規  
定する育児休業給付受給資格確認票。(初回)  
育児休業給付金支給申請書又は第一百一条の三十一  
三第一項に規定する育児休業給付受給資格確認  
票・出生時育児休業給付金支給申請書の提出を  
する日までに、休業開始時賃金証明書に労働者  
名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日  
及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明  
することができる書類を添えて管轄公共職業安  
定所の長に提出しなければならない。この場合  
において、当該特例高年齢被保険者を雇用する  
事業主については、第十四条の二第一項の規定  
は、適用しない。

特例高年齢被保険者は、前項の規定にかかわ  
らず、職業安定局長が定めるところにより、同  
項に定める書類を添えないことができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により休  
業開始時賃金証明書の提出を受けたときは、当  
該休業開始時賃金証明書に基づいて作成した休  
業開始時賃金証明票を当該特例高年齢被保険者  
に交付しなければならない。

第六十五条の十二

**第六十五条の十三** 特例高年齢被保険者に対する  
第一百一条の十六、第一百一条の十九第一項、第一百  
二条の二十、第一百一条の二十二、第一百一条の三  
十第一項及び第四項、第一百一条の三十一、第一百  
一条の三十三第四項並びに第一百二条の規定の適用  
用については、第一百一条の十六、第一百一条の三  
十二及び第一百一条の三十一中、「をした場合」と  
あるのは、「を全ての適用事業においてした場合」  
と、第一百一条の十九第一項、第一百一条の三  
十第一項及び第四項並びに第一百一条の三十三第三  
項中「事業主を経由してその事業所の所在地に  
を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければ  
ならぬ。ただし、やむを得ない理由のため  
事業主を経由して当該申請書の提出を行うこと  
が困難であるときは、事業主を経由しないで  
出を行なうことができる。」とあるのは、「管轄公  
共職業安定所の長に提出しなければならない。  
と、第一百一条の二十及び第一百二条中「受けける  
者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは、「  
その事業所の所在地を管轄する公共職業安定  
所」とあるのは、「受けける者」とする。  
(特例高年齢被保険者に対する雇用安定事業等  
の特例)

**第六十五条の十四** 第四章において、特例高年齢  
被保険者は、この省令に別段の定めがある場合  
を除き、第三条に規定する被保険者でないもの  
とみなす。

**第四節 短期雇用特例被保険者の求職者の  
給付**

**(短期雇用特例被保険者の確認)**

**第六十六条** 法第三十八条第二項の確認は、公共  
職業安定所長が、同条第一項各号のいずれかに  
該当する者について、被保険者となつたこととの  
確認を行つた際に、又は被保険者の申出若しくは  
は職権による調査により被保険者が当該各号に  
掲げる者に該当することを知つた際に行なうもの  
とする。

2 第九条の規定は、前項の規定による確認につ  
いて準用する。

(法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める  
理由) 第六十七条 法第三十九条第一項の厚生労働省令  
で定める理由は、第十八条各号に掲げる理由と  
する。

(失業の認定)  
**第六十八條** 管  
おいて準用す  
職票を提出し  
めたときは、  
している」と  
(以下二つ省)

していることについての認定を受けるべき日（以下この条において「失業の認定日」という。）及び特例一時金を支給すべき日（以下この条において「支給日」という。）を定め、その者に知らせるとともに、特例受給資格者証（個人番号カード）を提示して次条において準用する第十九条第一項の規定による提出をした者であつて、雇用保険特例受給資格通知（当該者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日、離職理由、基本手当日額、所定給付日数、給付に係る処理状況その他の職業安定局長が定める事項を記載した通知をいう。以下「特例受給資格通知」という。）の交付を希望するものにつつて、特例受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

管轄公共職業安定所の長は、前項の規定により失業の認定日及び支給日を変更したときは、その旨を当該特例受給資格者に知らせなければならない。

（準用）

**第六十九条** 第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二条、第四十四条から第四十七条まで、第四十九条、第五十条並びに第五十四条の規定は、特例一時金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格者証」とあるのは「特例受給資格者証」と、「受給資格通知」とあるのは「第六十八条第一項に規定する特例受給資格通知」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と、「失業の認定」とあるのは「法第四十二条第三項の失業している」とについての認定」と、「失業認定申告書（様式第十四号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第二十四号）」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「口座振込特例受給資格者」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十条第四項において準用する法第三十一条第一項」と、「この

款の規  
く。」  
るこの  
を除く  
項の規

(特例受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合の手続)  
**第七十条** 法第四十一条第一項の規定に該当する特例受給資格者については、前二条の規定は適用せず、その者を受給資格者とみなして第二節の規定を適用する。  
**2 特例受給資格者証の交付を受けた者は、法第四十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その保管する特例受給資格者証を管轄公共職業安定所の長に返還しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、その者に交付しなければならない。**  
**3 特例受給資格通知の交付を受けた者が法第十四条第一項の規定に該当するに至つたときは、管轄公共職業安定所の長は、必要な事項を記載した受給資格通知をその者に交付しなければならない。**

定（第十九条及び第二十条の規定を除く）あるのは「第六十九条において準用する規定（第十九条及び第二十条の規定）並びに第六十八条及び第七十条第二項」と読み替えるものとする。

業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

2 日雇労働者は、前項の規定により日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証、個人番号カード又は出入国管理局管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理局に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書を提示したときは、前項の規定にかかるわらず、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えないことができる。

3 第一項の規定による届出を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該届出をした日雇労働被保険者に対し、法第四十二条各号のいずれか及び法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。（日雇労働被保険者任意加入の申請）

第七十二条 日雇労働者は、法第四十三条第一項第四号の認可を受けようとするときは、管轄公共職業安定所に出頭し、日雇労働被保険者任意加入申請書（様式第二十六号）に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 前条第一項後段及び第二項の規定は、前項の日雇労働被保険者任意加入申請書の提出について準用する。

3 第一項の規定による申請を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該申請をした日雇労働被保険者に対する、法第四十二条各号のいずれかに該当することを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。（日雇労働被保険者手帳の交付）

第七十三条 管轄公共職業安定所の長は、第七十条の規定により日雇労働被保険者資格取得届の提出を受けたとき（当該日雇労働被保険者資格取得届を提出した者が法第四十二条各号のいずれか及び法第四十三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当すると認められる場合に限る）、又は前条第一項の日雇労働被保険者任意加入申請書に基づき法第四十三条第一項第四号の認可をしたときは、当該日雇労働被保険者

2 者資格取得届を提出した者又は当該認可に係る者に、被保険者手帳を交付しなければならない。

3 第一項の規定による届出を受けた管轄公共職業安定所の長は、当該届出をした日雇労働被保険者手帳を減失し、若しくは損傷し、又はこれに余白がなくなつた場合は、その旨を公共職業安定所長（厚生労働省組織規則第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱わない公共職業安定所の長を除く。以下本節において同じ。）に申し出で、新たに被保険者手帳の交付を受けなければならぬ。この場合において、日雇労働被保険者は、運転免許証その他の被保険者手帳の再交付を申請しようとする者が本人であることを見認することができる書類を提示しなければならない。

4 第一項第五項から第七項まで及び第五十条第四項の規定は、前項の規定による被保険者手帳の交付について準用する。この場合において、第五十条第四項中「基本手当」とあるのは、「日雇労働求職者給付金」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により準用する場合を含む。第一項の規定により準用する場合を含む。第一項の規定により準用する場合を含む。

6 第一項の規定により失業の認定を受けようとする者は、前条第二項の規定により失業の認定を受けたため第七十一条第一項後段（前条第二項の規定により失業の認定を受けた日雇労働被保険者資格継続の認可申請）

7 第一項の規定により失業の認定を受けようとする者は、前条第二項の規定により失業の認定を受けた日雇労働被保険者資格継続の認可申請）

2 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働者が、第一項の規定により被保険者手帳の交付を受けようとするときは、これをその者に交付しなければならない。

3 第一項の規定により失業の認定を受けようとする者は、前条第二項の規定により失業の認定を受けた日雇労働被保険者資格継続の認可申請）

2 事業主が事業を休止したことによりあらかじめ公共職業安定所から紹介されていた職業に就くことができなかつた日

3 当該日雇労働被保険者について公共職業安定所が職業紹介を行わないこととなる日と行う場合は、その日を除く。）のと/orのとする。

2 降雨、降雪その他のやむを得ない理由のため事業主が事業を休止したことによりあらかじめ公共職業安定所から紹介されていた職業に就くことができなかつた日

3 当該日雇労働被保険者について公共職業安定所が職業紹介を行わないこととなる日と行う場合は、その日を除く。）のと/orのとする。

2 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に、当該失業の認定に係る日分の日雇労働求職者給付金の支給を受けることをその者に交付しなければならない。

3 第一項の規定により失業の認定を受けようとする者は、天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができないときは、前二項の規定にかかるわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内の日において、失業の認定を受けることができるものとする。

4 前項の規定により失業の認定を受けようとする者は、次に各号に掲げる事項を記載した官公署の証明書又は公共職業安定所長が適当と認める者は、次に各号に掲げる事項を記載した官公署の証明書又は公共職業安定所長が適当と認めることを証明することができる書類その他必要な書類の提出を命ずることができる。

5 第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けようとする者は、公共職業安定所に出頭し、被保険者手帳を提出するとともに、当該失業の認定に係る失業の日がその日の属する週における日雇労働求職者給付金の支給を受けるべき最初の日であるときは、その週においてその日前に職業に就かなかつた日があることを公共職業安定所長に届け出なければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

2 日雇労働被保険者資格継続認可申請書の提出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に法第四十三条第二項の認可をした旨又はしなかつた旨を記載した上、当該提出をした者に返付しなければならない。（失業の認定）

第七十五条 法第四十五条の規定に該当する者が受けける法第四十七条第一項の失業していることは、当該事業主を経由しないで提出することができる。

2 日雇労働被保険者資格継続認可申請書の提出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に法第四十三条第二項の認可をした旨又はしなかつた旨を記載した上、当該提出をした者に返付しなければならない。

3 第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けようとする者は、公共職業安定所に出頭し、被保険者手帳を提出するとともに、当該失業の認定に係る失業の日がその日の属する週における日雇労働求職者給付金の支給を受けるべき最初の日であるときは、その週においてその日前に職業に就かなかつた日があることを公共職業安定所長に届け出なければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

2 公共職業安定所長は、その公共職業安定所において失業の認定及び日雇労働求職者給付金の支給を行う時刻を定め、これを法第四十五条の規定に該当する者であつて日雇労働求職者給付金の支給を受けようとするものに知らせておかなければならぬ。

3 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働被保険者が、第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けるため第五項後段（第七十九条第六項の規定により準用する場合を含む。）の証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

4 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

5 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

6 公共職業安定所長は、その公共職業安定所において失業の認定及び日雇労働求職者給付金の支給を行う時刻を定め、これを法第四十五条の規定に該当する者であつて日雇労働求職者給付金の支給を受けようとするものに知らせておかなければならぬ。

7 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働被保険者が、第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けるため第五項後段（第七十九条第六項の規定により準用する場合を含む。）の証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

2 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に、当該失業の認定に係る日分の日雇労働求職者給付金の支給を受けることをその者に交付しなければならない。

3 第一項の規定により失業の認定を受けようとする者は、天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができないときは、前二項の規定にかかるわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内の日において、失業の認定を受けることができるものとする。

4 前項の規定により失業の認定を受けようとする者は、次に各号に掲げる事項を記載した官公署の証明書又は公共職業安定所長が適当と認める者は、次に各号に掲げる事項を記載した官公署の証明書又は公共職業安定所長が適当と認めることを証明することができる。

5 第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けようとする者は、公共職業安定所に出頭し、被保険者手帳を提出するとともに、当該失業の認定に係る失業の日がその日の属する週における日雇労働求職者給付金の支給を受けるべき最初の日であるときは、その週においてその日前に職業に就かなかつた日があることを公共職業安定所長に届け出なければならない。この場合において、第一条第五項第四号の職業安定局長が定める者にあつては、職業安定局長が定める証明書を添えなければならない。

2 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

3 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

4 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

5 前項の者は、払渡希望金融機関変更届に被保険者手帳を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

6 公共職業安定所長は、その公共職業安定所において失業の認定及び日雇労働求職者給付金の支給を行う時刻を定め、これを法第四十五条の規定に該当する者であつて日雇労働求職者給付金の支給を受けようとするものに知らせておかなければならぬ。

7 事業主は、その雇用する又はその雇用している日雇労働被保険者が、第一項から第三項までの規定により失業の認定を受けるため第五項後段（第七十九条第六項の規定により準用する場合を含む。）の証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

と、「返付」(当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知その処分に関する事項を記載した上、交付)にあるのは「返付」と読み替えるものとする。

(日雇労働求職者給付金の特例の申出)

**第七十八条** 法第五十三条第一項の申出は、管轄公共職業安定所の長に対し、文書により、被保険者手帳を提出して行わなければならない。

3 管轄公共職業安定所の長は、前項の申出があったときは、当該申出をした者が失業の認定を受けるべき日を定め、その者に知らせるとともに、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、交付する。

4 第四十九条の規定は、法第五十三条第一項の申出をした者がその氏名又は住所若しくは居所を変更した場合について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「失業の認定」とあるのは「第七十五条第一項の失業の認定」と、「基本手当」とあるのは「法第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金」と、「受給資格者証を添えて(当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して)」とあるのは「被保険者手帳を添えて」と、第四十九条第二項中「受給資格者証」とあるのは「被保険者手帳」と、「返付(当該提出をした者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知に必要な事項を記載した上、交付)」とあるのは「返付」と読み替えるものとする。

(日雇労働求職者給付金の特例に係る失業の認定)

**第七十九条** 前条第一項の申出をした者が受けれる失業の認定は、管轄公共職業安定所において、同項の申出をした日から起算して四週間に一回ずつ行うものとする。

2 前項の規定により失業の認定を受けようとする日において天災その他やむを得ない理由により管轄公共職業安定所に出頭することができないときは、前項の規定にかかわらず、その理由を記載した証明書を提出し、当該理由のやんだ後における最初の失業の認定を受けるべき日に失業の認定を受けることができる。

3 前二項の規定により失業の認定を受けようとするときは、管轄公共職業安定所に出頭し、被保険者手帳を提出しなければならない。

4 前条第一項の申出をした者は、職業に就くためその他やむを得ない理由のため第一項の規定

により失業の認定を受けようとする日以外の日における申出を受けたときは、その旨を管轄公共職業安定所の長に申し出なければならない。

5 管轄公共職業安定所の長は、前項の申出を受けたときは、その申出を受けた日に失業の認定を行うことができる。

6 第二十三条第二項の規定は、第四項の規定による申出について、第七十五条第五項後段の規定は、第三項の被保険者手帳の提出について準用する。  
(準用)

**第八十条** 第五十四条、第七十六条及び第七十七条の規定は、法第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給について準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項中「受給資格者」とあるのは、「法第五十三条第一項の申出をした者」と、同条第三項中「この款の規定」(第十九条及び第二十条の規定を除く。)「とあるのは、「第七十六条、第七十八条及び第七十九条の規定」と読み替えるものとする。  
(受給資格の調整)

**第八十一条** 法第五十六条第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に雇用された一月を法第十四条の規定による被保険者期間の一箇月として計算する措置の適用を受けようとする者は、その二月の翌々月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、返ししなければならない。

3 第一項の措置の適用を受けた者が受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者となるに至つた場合において、基本手当・高年齢扶助職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、第十九条第一項(第六十五条の五又は第六十九条において準用する場合を含む。)の規定により、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出した上、当該措置の適用を受けた旨を申し出なければならない。

4 法第五十六条第二項の厚生労働省令で定める率は、二千分の十三とする。

**第八十二条** 法第五十六条の二第一項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の規定による申出について、第七十五条第五項後段の規定は、第三項の被保険者手帳の提出について準用する。

て同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間を法第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなす措置の適用を受けようとする者は、当該期間の最後日の属する月の翌月の末日までに、当該同一の事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長又は管轄公共職業安定所の長に、被保険者手帳を提出して、その旨届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた公共職業安定所長は、被保険者手帳に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

3 第一項の措置の適用を受けた者が受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者となるに至った場合において、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、第十九条第一項（第六十五条の五又は第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出した上、当該措置の適用を受けた旨を申し出なければならない。

4 法第五十六条の二第二項の厚生労働省令で定める率は、二千分の十三とする。

### 第六節 就職促進給付

（法第五十六条の三第一項の厚生労働省令で定める基準）

**第八十二条** 法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る同項の厚生労働省令で定める基準は、同号に該当する者が次の要件に該当する者であることとする。

一 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

二 法第二十一条の規定による期間が経過した後職業に就き、又は事業を開始したこと。

三 受給資格に係る離職について法第三十三条第一項の規定の適用を受けた場合において、法第二十二条の規定による期間の満了後（簡月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）及び同条第十項に規定する職業紹介事業者をいう。以下同じ。）の紹介により職業に就いたこと。

四 雇入れをすることを法第二十一条に規定する求職の申込みをした日前に約した事業主に雇用されたものでないこと。

二、離職前の事業主に再び雇用されたものでない号に該当する者が次の要件に該当する者であることとする。

一、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたこと。

三、法第二十一条（法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による期間が経過した後職業に就いたこと。

四、法第三十二条第一項本文若しくは第二項若しくは第三十三条第一項本文（これらの規定を法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第一項本文（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、これらの規定に規定する期間（法第三十三条第一項本文に規定する期間にあっては、同項ただし書に規定する期間を除く。）が経過した後職業に就いたこと。（法第五十六条の三第一項第一号ロの厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者）

**第八十二条の二** 法第五十六条の三第一項第一号ロの厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者は、一年を超えて引き続き雇用され事が確実であると認められる職業に就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができる）が経過した後職業に就いたこと（法第五十六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者）

**第八十二条の三** 法第五十六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等（同条第二項に規定する受給資格者等をいう。以下同じ。）は、一年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた受給資格者等であつて、就業促進手当を支給することが当該受給資格者等の職業の安定に資すると認められるものとする。（法第五十六条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等をいう。以下同じ。）は、一年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた受給資格者等であつて、就業促進手当を支給することが当該受給資格者等の職業の安定に資すると認められるものとする。

法第五十六条の三第一項第二号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

四十五歳以上の受給資格者であつて、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十一条第三項若しくは第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。第八十四条第一項において同じ。）又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第七条第一項に規定する求職活動支援書（第一百二条の五第二項第二号において「求職活動支援書」という。）若しくは同法第十七条第一項の規定の例により、定年若しくは継続雇用制度（同法第九条第一項第二号の継続雇用制度をいう。）がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなつてゐる六十歳以上六十五歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成された書面の対象となる者（第八十四条第一項において「高年齢支援対象者」という。）に該当するもの二季節的に雇用されていた特例受給資格者であつて、第百十三条第一項に規定する指定地域内に所在する事業所の事業主による通年雇用に係るもの三日雇労働被保険者として雇用されることを常態とする日雇受給資格者であつて、四十五歳以上であるもの四駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十年法律第五十八号）第十条の二第一項又は第二項の認定を受けている者は第二項の認定を受けている者五沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者六本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条第一項若しくは年法律第十七号）第十六条第一項若しくは第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条第一項若しくは年法律第十七号）第一条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

第三十二条各号に掲げる者（法第五十六条の三第二項の厚生労働省令で定める期間）

**第八十二条の四** 法第五十六条の三第二項の厚生労働省令で定める期間は三年とする。  
(就業手当の支給申請手続)

**第八十二条の五** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）の支給を受けようとするときは、給与に関する明細その他の就業の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該事実を証明することができる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）就業手当支給申請書（様式第二十九号）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、一の労働契約の期間が七日以上であるときは、就業手当支給申請書に労働契約に係る契約書その他の労働契約の期間及び所定労働時間を証明することができる書類を添えなければならぬ。

2 受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するところほか、職業安定局長が定めることにより、前項に定める書類及び受給資格者証を添えない（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合には、前項に定める書類の添付をせず、かつ、個人番号カードを提示しない）ことができる。

3 第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、法第五十五条第三項又は第四項の規定による失業の認定の対象となる日（法第二十一条に規定する求職の申込みをした日以後最初の失業の認定においては、法第三十三条规定の認定により基本手当を支給しないこととされる期間内の日を含む。以下この条及び第百条の八第三項において同じ。）について、当該失業の認定を受ける日にしなければならない。

4 失業の認定日（第十九条第三項に規定する失業の認定日をいう。以下この項において同じ。）に現に職業に就いている場合（第二十三条第一項第一号の規定により申出を行つた場合を除く。）における第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、当該失業の認定日における失業の認定の対象となる日について、前項の規定にかかわらず、次の失業の認定日の前日までにしなければならない。

受給資格者が第二十条第二項の規定に該当する場合における第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、同条第二項の規定による出頭をした日以後の日に前二項の規定により当該提出を行うことにより就業手当の支給を受けることができる日のうち、当該出頭をした日の前日までの日（既に就業手当の支給を受けた日を除く。）について、前二項の規定にかかわらず、当該出頭をした日に行わなければならない。

第二十二条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（就業手当の支給）

**第八十二条の六** 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対する就業手当の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に就業手当を支給するものとする。

（再就職手当の支給申請手続）

**第八十二条の七** 受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号ロの安定定着職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該各号に定める書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）再就職手当支給申請書（様式第二十九号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一 第八十二条の二に規定する一年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた受給資格者 第八十二条第一項第一号に該当することの事實を証明することができる書類

二 第八十二条の二に規定する事業を開始した受給資格者 登記事項証明書その他の当該事業を開始したことの事實を証明することができる書類

受給資格者は、前項の規定にかかわらず、次項の規定により準用する第二十二条第一項の規定によつては、登記事項証明書その他の当該事業を開始したことの事實を証明することができる。

第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の場合における提出について準用する。



2	料 転 移	離 距 る な と 磡 基 の 算 計 の 額 の 貨
船貨又は車貨の支給を受ける受給資格者等に	円 ○ ○ ○ 、三九	満未ルト   メロキ
	円 ○ ○ ○ 、七〇一	満未ルト   メロキ百上以ルト   メロキ
	円 ○ ○ ○ 、二三一	満未ルト   メロキ百三上以ルト   メロ
	円 ○ ○ ○ 、三六一	満未ルト   メロキ百五上以ルト   メロキ
	円 ○ ○ ○ 、六一二	満未ルト   メロキ千上以ルト   メロキ
	円 ○ ○ ○ 、七二二	満未ルト   メロキ百五千上以ルト   メロ
	円 ○ ○ ○ 、三四二	満未ルト   メロキ千二上以ルト   メロキ百
	円 ○ ○ ○ 、二八二	上以ルト   メロキ

**(移転費の支給申請)**

**第九十二条** (移転費の支給申請) 受給資格者等は、移転費の支給を受けるようとするときは、移転の日の翌日から起算して一箇月以内に、受給資格者証等を添えて(受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して)、移転費支給申請書(様式第三十号)を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、親族を随伴するときは、その親族がその者により生計を維持されている者であることを証明することができる書類を添えなければならない。

受給資格者等は、前項の移転費支給申請書を

提出する場合において、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める額を管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。

二 就職先の事業主等が所有する自動車等を用途して住所又は居所を変更する場合 実費相当額

二 就職先の事業主等から就職支度費を受け、又は受けるべき場合 就職支度費の額

第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の受給資格者証等(受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カード)について準用する。

(移転費の支給)

**第九十三条** 移転費支給申請書の提出を受けた管轄公共職業安定所の長は受給資格者等に対する移転費の支給を決定したときは、移転費支給決定書(様式第三十一号)を交付した上、移転費を支給するものとする。

(移転費の支給を受けた場合の手続)

**第九十四条** 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就いたことにより移転費の支給を受けた受給資格者等は、就職先の事業所に出頭したときは、前条の移転費支給決定書をその事業所の事業主に提出しなければならない。

**第九十五条** 移転費の支給を受けた受給資格者等は、公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは、公共職業安定所長に送付しなければならない。  
(移転費の返還)







4 この条及び第一百一十二条の二の十四において支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において六箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ六箇月後までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

練に係る資格を取得等し、かつ、般被保險者又は高年齢被保險者として雇用された日の翌日から起算して一箇月以内（一般被保險者又は高年齢被保險者として雇用されている者にあつては、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して一箇月以内）に、次の各号に掲げる書類及び教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて（当該教育訓練給付対象者が教育訓練受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）教育訓練給付金支給申請諸書（様式第三十三号の二（五））を管轄公共職業安定所の長に提出しなけ

とする。七日以内に教育訓練給付金を支給するもの

**第一百一条の二の十四** 管轄公共職業安定所の長は、第一百一条の二の七第二号に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に当該支給申請に係る支給単位期間について教育訓練給付金を支給するものとする。

**第一百一条の二の七第三号**に掲げる者に該当する教育訓練給付対象者に対する専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは

受給者電話番号変更届（様式第三十三号の二）  
第六）と、「受給資格者氏名変更届又は受給資格者  
住所変更届」とあるのは「教育訓練給付金受  
給者氏名変更届、教育訓練給付金受給者住所変  
更届又は教育訓練給付金受給者電話番号変更  
届」と読み替えるものとする。

### 第七節 雇用継続給付

#### 第一款 高年齢雇用継続給付

（法第六十一条第一項の厚生労働省令で定める  
理由）

**第一百一十三条** 法第六十一条第一項の厚生労働省  
令で定める理由は、次のとおりとする。  
一 非行  
二 疾病又は負傷

（全支給単位期間における当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給に係る専門実践教育訓練の受講のために支払った費用（第一百一一条の一）の六に定める費用の範囲内のものに限る。）の額を証明することができる

支給単位期間分の教育訓練給付金の額から既に支給を受けた当該専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の額を減じて得た額を基礎として厚生労働大臣の定める方法により算定して得た額を支給するものとする。

四 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長が定めるもの（法第六十一条第五項第二号の厚生労働省令で定める率）

二 当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明

三 当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類

四 その他厚生労働大臣が定める書類

第一百一条の一の十五 第四十四条（第四項を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条及び第五十四条（一般教育訓練にあつては第四十九条及び第五十条、特定一般教育訓練にあつては同条を除く。）の規定は、教育訓練にあつては同条を除く。この場合、この規定は、

第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。  
一 法第六十一条第一項に規定するみななし賃金額に三十を乗じて得た額（以下この項において「みななし賃金月額」という。）に百分の二五を乗じて得た額

前項の規定にかかるわらず、職業安定局長が定めることにより、第一項第三号、第五項第四号及び前項第四号に掲げる書類のうち職業安定局長が定めるものを添えないことができる。  
8 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、第一項第一号のキャリアコ

おいて、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「教育訓練給付金の支給を受ける」とが「生きる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練給付金の支給を受ける者」と、「受給資格者証」であるのは「教育訓練給付金及び其

二 法第六十一条第二項に規定する支給対象月（次条において「支給対象月」という。）に支払われた賃金額

専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。  
二 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らノンサルティングを実施するものとする。

育訓練支援給付金受給資格者証」と、「受給登記済通知」とあるのは、「第一百一十二条の二」第二項に規定する「教育訓練受給資格通知」と、「氏名又は住所若しくは居所」とあるのは、「氏名又は住所若しくは居所又は電話番号」と、「氏名又は

イ 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額  
イ を減じた額  
口 みなし賃金月額に百分の十一を乗じて得  
た額

が役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不當な勧誘を行わないこと。

変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届(様式第二十号)を、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届(様式第二十号)とあるのは「氏名を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者氏名変更届(

合における法第六十一条第五項第二号の厚生労働省令で定める率については、前項中「法第六十一条第一項に規定するみなし賃金日額」とあるのは「法第六十一条の二第一項の賃金日額」と、「みなし賃金月額」とあるのは「離職時賃

**第一百一一条の二の十三** 管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付対象者に対する一般教育訓練又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算

式第三十三号の二の六)を、住所又は居所を変更した場合にあつては教育訓練給付金受給者は電話にて届け出ることとする。

「金月額」と、「法第六十一条第二項に規定する支給対象月（次条において「支給対象月」といいう。）」とあるのは、「法第六十一条の二第二項に規定する再就職後の支給対象月（第一百一条の七

第二項において「再就職後の支給対象月」といって同じ。)は、初めて高年齢雇用継続基本給付受給申請書(様式第三十三号の三)提出から起算して四箇月以内に、高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(様式第三十三号の四)提出と並行して、高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(様式第三十三号の二)をもつて代えることができる。第三項、第四項、第八項及び第一百一条の七において同じ。)に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(様式第三十三号の四)以下「六十歳到達時等賃金証明書」という)、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの事実、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行なうことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

事業主は、その雇用する被保険者又はその雇用していった被保険者が第一項の規定により高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出するため六十歳到達時等賃金証明書の交付を求めたときは、これをその者に交付しなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条第一項本文の規定に該当すると認めたときは、当該被保険者に係る支給対象月について高年齢雇用継続基本給付を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月(既に行つた支給申請に係る支給対象月を除く。)について高年齢雇用継続基本給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を行なうとするときに支給申請を行なうと認められたとき、その者に知らせなければならない。

第六項の規定による通知を受けた被保険者は、支給対象月について高年齢雇用継続基本給付の支給を受けようとするときは、同項に規定する高年齢雇用継続基本給付金の支給申請を行なうべき月に、高年齢雇用継続給付支給申請書を事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

第四項から前項までの規定は、前項(この項目において準用する場合を含む。)の規定により高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した被保険者について準用する。

高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書に記載された事項については、事業主の証明を受けなければならない。

高年齢雇用継続給付支給申請書及び高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書に記載される事項については、事業主を経由して当該申請書の提出を行う場合に限る。)は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合にあつては、高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書及び同項に定める書類の提出に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用して提出することにより行なうものとする。ただし、電気通信回線の故障、障害、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができる。

第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第六項(第七項において準用する場合を含む。)の届出(事業主を経由して提出する場合に限る。)は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合には、高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、(事業主の助力等)の届出を行なうと認められる場合に限り、(事業主の助力等)の届出を行なうことができる。自ら高年齢雇用継続給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合に、事業主は、その手続を行うことができる。

公共職業安定所長は、前項の規定により高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条第一項本文の規定に該当すると認められたときは、当該被保険者に係る支給対象月について高年齢雇用継続基本給付を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月(既に行つた支給申請に係る支給対象月を除く。)について高年齢雇用継続基本給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を行なうとするときに支給申請を行なうと認められたとき、その者に知らせなければならない。

第六項(第七項において準用する場合を含む。)の届出(事業主を経由して提出する場合に限る。)は、当該事業主が特定法人の事業所の事業主である場合には、高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、(事業主の助力等)の届出を行なうと認められる場合に限り、(事業主の助力等)の届出を行なうことができる。自ら高年齢雇用継続給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合に、事業主は、その手続を行うことができる。

公共職業安定所長は、前項の規定により高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条第一項本文の規定に該当すると認められたときは、当該被保険者に係る支給対象月について高年齢雇用継続基本給付を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月(既に行つた支給申請に係る支給対象月を除く。)について高年齢雇用継続基本給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、(事業主の助力等)の届出を行なうと認められる場合に限り、(事業主の助力等)の届出を行なうことができる。自ら高年齢雇用継続給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合に、事業主は、その手続を行うことができる。

公共職業安定所長は、前項の規定により高年齢雇用継続給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条第一項本文の規定に該当すると認められたときは、当該被保険者に係る支給対象月について高年齢雇用継続基本給付を支給する旨を通知するとともに、その者が支給対象月(既に行つた支給申請に係る支給対象月を除く。)について高年齢雇用継続基本給付受給資格確認票(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書の提出に代えて、(事業主の助力等)の届出を行なうと認められる場合に限り、(事業主の助力等)の届出を行なうことができる。自ら高年齢雇用継続給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合に、事業主は、その手続を行うことができる。

法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間（以下「産前産後休業期間」という。）、法第六十一条の七第一項に規定する休業をする期間又は新たな対象家族を介護するための休業をする期間が始まつたこと。

四 期間を定めて雇用される者にあつては、介護休業開始予定期日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者であること。

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第一百一十七条 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるものは、被保険者の祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由）

第一百一十八条 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 出産

二 事業所の休業

三 事業主の命による外国における勤務

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用

五 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

（介護休業給付金の支給申請手続）

第一百一十九条 被保険者は、介護休業給付金の支給を受けようとするときは、法第六十一条の四第一項に規定する休業を終了した日（当該休業に係る最後の支給単位期間の末日をいう。）以後の日において雇用されている場合に、当該休業を終了した日の翌日から起算して二箇月を経過する日の属する月末日までに、当該被保險者の氏名、被保険者番号又は個人番号、対象家族の氏名、被保険者との続柄、性別及び生年月日並びに個人番号、当該休業の開始日及び終了日並びに当該休業期間中の休業日数並びに支給単位期間に支払われた賃金の額その他の職業安定所長が定める事項を記載した請求書（以下「介護休業給付金支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむ

三 住民票記載事項証明書 その他の対象家族の氏名、被保険者との続柄、性別及び生年月日  
一 休業開始時賃金証明票  
二 介護休業申出書  
主を得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。

書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由して当該申請書の提出を行なうことができる。事業主を経由しないで提出を行うことができる。

一 休業開始時賃金証明票

二 介護休業申出書

三 住民票記載事項証明書その他の対象家族の氏名、被保険者との続柄、性別及び生年月日を証明することができる書類

四 出勤簿その他の介護休業の開始日及び終了日並びに介護休業期間中の休業日数を証明することができる書類

五 賃金台帳その他の支給単位期間に支払われた賃金の額を証明することができる書類

六 介護休業終了後の雇用の継続が予定されていることを証明することができる書類（期間を定めて雇用される者に限る。）

七 被保険者は、前項の規定にかかるらず、職業安定局長が定めるところにより、同項第二号から第六号までに定める書類を添えないことができる。

八 公共職業安定所長は、第一項の規定により介護休業給付金支給申請書を提出した被保険者が、法第六十一条の四第一項の規定に該当すると認めたときは、当該被保険者に対して当該支給申請に係る支給単位期間について介護休業給付金を支給する旨を通知しなければならない。

九 第二十二条第一項ただし書の規定は、第一項の休業開始時賃金証明票について準用する。  
(準用)

第一百一条の二十 第四十四条(第四項を除く)、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第一百一条の五第八項、第一百一条の六及び第一百一条の九の規定は、介護休業給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「介護休業給付金を受け取ることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によって介護休業給付金の支給を受ける者」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所」と、「高年齢雇用継続給付受給資格確認票」(初回)「高年齢雇用継続給付支給申請書」(初回)及び第四項並びに第十七条の三から第十七条の三までに規定する書類」と読み替えるものとする。

七までの規定は、育児休業給付について準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「法第十条の三第一項」とあるのは、「法第六十一条の六第二項において準用する法第十条の三第一項」と、「受給資格者、高年齢受給資格者特例受給資格者、日雇受給資格者又は就職促進給付、教育訓練給付金若しくは雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下この節における「育児休業給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」と）」であるのは、「育児休業給付の支給を受けることができる者」と、「当該受給資格者等」とあるのは、「当該育児休業給付の支給を受けることができる者」と、「受給資格者等」とあるのは、「育児休業給付の支給を受けることができる者」と、「同条第三項中「受給資格者等」とあるのは、「育児休業給付の支給を受けることができる者」と、「法第六十一条の六第二項において準用する法第十条の四第一項」と、第十七条の六及び第十七条の七中「法第十条の四第三項」とあるのは、「法第六十一条の六第二項において準用する法第十条の四第三項」と読み替えるものとする。

（法第六十一条の七第一項の休業）

**第一百一十二条** 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この章において同じ。）が、次の各号（第一百一一条の二十九の二第二号ロ又は第三号ロ）に該当する場合にあつては、第一号から第四号まで）のいずれにも該当する休業（法第六十一条の七第五項に規定する支給単位期間において公共職業安定所長が就業をしていると認められる日数が十日（十日を超える場合にあつては、公共職業安定所長が就業をしていると認める時間が八十時間）以下であるものに限る）をした場合に、支給する。

一 被保険者がその事業主に申し出ることによつてすること。

二 前号の申出（以下この章において「育児休業の申出」という。）は、その期間中は休業をする」ととある一の期間について、その初日及び末日（次号において「休業終了予定期」という。）とする日を明らかにしてすること。

三 次のいずれかに該当することとなつた日後（ハに該当する場合にあつては、その日以後）の休業でないこと。

イ 休業終了予定日とされた日（その事業主に申し出ることによつて変更された場合にあつては、その変更後の日。以下この章において同じ。）の前日までに、子の死亡その他他の被保険者が育児休業の申出に係る子を養育しないこととなつた事由として公共職業安定所長が認める事由が生じたこと。

ロ 休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業の申出に係る子が一歳（第二百四十九条の二十五各号のいずれかに該当する場合にあつては、一歳六か月（第一百一条の二十六で準用する第二百一条の二十五回のいずれかに該当する場合は、二歳。次号において同じ。））に達したこと。

ハ 休業終了予定日とされた日までに、育児休業の申出をした被保険者について産前産後休業期間、法第六十一条の四第一項に規定する休業をする期間（以下「介護休業期間」という。）又は新たな一歳に満たない子を養育するための休業をする期間（以下「新たな育児休業期間」という。）が始まつたこと（当該育児休業の申出に係る子を養育するための新たな休業をする期間が始まつたときを除く。）。

二 育児休業の申出に係る子が一歳に達する日後の期間において当該子を養育するための育児休業給付金の支給に係る休業をした場合にあつては、当該休業が終了したこと（第一百一条の二十六において準用する第二百四十九条の二第二号ロに該当するときは、その二第二号ロに該当するときを除く。）。

ホ 育児休業の申出に係る子が一歳六か月に達する日後の期間において当該子を養育するための育児休業給付金の支給に係る休業をした場合にあつては、当該休業が終了したこと（第一百一条の二二十九の二第三号ロに該当するときを除く。）。

明らかでない者であること。

五 その子が一歳に達する日後から一歳六か月に達する日までの期間において新たに当該子を養育するための休業をする場合にあつては、そ



項の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十一条の七第一項に規定する休業とみなす。

(法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由)

**第一百一条の二十九** 法第六十一条の七第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

### 一 出産

事業所の休業

事業主の命による外国における勤務

国と民間企業との間の人事交流に関する法律

前各号に該当する交流採用

公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

(法第六十一条の七第二項の厚生労働省令で定める場合)

前各号に該当する理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの

(法第六十一条の七第二項の厚生労働省令で定める場合)

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳に満たない子について、イ育児休業の申出をした被保険者について

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳に満たない子について、イ育児休業の申出をした被保険者について

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳に満たない子について、イ育児休業の申出をした被保険者について

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳に満たない子について、イ育児休業の申出をした被保険者について

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳に満たない子について、イ育児休業の申出をした被保険者について

厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

その養育する一歳未満の子について二回

育児休業の申出をした被保険者について

介護休業期間が始まったことにより当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業期間が終了する日まで、当該介護休業期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当するに至った場合

死亡したとき。

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と被保険者との親族関係が消滅したとき。

新たな育児休業期間が始まることにより当該申出に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業期間が終了する日までに、当該新たな育児休業期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合

死亡したとき。

離婚する一歳六ヶ月に達する日までに係る子について二回の育児休業給付金の支給に係る休業（前二号に該当するものを除く。）をした場合であつて、一歳六ヶ月に達する日後に初めて休業を開始する場合

死亡したとき。

養子となつたことその他の事情により当該被保険者と同居しないこととなつたとき。

(口) 前号イからハまでのいずれかに該当する場合

その養育する一歳六ヶ月に達する日までの子について二回の育児休業給付金の支給に係る休業（前二号に該当するものを除く。）をした場合であつて、当該新たな育児休業期間が終了する日までに、当該新たな育児休業期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合

死亡したとき。

離婚する一歳六ヶ月に達する日までの子について二回の育児休業給付金の支給に係る休業（前二号に該当するものを除く。）をした場合であつて、一歳六ヶ月に達する日後に初めて休業を開始する場合

死亡したとき。

養子となつたことその他の事情により当該被保険者と同居しないこととなつたとき。

二十一(第一百一条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。第十二項において同じ。)の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていることの事実、当該休業終了後の雇用の継続の予定（期間を定めて雇用される者に限る。）、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えて、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して提出を行なうことができる。

口) 第一号イからハまでのいずれかに該当する場合

その養育する一歳六ヶ月に達する日までの子について二回の育児休業給付金の支給に係る休業（前二号に該当するものを除く。）をした場合であつて、当該新たな育児休業期間が終了する日までに、当該新たな育児休業期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至った場合

死亡したとき。

離婚する一歳六ヶ月に達する日までの子について二回の育児休業給付金の支給に係る休業（前二号に該当するものを除く。）をした場合であつて、一歳六ヶ月に達する日後に初めて休業を開始する場合

死亡したとき。

養子となつたことその他の事情により当該被保険者と同居しないこととなつたとき。











- (1) イ (1) から (3) までに該当する事業主であること。

(2) 支援書対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与えた事業主であること。

(3) 支援書対象被保険者に対する、(2)の休暇の日にについて、通常賃金の額以上の額を支払った事業主であること。

(4) (2) の休暇を付与される支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月(当該支援書対象被保険者が四十五歳以上上のものであるときは、九箇月)を経過する日までの間に当該支援書対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(5) 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(4)の再就職を実現した当該支援書対象被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(6) 次のいずれにも該当する事業主であること。  
（1）イ (1) から (3) までに該当する事業主であること。  
（2）教育訓練施設等に対し、支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練の実施を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。  
（3）（2）の委託に係る支援書対象被保険者の離職の日の翌日から算して六箇月(当該支援書対象被保険者が四十五歳以上上のものであるときは、九箇月)を経過する日までの間に当該支援書対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(4) 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(3)の再就職を実現した当該支

援書対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(5) (2) の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三 次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

(1) 第一号イ又は前号イに該当する中小企業事業主 第一号イ(7) 又は前号イ(7)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に要する費用(次項に規定する再就職支援型訓練の実施に係る費用又は第四項に規定するグループワークの実施に係る費用を含む場合は、次項又は第四項の規定により当該事業主に支給される額に相当する額を除く。以下このイにおいて同じ。)の一分の一(当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者であつて、職業安定局長が定める条件に該当する再就職が実現したもの(以下このイにおいて「特定計画対象被保険者等」という。)にあつては、三分の一)(当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものにあつては、五分の四)の額(一の事業所につき、一日の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。以下このイにおいて同じ。)

(2) 第一号イ又は前号イに該当する中小企業事業主以外の事業主 第一号イ(7)又は前号イ(7)の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に要する費用の四分の一(特定計画対象被保険者等にあつては、三分の一)(当該計画対象被保険者又は

当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものにあつては、三分の一（特定計画対象被保険者等が四十五歳以上のものにあつては、五分の二）の額

第一号口又は前号口に該当する事業主（第一号口（2）又は前号口（2）の休暇（第一号口（4）又は前号口（4）の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に与えたものに限る。）の日数（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、百八十日間を限度とする。）を合計した数に五千円（中小企業事業主にあつては、八千円）（支払った通常賃金の額以上の額が五千円（中小企業事業主にあつては、八千円）に満たないときは、当該通常賃金の額以上の額）を乗じて得た額（一の事業所につき、一年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

ハ 第一号ハ又は前号ハに該当する事業主次に掲げる額の合計額

(1) 第一号ハ（2）又は前号ハ（2）の委託（第一号ハ（3）又は前号ハ（3）の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対しても実施したものに限る。）に要する費用の四分の三（その額が、第一号ハ（2）の訓練を受けた当該計画対象被保険者又は前号ハ（2）の訓練を受けた当該支援書対象被保険者一人につき、次の（i）から（ii）までに掲げる一の第一号ハ（2）の訓練又は前号ハ（2）の訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（i）から（ii）までに定める額を超えるときは、当該定める額）（一の事業所につき、一年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）

(i) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）  
百時間以上二百時間未満 二十万円  
(ii) 中小企業事業主にあつては、三十万円

(ii) 三百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

ハ (2) の訓練 (当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等（実習事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等（職業訓練又は教育訓練をいう。第百三十八条を除き、以下同じ。）をいう。以下同じ。) に限る。) 又は当該支援書対象被保険者に對して前号ハ (2) の訓練 (当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。) を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額が、同項第一号イ (4) 又は第二号イ (4) の職業紹介事業者に對し、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として再就職先での職務の遂行に必要となる知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項及び第六項において「再就職支援型訓練」という。）の実施を委託し、その費用を負担した場合については、当該事業主に對しては、前項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号イ (7) 又は第二号イ (7) の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一の再就職支援型訓練の委託に要する費用の三分の一（その額が、当該再就職支援型訓練を受けた当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、次各号に掲げる一の再就職支援型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該定める額）（一の事業所につき、同一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限りる。）を支給するものとする。

三 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

4 第二項第一号イ又は第二号イに該当する事業主が、同項第一号イ（4）又は第二号イ（4）の職業紹介事業者に對し、計画対象被保険者は支援書対象被保険者の再就職に係る支援として三回以上のグレーブワークの実施を委託し、その費用を負担した場合にあつては、当該事業主に對しては、同項第三号に定める額に加え、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者（同項第一号イ（7）又は第二号イ（7）の再就職が実現したものに限る。）一人につき、一万円への事業所につき、一年の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

5 第二項第一号ロ又は第二号ロに該当する事業主が、計画対象被保険者又は支援書対象被保険者に対し、同項第一号ロ（2）又は第二号ロ（2）の休暇を与えた場合において、当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して一箇月を経過するまでの間に当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の再就職を実現したときは、当該事業主に対しては、同項第三号ロに定める額につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）を支給するものとする。

6 再就職支援コース奨励金の額（第二項第三号ロ及びハに定める額を除く。）が、同項第一号イ（7）又は第二号イ（7）の再就職が実現した計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、六十万円（一の再就職支援型訓練の実施回数が二百時間以上である中小企業事業主にあつては、八十万円）又は同項第一号イ（4）若しくは第二号イ（4）の委託に要する費用のいづれか低い額を超えるときは、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該いづれか低い額を当該再就職支援コース奨励金の額とする。

者又は職業安定局長が定める要件に該当する者（以下この項において「計画対象被保険者等」という。）一人につき三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る計画対象被保険者等にあつては、四十万円）を支給するものとする。ただし、一の事業所につき、一年度における当該計画対象被保険者若しくは当該支援書対象被保険者であつた者又は当該職業安定局長が定める要件に該当する者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。

一 計画対象被保険者若しくは支援書対象被保險者であつた者又は職業安定局長が定める要件に該当する者の離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの間に当該計画対象被保険者若しくは当該支援書対象被保険者であつた者又は当該職業安定局長が定める要件に該当する者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業主であること。

二 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて前号の雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

三 第一号の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（次号において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く）以外の事業主であること。

四 第一号の雇入れに係る事業所に雇用された者であつて基準期間に離職したものの中うち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

五 第一号の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

六 第一号の雇入れに係る計画対象被保険者等に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該計画対象被保険者等に対し支払った当

該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を当該雇入れに係る当該計画対象被保険者等を当該雇入れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該計画対象被保険者等に対し支払った賃金の額で除して得た割合が、いすれも職業安定局長が定める目標値を達成した事業主であること。  
前項の雇入れ支援コース奨励金の支給を受けた事業主であつて、第一号に該当する事業主に対するは、同項に定める額に加え、第二号に定める額を支給するものとする。  
一 次のいずれにも該当する事業主であること。  
イ 職業訓練計画（前項第一号の雇入れに係る者に業務に関連した知識又は技能を習得させるための訓練（以下この項において「受入れ人材育成型訓練」という。）に関する計画をいう。以下この項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。  
ロ 職業能力開発推進者を選任している事業主であること。  
ハ 職業訓練計画に基づき、前項第一号の雇入れに係る者に受入れ人材育成型訓練を受受けさせる事業主（当該受入れ人材育成型訓練の期間、当該雇入れに係る者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。  
二 次のイからハまでに定める額の合計額  
イ 受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入學料及び受講料の合計額（その額が、前項第一号の雇入れに係る者一人につき、次の（1）から（3）までに掲げる一の受入れ人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める額を超えるときは、当該定める額）  
(1) 十時間以上百時間未満 十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十二万円）  
（中小企業事業主にあつては、十五万円（職業安定局長が定める条件に該当する

(2) 百時間以上二百時間未満 二十万円  
雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、二十二万円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、三十五万円) 中小企業事業主にあつては、三十五万円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円)  
(3) 二百時間以上 三十万円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、四十万円) 中小企業事業主にあつては、五十万円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、六十万円)  
前項第一号の雇入れに係る者一人につき、受入れ人材育成型訓練(座学等に限らず)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数(該雇入れに係る者一人につき、六百時間を限度とする)に四百八十円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、五百八十円)(中小企業事業主にあつては、九百六十円(職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行つた事業主にあつては、千六十円))を乗じて得た額



特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。) であつて定年後も引き続いて雇用されることを希望する者を定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下この条において同じ。) の導入

(vii) 七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入(導入前の定年及び継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。)

(viii) 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの他社継続雇用制度(被保険者であつて定年後等(定年後又は継続雇用制度において設定した年齢の上限に達した後をいう。以下この号において同じ。)も引き続いて雇用されることを希望する者を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第二項の契約又は同法第十条の二第三項の契約を締結し、当該契約に基づき定年後等も当該希望者の雇用を確保する制度をいう。以下この条において同じ。) の導入

七十歳以上の年齢までの他社継続雇用制度の導入(導入前の定年並びに継続雇用制度において設定した年齢の上限及び他社継続雇用制度において設定した年齢の上限が七十歳未満のものに限る。)

(5) (1) の措置の実施に要した費用(人件費を除く。)の負担の状況及び当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(2) 六箇月前の日から支給申請を行った日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(3) 支給申請を行った日の前日において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第八条又は第九条第一項の規定と異なる定めをしていないこと。

(4) 该事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて六十歳以上の被保険者(以下この条において「対象被保険者」という。)(1) の措置の対象となる者に限る。) が一人以上いること。

(5) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の規定による作業施設の改善

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の規定による作業施設の改善

その他の諸条件の整備を図るために業務を担当する者の選任に加え、雇用する高年齢者に配慮した次に掲げるいすれかの措置を行つた事業主であること。

(i) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

(ii) 作業施設及び作業方法の改善

(iii) 健康管理及び安全衛生の配慮

(iv) 職域の拡大

(v) 知識及び経験等を活用できる配置又は待遇の推進

(vi) 賃金体系の見直し

(vii) 勤務時間制度の弾力化

(viii) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対する、五十歳以上の期間の定めのある労働契約を締結する労働者(2)において「対象有期契約労働者」という。) の期間の定めのない労働契約を締結する労働者への転換に係る計画(以下この号において「無期雇用転換計画」という。) を提出し、当該無期雇用の安定等に関する法律第二条第一項に規定する高年齢者(以下この条において「高年齢者」という。) の雇用管理制度の整備等の取組に係る計画(以下この条において「雇用管理整備計画」という。) を提出し、当該雇用管理整備計画が高年齢者の雇用の推進を図るために適切であると認められる事業主であること。

(2) 無期雇用転換計画に基づく措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。) を実施するための制度の導入を実施し、当該措置の実施の状況及び当該雇用管理整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過するまでの間における当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3) (2) の措置を実施した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間(4)において「基準期間」という。)において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。) 以外の事業主であること。

(4) (2) の措置に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したも

提出した日から起算して六箇月前の日から支給申請を行つた日の前日までの間に、労働協約又は就業規則において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第十一條の規定による作業施設の改善を行つた事業主であること。

(i) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

(ii) 作業施設及び方法の改善

(iii) 健康管理及び安全衛生の配慮

(iv) 職域の拡大

(v) 知識及び経験等を活用できる配置又は待遇の推進

(vi) 賃金体系の見直し

(vii) 勤務時間制度の弾力化

(viii) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対する、五十歳以上の期間の定めのある労働契約を締結する労働者(2)において「対象有期契約労働者」という。) の期間の定めのない労働契約を締結する労働者への転換に係る計画(以下この号において「無期雇用転換計画」という。) を提出し、当該無期雇用の安定等に関する法律第二条第一項に規定する高年齢者(以下この条において「高年齢者」という。) の雇用管理制度の整備等の取組に係る計画(以下この条において「雇用管理整備計画」という。) を提出し、当該雇用管理整備計画が高年齢者の雇用の推進を図るために適切であると認められる事業主であること。

(2) 無期雇用転換計画に基づく措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。) を実施するための制度の導入を実施し、当該措置の実施の状況及び当該雇用管理整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過するまでの間における当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3) (2) の措置を実施した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間(4)において「基準期間」という。)において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。) 以外の事業主であること。

(4) (2) の措置に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したも

のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの他の諸条件の整備を図るために業務を担当する者の選任に加え、雇用する高年齢者に配慮した次に掲げるいすれかの措置を行つた事業主であること。

(i) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

(ii) 作業施設及び方法の改善

(iii) 健康管理及び安全衛生の配慮

(iv) 職域の拡大

(v) 知識及び経験等を活用できる配置又は待遇の推進

(vi) 賃金体系の見直し

(vii) 勤務時間制度の弾力化

(viii) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主(2)から(i-v)までに掲げる事業所の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(2) 前号イ(1)(i)の措置を講じた事業主(2)から(i-v)までに掲げる事業所の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(十五)歳未満の求職者に限り、(9)から  
 (15)までに該当する者にあつては四十五歳以上六十五歳未満の求職者に限り、公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練（その期間が二週間（2）又は（3）に掲げる者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことがある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主にて雇い入れられるもの（以下「職場適応訓練受講求職者」という。）を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主（(15)に掲げる者を雇い入れる場合においては、公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主に限る。）であること。

(6) 六十歳以上の者

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、二十歳未満の子若しくは別表第二に定める障害がある状態にある子又は同項目の精神若しくは身体の障害により長期にわたつて労働の能力を失つている配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の父等」という。）

(7) 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項目に規定する児童の父である者（以下「父子家庭の父」という。）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

(8) した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰國した日から起算して十年を経過していないもの  
北朝鮮当局によつて拉致された被患者等の支援に関する法律（平成十四年法律第二百四十三号）第二条第一項第五号に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して十年を経過していないもの及び同号に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子及び孫が北朝鮮内にとどまつていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

(9) 駐留軍関係離職者等臨時措置法第十条の二第一項又は第二項の認定を受ける者

(10) 沖縄振興特別措置法第七十条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

(11) 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第十九号）第四条第一項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）第三条の二の規定による漁業離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

(12) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）附則第二条第一項第一号に規定する手帳所持者である漁業離職者又は同令附則第六条の規定により手帳所持者である漁業離職者とみなされる者

(13) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第十一条第一項若しくは第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令第一条の規定による一時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の

(14) 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者（同法第五条第一項に規定する実施計画についての規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。）  
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第一項第六号に規定する港湾運送事業離職者（同号に規定する事業規模の縮小等の実施について同号の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。）  
(15) (1) から (14) までのいずれかに該当する者のほか、公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者  
資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。  
ハ イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（二において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。  
二 当該雇入れに係る事業所に雇用されている者であつて基準期間に離職したものうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

一 次のいずれにも該当する事業主であること。  
イ 次のいずれかに該当する者（六十五歳未満である者をいう。以下同じ。）として雇い入れられる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における前項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは、「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とする。  
（1） 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（（3）において「被保護者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
（i） 都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（（2）において「都道府県等」という。）が就労の支援に関する都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づく要請を行い、公共職業安定所が一定期間職業紹介、職業指導等の支援（以下このイにおいて「公共職業安定所の就労支援」という。）を行つた者であつて、当該公共職業安定所の就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの。（（2）（i）において「被就労支援者」という。）  
（ii） 生活保護法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（（i）及び（3）において「被保護者就労支援事業」という。）の対象者である（（i）に該当する被保護者就労支援事業）と（（ii）に該当する被保護者就労支援事業）の二者のうち、（（ii）に該当する被保護者就労支援事業）の被保護者が就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの。（（2）（i）において「被就労支援者」という。）  
（iii） 雇入れ日において公共職業安定所の就労支援及び被保護者就労支援事業による支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

7 生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条例第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者

一 次のいずれにも該当する事業主であること。  
イ 次のいずれかに該当する者（六十五歳未満である者を除く。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事と。  
（1） 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（（3）において「被保護者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
（i） 都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（（2）において「都道府県等」という。）が就労の支援に関する都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づく要請を行い、公共職業安定所が一定期間職業紹介、職業指導等の支援（以下このイにおいて「公共職業安定所の就労支援」という。）を行つた者であつて、当該公共職業安定所の就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの。（（2）（i）において「被就労支援者」という。）  
（ii） 生活保護法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（（i）及び（3）において「被保護者就労支援事業」という。）の対象者である（（i）に該当する被保護者就労支援事業）と（（ii）に該当する被保護者就労支援事業）の二者のうち、（（ii）に該当する被保護者就労支援事業）の被保護者が就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの。（（2）（i）において「被就労支援者」という。）  
（iii） 雇入れ日において公共職業安定所の就労支援及び被保護者就労支援事業による支援を受けた期間が通算して三箇月を超える者

（2） 生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条例第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者



第一百十条の二 削除

(トライアル雇用助成金)  
百十條の二 トライアル

2 一般トライアルコース助成金は、第一号に該  
ライアルコース助成金、障害者トライアルコ  
ス助成金及び若年・女性建設労働者トライアル  
コース助成金とする。

当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

イ 次のいずれかに該当する安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定

所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）（1）及び

(4)において同じ。)の紹介により、期間の定めのない労働契約を締結する労働者で

あつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の

所定労働時間と同一のものとして雇い入れることを目的に、三箇月以内の期間を定め

三箇月以内の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主（三箇月労働に当り一の旨と記す）。

る事業主（季節的業務に従事する者を雇い入れる場合にあつては、第百十三条第一項

に規定する指定地域内に事業所を有する事業主であつて、当該事業所において同項に

規定する指定業種以外の業種に属する事業を行うものに限る。」であること。

(1) 公共職業安定所又は職業紹介事業者等

の紹介の日（以下このイにおいて「紹介日」という。）前二年以内に、二回以上

離職又は転職を繰り返している者

(2) 紹介日前において離職している期間が一年を超えている者

(3) 妊娠、出産又は育児を理由として離職

した者であつて、総じ目前において安定した職業に就いていない期間が一年を超

えているもの  
4) 昭和四十三年四月一日以後に生まれ、

( )  
かつ、紹介日において安定した職業に就いて、古い者でつづいて、今戦後三〇年

いていない者であつて、公共職業安定所又は職業紹介事業者等において就労に向

けた支援として職業安定局長が定めるものを受けているもの

(5) その他就職の援助を行うに当たつて特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者

3

ハ イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から当該雇用関係が終了した日までの間(二)において「基準期間」という。において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く)以外の事業主であること。

二 当該雇入れに係る事業所に雇用されていき者であつて基準期間に離職したもののがうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ 当該雇入れの日前三年の間に、当該雇入れを行つた事業所において、イの試行的に雇用された労働者のうち、引き続き期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れられたものの数等から判断して、イの目的に照らして適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ 当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 前号イに該当する雇入れの期間に限り、当該雇入れに係る労働者一人につき月額四万円(安定的な就職を促進する必要がある者として厚生労働大臣が定めるものを雇い入れた場合にあつては、当該労働者一人につき月額五万円)(職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額)

—

(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。第五号において二十時間以上の者に限る。第五号において同じ。)として雇い入れることを目的に、三箇月以内(イから二までに掲げる者(ニに掲げる者のうち精神障害者を除く。)のうち、情報通信技術を活用した勤務(在宅又はその事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所で勤務を行うものに限る。以下同じ。)を一週間の所定労働時間の二分の一以上行う者にあつては六箇月以内、精神障害者(ニに掲げる者に限る。)にあつては十二箇月以内、ホに掲げる者にあつては三箇月以上十二箇月以内)の期間を定めて試行的に雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介の日(口及びハにおいて「紹介日」という。)において、就労の経験のない職業(職業安定法第十五条の規定に基づき職業安定局長が作成する職業分類表の小分類の職業をいう。)に就くことを希望する者

ロ 紹介日前二年以内に、二回以上離職又は転職を繰り返している者

ハ 紹介日前において離職している期間が六箇月を超えている者

二 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(ホに掲げる者を除く。)

ホ 精神障害者又は発達障害者支援法第二条に規定する発達障害者(精神障害者を除く。)のうち、その障害の特性等により、一週間の所定労働時間を十時間以上二十時間未満として雇い入れることを希望する者であつて、当該雇入れの日から起算して一年を経過するまでの間に一週間の所定労働時間を二十時間以上とすることを希望するもの

事業主であること。

第一号の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から当該雇用関係が終了したまでの間(次号において「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

四　解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

五　当該雇入れの日前三年の間に、当該雇入れを行つた事業所において、第一号の試行的に雇用された労働者のうち、引き続き継続して雇用する労働者として雇い入れられたものの数等から判断して、同号の目的に照らして適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

六　当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき、次のイからハまでに掲げる求職者の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

イ　第一号に該当する雇入れに係る者のうち、口及びハ以外の者　月額四万円（一人につき、三箇月までの支給に限る。）

ロ　精神障害者（第一号ホに掲げる者を除く。）　月額四万円（三箇月までの支給の間は月額八万円）（一人につき、六箇月までの支給に限る。）

ハ　第一号ホに掲げる者　月額四万円（一人につき、十二箇月までの支給に限る。）

若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の支給については、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号。以下「建労則」という。）に定めることによる。

（法第六十二条第一項第五号に掲げる事業）

百十一条　法第六十二条第一項第五号に掲げる事業として、地域雇用開発助成金及び通年雇用助成金を支給するものとする。

(地域雇用開発助成金)

**第一百十二条** 地域雇用開発助成金は、地域雇用開発コース奨励金及び沖縄若年者雇用促進コース奨励金とする。

地域雇用開発コース奨励金は、第一号から第四号までのいずれかに該当する事業主に対し、第五号に定める者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。

こと。  
イ 次のいずれかに該当する事業主であるこ  
と。

(1) 同意雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法（昭和六十一年法律第二十三号）第七条第一項に規定する同意雇用開発促

(2) じ。)において事業所を設置し、又は整備する事業主

(3) いることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であつて当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして、期間を付して厚生労働大臣が指定するもの（以下この号において「過疎等雇用改善地域」という。）において事業所を設置し、又は整備する事業主奄美群島振興開発特別措置法（昭和二

十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成二十八年法律第三十号) 第二条第二項に規定する特定有人国境離島地域(以下この号において「特定有人国境離島地域等」という。)において事業所を設置し、又は整備する事業主 都道府県労働局長に対して、イの設置又は整備に係る事業所(以下この号及び次項第一号において「対象事業所」という。)

八 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間ににおいて、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等を管轄する公共職業安定所管内に居住する求職者、過疎等雇用改善地域及び特定有人国境離島地域等につては、雇入れに伴い当該過疎等雇用改善地域又は当該特定有人国境離島地域等を管轄する公共職業安定所管内に住所又は居所の変更が必要であると認められる者を含む。(職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第一号ロにおいて「地域求職者」という。)を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者として三人(創業の場合につては、二人)以上雇い入れる事業主であること。

(1) ロの計画を都道府県労働局長に提出した日

(2) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日(当該届を(1)に掲げる日から起算して十八箇月を経過するまでの間に提出しない場合につては、当該十八箇月を経過する日)

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第一号において「完了日」という。)までの間(へにおいて「基準期間」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

ト　ハの雇入れに係る対象事業所に雇用された者であつて基準期間に離職したものとのうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数から判断して、適正な雇用管理を行つて認められる事業主であること。

ト　ハの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

一　次のいずれにも該当する事業主（次号及び第四号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ　第一百四十条の二第一項に規定する地域活性化雇用創造プロジェクト（以下この号において「地域活性化雇用創造プロジェクト」という。）が実施される都道府県の区域（ハ及びニにおいて「実施都道府県区域」という。）内に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

ロ　都道府県労働局長に対して、イの設置又は整備に係る事業所（以下この号及び次項第二号において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する事業主であること。

ハ　対象事業所の設置又は整備に伴い、（1）に掲げる日から（2）に掲げる日までの間ににおいて、当該対象事業所の所在する実施都道府県区域に居住する求職者（職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用された者その他の就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号ロにおいて「地域求職者」という。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（職業安定局長が定める基準を満たす者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下「有期契約労働者」という。）及び派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を除く。）として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主（当該雇い入れる労働者について、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇用し、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられ

(1) 口の計画を都道府県労働局長に提出した日

(2) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日  
(当該届を(1)に掲げる日から起算して十八箇月を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該十八箇月を経過する日)

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る実施都道府県区域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること。

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第二号において「完了日」という。)までの間(において「基準期間」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

ヘ ハの雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したものの中うち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト ハの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

一 次のいずれにも該当する事業主(次号に掲げる事業主を除く。)であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 同意雇用開発促進地域内における雇用機会の増大に関する計画(当該同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に資すると認められるものに限る。以下この号及び次項第三号において「大規模雇用開発計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主であること。

(1) の厚生労働大臣の認定を受けた日

大規模雇用開発計画に基づき、当該大規

模雇用開発計画に係る同意雇用開発促進地域内において事業所を設置する事業主であること。

(2) の設置に係る事業所の設置に伴い、大規模雇用開発計画に定める期間内において、当該事業所の所在する同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住し、又は当該同意雇用開発促進地域若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域若しくは居所を変更しようとする求職者(職場適応訓練受講求職者、関連事業所若しくは居所を変更しようとする求職者(職場適応訓練受講求職者、関連事業者等(職業安定局長が定める基準を満たす者に限る))の紹介により、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として百人以上雇い入れる事業主であること。

(4) 大規模雇用開発計画に定められた期間の初日から、当該期間の満了日(次項第三号において「満了日」という。)までの間(次項第五号において「基準期間」という。)において、(3)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

(3) の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていること。

イ 地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体(ロにおいて「認定地方公共団体」という。)の雇入れに係る者に対する賃金の支給を受けた事業主を除く。)であること。

イ 地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体(ロにおいて「認定地方公共団体」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由によるものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。

四 ロイ(3)の雇入れに係る者に対する賃金の支給を受けた事業主を明瞭にする書類を整備している事業主であること。

四 次のいずれにも該当する事業主(既にこの号に該当するものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。

イ 地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体(ロにおいて「認定地方公共団体」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由によるものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。

(5) 都道府県労働局長に対し、イの設置又は整備に係る事業所(以下この号及び次項第四号において「対象事業所」という。)の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、認定地方公共団体に対して寄附活用事業に関連する寄附をした事業主であること。

ハ 都道府県労働局長に対し、イの設置又は整備に係る事業所(以下この号及び次項第四号において「対象事業所」という。)の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、認定地方公共団体に対して寄附活用事業に関連する寄附をした事業主であること。

二 対象事業所の設置又は整備に係る者に限る。)の紹介により、継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として百人以上雇い入れる事業主であること。

(1) ロの計画を都道府県労働局長に提出した日

(2) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日(当該届を(1)に掲げる日から起算して十八箇月を経過するまでの間に提出しない場合にあつては、当該十八箇月を経過する日)

三 前項第一号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第一号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき以後、地域雇用開発コース奨励金は支給しない。

一 前項第一号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第一号ハの雇入れに係る対象事業所で前項第一号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき以後、地域雇用開発コース奨励金は支給しない。

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る実施地方公共団体区域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること。

本 ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第四号において「完了日」という。)までの間(ハにおいて「基準期間」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由によるものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。

四 他のやむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。)したとき。

イ 前項第二号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第二号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき以後、地域雇用開発コース奨励金は支給しない。

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る実施地方公共団体区域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること。

本 ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第四号において「完了日」という。)までの間(ハにおいて「基準期間」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由によるものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。

二 前項第二号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第二号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき以後、地域雇用開発コース奨励金は支給しない。

三 前項第三号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第三号イの設置に係る事業所で同号イ(3)の雇入れに係る対象事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき以後、地域雇用開発コース奨励金は支給しない。

二 ハの雇入れが当該雇入れに係る実施地方公共団体区域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること。

本 ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日(次項第四号において「完了日」という。)までの間(ハにおいて「基準期間」という。)において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由によるものとしてこの条の規定による支給を受けた事業主を除く。)であること。







(i) イの申請年度における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産したものが五人未満である事業主

(ii) イの申請年度における男性被保険者育児休業取得割合が百分の七十以上である事業主

その雇用する男性被保険者であつて、イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日以後に一日以上の育児休業を取得したもののが二以上ある事業主

(4) イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日以後に一日以上の育児休業を取得したもののが二以上ある事業主

(5) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主

二 次のイからハまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ 前号イに該当する中小企業事業主 次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) その雇用する男性被保険者であつて、イ前号イに該当する中小企業事業主(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(2) 前号イ(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(3) 前号イ(1)から(3)までに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

ハ 前号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主(既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)のうち同号ロ(3)本文に該当するに至るまでの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1) 一事業年度以内 六十万円

(2) 二事業年度以内 四十万円

四 労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業主二十万円(当該中小企業事業主が前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置にあつては、三十万円)

ハ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置(出生時育児休業開始予定期日の指定可能期間を定めた事業主は、四以上の措置を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したもの(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。)が最初に生じた中小企業事業主十万元

イ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置

4

ハ 前号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主(既に同号ロに該当するものとしてこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)のうち同号ロ(3)本文に該当するに至るまでの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1) 一事業年度以内 六十万円

(2) 二事業年度以内 四十万円

三 事業年度以内 二十万円

四 労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業主二十万円(当該中小企業事業主が前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置にあつては、三十万円)

ハ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置(出生時育児休業開始予定期日の指定可能期間を定めた事業主は、四以上の措置を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したもの(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。)が最初に生じた中小企業事業主十万元

イ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置

5

四 第三項第一号ロに規定する中小企業事業主(既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)のうち同号ロ(3)ただし書に該当する事業主次の当該事業主が同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度から起算して同号ロ(3)ただし書に規定する連続する二事業年度中の最後の事業年度までの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1) 一事業年度以内 六十万円

(2) 二事業年度以内 四十万円

六 介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一 仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ その雇用する被保険者について、介護支援計画(事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを目的とする)を公表したものである場

7

二 前項第一号イに規定する中小企業事業主(既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)が、同号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、同号イ(2)の育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日の前日までに認定中小企業事業主である場合にあつては、当該認定中小企業事業主については、第三項第二号ロ又はハのいずれかに定める額に加え、十五万円を支給するものとする。

三 事業年度以内 二十万円

四 労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したものが最初に生じた中小企業事業主二十万円(当該中小企業事業主が前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置にあつては、三十万円)

ハ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか三以上の措置(出生時育児休業開始予定期日の指定可能期間を定めた事業主は、四以上の措置を講じた上で、その雇用する男性被保険者であつて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までに開始する連続した十日間以上の育児休業を取得したもの(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象となる男性被保険者を除く。)が最初に生じた中小企業事業主十万元

イ 前号イ(1)(i)から(v)までに掲げるもののうちいずれか四以上の措置

するため、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）から労働者派遣の役務の提供を受けた中小企業事業主であつて、その実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの業に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた中小企業事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの。第一次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額前号イに該当する中小企業事業主 被保険者一人につき二十万円  
ロ 前号ロに規定する中小企業事業主 被保険者一人につき五万円

第六項第一号に規定する中小企業事業主が、同号に該当する被保険者について、同号に該当することにより介護離職防止支援コース助成金支給を受け、かつ、次のいずれにも該当する場合にあつては、当該中小企業事業主に対する同項第二号に定める額に加え、十五万円を給するものとする。

第六項第一号イに該当する被保険者については次のイからトまでに掲げる事項を、同号に該当する被保険者については次のイ、ロ、ホ及びヘに掲げる事項を当該被保険者に対して知らせた事業主

イ 介護休業及び就業と介護との両立に資する制度（以下この項において「介護休業等」という。）に関する事項

ロ 介護休業等の申出先

二 労働者が介護休業期間（育児・介護休業法第十五条第一項に規定する介護休業期間をいう。以下この号において同じ。）について負担すべき社会保険料の取扱い及び当該保険料を事業主に支払う方法

ト 労働者の介護休業等の取得又是利用の期間中における待遇に関する事項

ヘ 介護休業等における賃金、配置その他の労働条件に関する事項

ト 育児・介護休業法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関する事項

二 介護休業等の申出が円滑に行われるようするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置を講じて事業主であつて、当該措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの

イ その雇用する労働者に対する介護休業等に係る研修の実施

ロ 介護休業等に関する相談体制の整備

ハ その雇用する労働者の介護休業等の取得又は利用に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例（その雇用する労働者であつて介護休業等を取得又は利用した者がいない場合には厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇用環境・均等局长」という。）が定める事例）の提供

ニ その雇用する労働者に対する介護休業等に関する制度及び介護休業等の取得又は利用の促進に関する方針の周知

育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合）にあつては、イに該当する中小企業事業主

イ その雇用する被保険者について、育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の当該育児休業をした期間（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間）の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下このイ及び次号イ（1）において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間（当該被保険者に同項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間。次号イ（1）、

口 第十一項第一号ロ及びニ、同項第一号イ及びロ並びに第十二項において同じ。) が三箇月以上であるもの

二 一  
口 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出で、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

イ 分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ 前号に該当する中小企業事業主 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) その雇用する被保険者であつて、中小企業事業主による育休復帰支援計画に基づく措置が講じられ、かつ、当該被保険者の育児休業をした期間が三箇月以上であるもの(2)及びロにおいて「要件該当被保険者」という。(期間の定めのない労働契約を締結しているものに限る。)が生じた中小企業事業主(既にこの(1)の規定による支給を受けたものを除く。)三十万円

(2) 要件該当被保険者(期間を定めて雇用する労働者に限る。)が生じた中小企業事業主(既にこの(2)の規定による支給を受けたものを除く。)三十万円

口 前号に該当する中小企業事業主であつて、要件該当被保険者について、育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該要件該当被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用したもの三十万円

10 前項第一号に規定する中小企業事業主(既に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)が、同号に該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合には、当該中小企業事業主については、前項第二号イ又はロのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

イ 次のいずれにも該当する中小企業事業主号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

11 (中小企業事業主が認定中小企業事業主で

(1) 該当する中小企業事業主

（その雇用する被保険者が育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育児休業（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び該育児休業をした期間を通算した期間が七日以上一箇月未満である育児休業。）において同じ。）を取得させた中小企業事業主

(2) (1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

(3) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1) 及び (2) に該当する中小企業事業主）

(1) その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところによれば、育児休業後ににおいて、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下「原職等」という。）に復帰させる措置（以下「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が一箇月以上あり、当該期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該育児休業後に当該被保険者を原職等復帰措置

(2) 基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用したもの

(1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主次のいずれにも該当する中小企業事業主である場合にあつては、(1) 及び (2) に該当する中小企業事業主

(1) その雇用する被保険者が育児休業をする期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の業務を処理した労働者に対する手当の支給その他の当該事業所に雇用される他の労働者が当該業務を円滑に処理するために必要な措置（二及びホにおいて「手当支給等措置」という。）を講じた上で、当該被保険者に七日以上一箇月未満の育儿休業を取得させた中小企業事業主

(2) (1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から起算して五年の期間を経過していないものの

厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出で、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

次のいずれにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあつては、(1) 及び (2) に該当する中小企業事業主）

(2) (1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から算して五年の期間を経過していないもの

(3) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出で、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

(1) 次のいずれにも該当する中小企業事業主である場合にあつては、(1) 及び (2) に該当する中小企業事業主

(2) (1) その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児・介護休業法第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置（以下「所定労働時間短縮措置」という。）を講ずる事業所の中小企業事業主であつて、当該被保険者に係る当該所定労働時間短縮措置が講じられた期間が一箇月以上あり、当該期間について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、手当支給等措置を講じたもの

(2) (1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から算して五年の期間を経過していないもの

(3) 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出で、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

(イ) 前号イ又はロに該当する中小企業事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の労働者が同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）被保険者一人につき、次の（1）から（5）までに掲げる期間（当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者の業務を処理するために必要な労働者を雇い入れ、又は派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間をいう。）の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

- (1) 七日以上十四日未満 九万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、十一万円）
- (2) 十四日以上一箇月未満 十三万五千円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、十六万五千円）
- (3) 一箇月以上三箇月未満 二十七万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、三十三万円）
- (4) 三箇月以上六箇月未満 四十五万円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、五十五万円）
- (5) 六箇月以上 六十七万五千円（当該中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、八十二万五千円）

前号ハ又はニに該当する中小企業事業主（既に同号イからニまでのいずれかに該当するものとして同一の労働者が同一の子に係る育児休業について、この項の規定による支給を受けたものを除く。）被保険者一人につき次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

- (1) 五万円（被保険者が育児休業をした期間が一箇月に満たないときは、一万円）
- (2) 被保険者が育児休業をした期間につて、当該被保険者の業務を処理した労働

13 前号ホに該当する中小企業事業主 被保険者一人につき次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額  
 (1) 二万円  
 (2) 被保険者に所定労働時間短縮措置が講じられた期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額(当該被保険者一人につき、当該手当の額の算定の基礎となる期間が十二箇月を超える場合は、十二箇月として算定した額とする。)  
 12 前項第一号ロ、ニ又はホに規定する中小企業事業主が認定の中堅中小企業事業主である場合にあつては、(四分の一)を乗じて得た額(当該被保険者一人につき、当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数(当該月数が十二月を超えるときは、十二月)で除して得た額が十万円を超えるときは、十万円とする。)  
 前項第一号ロ、ニ又はホに該当することにより育休中等業務代替支援コード助成金の支給を受け、かつ、当該支給に係る被保険者が期間を定めて雇用する被保険者である場合(当該被保険者が育児休業をした期間について当該被保険者に係る所定労働時間短縮措置が講じられた期間について当該被保険者の業務を処理するため必要な労働者を雇い入れ、若しくは派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けた期間又は当該育児休業をした期間若しくは当該被保険者に係る所定労働時間短縮措置が講じられた期間について当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額の算定の基礎となる期間が一箇月未満の場合を除く。)にあつては、当該中小企業事業主に對しては、同項第二号イからハまでに定める額に加え、被保険者一人につき十万円を支給するものとする。

第十一項第一号に規定する中小企業事業主(既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。)が、同号に該当することにより育休中等業務代替支援コード助成金の支給を受け、かつ、当該

中小企業事業主が、育児休業等の取得の状況を公表したものである場合にあっては、当該中小企業事業主については、第十一項第二号イからハまでのいずれかに定める額に加え、二万円を支給するものとする。

柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

(中 小企業事業主が認定中小企業事業主である場合にあっては、イ及びロに該当する中小企業事業主)

イ その雇用する被保険者うち、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（その三歳に達するまでの子を養育する被保険者であつて、イ（1）、（2）、（4）又は（5）に掲げる措置を利用するものを含む。次号イにおいて同じ。）について、育児に係る柔軟な働き方支援計画（当該被保険者がイ（1）から（5）までに掲げる措置を利用を開始する前に、事業所において作成される当該被保険者に係る当該措置及び当該措置の利用を終了した後における当該被保険者のキャリア形成を円滑にするための措置を定めた計画）をい

う。以下このロ及び次号イにおいて同じ。）を作成し、かつ、当該育児に係る柔軟な働き方支援計画に基づく措置を講じた中小企

業事業主であつて、当該被保険者のイ（1）から（5）までに掲げる措置の利用状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当するもの

ハ 厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

（当該中小企業事業主における前号ロに規定する被保険者の数が五人を超える場合のこの項の規定による支給については、合計して五人までの支給に限る。）

（4）（3）（2）（1）不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇を除く。）

（4）（3）（2）（1）一日の所定労働時間変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

（4）（3）（2）（1）所定労働時間の短縮の制度

（4）（3）（2）（1）情報通信技術を活用した勤務を可能とする制度

（4）（3）（2）（1）不妊治療と仕事との両立に関する調査を実施する中小企業事業主であること。

ハ 不妊治療と仕事との両立の支援を図るために業務を担当する者を選任し、当該者に

が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与する

（5）（4）（3）（2）（1）協約又は就業規則に定めるところにより、その子に係る保育サービス（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育を除く。）を手配し、及び当該サービスの利用に係る費用の一部を補助するための制度を整備する措置

（5）（4）（3）（2）（1）被保険者の申出に基づく当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与する

ための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する

ロ

のうちいずれか三以上の措置を講じた上で、要件該当被保険者が生じた中小企業事業主（当該要件該当被保険者一人につき二十五万円）

前項第一号に該当する中小企業事業主（既にこの項に該当するものとして同項の規定による支給を受けた中小企業事業主を除く。）が、同号に該当することにより柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該

企業事業主について柔軟な働き方選択制度等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該

企業事業主（当該要件該当被保険者一人につき二十万円）

（1）前号イ（1）から（5）までに掲げるものうちいずれか三以上の措置を講じた上で、要件該当被保険者が生じた中小企業事業主（当該要件該当被保険者一人につき二十五万円）

（2）前号イ（1）の規定による支給を受けた中小企業事業主（当該要件該当被保険者一人につき二十万円）

（3）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（4）前号イ（1）の規定による支給を受けた中小企業事業主（当該要件該当被保険者一人につき二十万円）

（5）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（6）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（7）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（8）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（9）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（10）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（11）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（12）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（13）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（14）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

（15）前号イ（1）の規定による休暇を二十日以上連続して取得させ、当該休暇取得後、当該休暇取得前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位に復帰させ、三十箇月以上継続して雇用したもの（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）三十万円

対象被保険者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じさせる中小企業事業主であること。

二 対象被保険者について、不妊治療と仕事との両立を図るための必要な措置を定めた計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

三 不妊治療と仕事との両立の支援に関する方針を明確化し、労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であること。

四 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

五 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

六 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

七 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

八 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

九 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十一 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十二 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十三 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十四 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十五 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十六 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十七 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

十八 不妊治療と仕事との両立の支援に係る計画を策定し、かつ、当該計画に基づく措置を講じた中小企業事業主があつて、対象被保険者にイに掲げる制度を利用させた日数を合算した日数が五日以上であるものであること。

## 第二百一十七条 削除

（人材確保等支援助成金）

第三百一十八条 人材確保等支援助成金は、人材確保等支援助成コース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金とする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第一号に定める額を支給するものとする。

- において「中小企業労働環境向上事業」という。」を行う認定組合等であること。
- (i) その構成員である中小企業者（以下この項において「構成中小企業者」という。）における労働力の確保及び職場への定着に資する雇用管理の改善に関する事業
- (ii) (i) の事業の実施による構成中小企業者における雇用管理の改善の状況に関する調査及び当該構成中小企業者に対する当該調査に基づく指導その他の援助
- (iii) 中小企業労働環境向上事業の実施に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた認定組合等であること。
- (iv) 次の（1）から（6）まで（7）に規定する介護事業主にあつては（7）を含む。のいずれにも該当する事業主であること。
- (1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げる措置（以下この条において「雇用管理制度の整備」という。）のうち、次の（i）から（iv）までのいずれかに該当するものを実施し、かつ、労働者に適用した事業主又は児童福祉法第六条の三第七項若しくは第九項から第十三項までに規定する事業若しくは同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする事業を営む事業主（以下「保育事業主」という。）であつて、次の（v）の措置を実施し、かつ、労働者に適用したものであること。
- (ii) 労働者の体系的な待遇の改善その他雇用管理の改善の措置
- (v) キャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置
- 短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつ

- て、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。次条及び第二百二十五条において同じ。）制度を導入するための措置
- (2) 雇用管理制度の整備を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該雇用管理制度の整備に係る計画（以下この号及び次項において「雇用管理制度整備計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。
- (3) 当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備計画の期間の初日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成金（雇用管理制度の整備についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この（3）において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。
- (4) 当該雇用管理制度の運用に要した費用の負担の状況及び当該雇用管理制度に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (5) 雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までに於ける当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。
- (6) 当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成

- 成コース助成金（この口の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この（6）において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日内に於ける当該事業所の労働者数で、人事評価制度等の適用開始日（以下この（6）において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日内における人事評価制度等の整備を導入するための措置
- (7) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務を行う事業主（以下「介護事業主」という。）にあつては、労働者の雇用管理の改善等に取組、労働者からの相談への対応その他の労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理者とする者を雇用管理責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。
- ハ 次のいずれにも該当する事業主であること。
- (1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度として職業安定局長が定めるもの（以下この条において「人事評価制度等」という。）の整備を行つた事業主であること。
- (2) 当該人事評価制度等の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。
- (3) 都道府県労働局長に対して、当該人事評価制度等の整備に関する計画を提出し、認定を受けた事業主であること。
- (4) 当該人事評価制度等の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該人事評価制度等の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (5) おいて、人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この（5）において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前

- 月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局長が定める目標値以上で増額している事業主であること。
- (6) 人事評価制度等の適用開始日（以下この（6）において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日内に於ける当該事業所の労働者数で、人事評価制度等の適用開始日（以下この（6）において単に「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日内における人事評価制度等の整備を達成している事業主であること。
- 二
- (1) 次の（i）及び（ii）に掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となつている者をいう。以下この二において同じ。）に適用した事業主であること。
- (i) 外国人労働者を雇用する事業所ごとに外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用労務責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つていること。
- (ii) 労働協約、就業規則その他の職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の言語を使用する外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置
- (3) 労働協約、就業規則その他の職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の言語を使用する外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置
- (4) 当該人事評価制度等の整備及び運用に要した費用の負担の状況及び当該人事評価制度等の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (5) おいて、人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この（5）において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前
- (i) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者の苦情又は相談に応じるために必要な体制の整備（事業主が、出入国管理及び難民認定

(5) 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人労働者を雇用する場合及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第十項に規定する監理団体として事業を行う場合を除く。)

(ii) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇(労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)を取得させるための措置

(iii) 当該事業所で用いる手引書その他の職務の遂行に必要な事項を記載した文書等(（1）(i)に掲げる文書を除く。)について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置

(4) (3) (2) 及び (1) に掲げる措置(以下この項において「就労環境の整備」という。)を行ふ場合に、都道府県労働局長に対しても当該就労環境の整備に係る計画(以下この号において「就労環境整備計画」という。)を提出し、認定を受けた事業主であること。

(5) 就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前日の日から就労環境の整備計画の期間の末日までの間において、当該計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責に帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

就労環境の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて就労環境整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前日の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金(この二の規定によるものに限る。)の受給についての申請書を提出するまでの間(以下この(5)において「基準期間」という。)

(5) 中小企業事業主であること。

(6) 就労環境の整備に要した費用の負担の状況及び当該就労環境の整備に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(7) 外国人労働者及びそれ以外の労働者のそれぞれについて、就労環境整備計画の期間の末日の翌日から算起して一年を経過する日までの期間における当該就労環境の整備に係る事業所における離職者の数を当該就労環境整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者の数で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

次いぢれにも該当する事業主であること。

(1) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、情報通信技術を活用した勤務に関する制度として雇用環境・均等局長が定めるものの整備を行つた事業主であつて、情報通信技術を活用した勤務をその雇用する労働者に実施させたものであること。

(2) 都道府県労働局長に対して、情報通信技術を活用した勤務の実施に係る計画(以下このホにおいて「実施計画」という。)を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3) 認定を受けた実施計画に基づき、情報通信技術を活用した勤務を可能とする措置(雇用環境・均等局長が定めるものに限る。)を実施した事業主であること。

(4) (3)の措置の実施に要した費用の負担の状況及び情報通信技術を活用した勤務の対象者として事業主が指定した労働者(以下この条において「対象労働者」という。)の属する事業所の労働者の離職の状況を明らかにする記録を整備している事業主であること。

(6) 情報通信技術を活用した勤務の実施状況を評価する期間として雇用環境・均等局長が定めるところにより事業主が設定した期間(次項において「評価期間」という。)における対象労働者の情報通信技術を活用した勤務の実施状況が、雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

二 次のイからホまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ 前号イに該当する認定組合等 中小企業労働環境向上事業(同号イ(2))の計画に基づくものに限る。)に要した費用の額の三分の二に相当する額(その額が次の(1)から(3)までに掲げる構成中小企業者の数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額)を支給する。

ロ 前号ロに該当する事業主 五十七万円

ハ 前号ハに該当する事業主 八十万円

ニ 前号ニに該当する事業主 就労環境の整備に要した費用の額の二分の一(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、三分の二)に相当する額(その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円(その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円)を支給する。

ホ 前号ホに該当する事業主 同号ホ(3)の措置の実施に要した費用に關し、雇用環境・均等局長が定める基準に従つて算定した額の百分の五十に相当する額(その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいづれか低い額を超えるときは、当該いづれか低い額)

前項第一号ホに規定する事業主が、同号ホに該当することにより、人材確保等支援助成ヨース助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいづれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、同号ホ(3)の措置の実施に要した費用

（その額が、対象労働者の数に二十万円を乗じて得た額又は百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額）を支給するものとする。

一 評価期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの間ににおける前項第一号も（4）の事業所における離職者の数を評価期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて雇用環境・均等局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二 評価期間の初日から起算して一年を経過した日から三箇月を経過する日までの期間における前項第一号も（4）の事業所における情報通信技術を活用した勤務の実施状況が雇用環境・均等局長の定める要件に該当する事業主であること。

三 建設キャリアアップシステム等普及促進コス助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金及び建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給について（建労則に定めるところによる。  
（キャリアアップ助成金）

4 第百一十八条の二 キャリアアップ助成金は、正社員化コース助成金、賃金規定等改定コース助成金、賃金規定等共通化コース助成金、賞与・退職金制度導入コース助成金、短時間労働者労働時間延長コース助成金及び障害者正社員化コース助成金とする。

2 正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対しても、第二号に定める額を支給するものとする。

一 有期契約労働者又は期間の定めのない労働契約を締結する労働者（通常の労働者（派遣労働者を除く。以下この条、第一百一十五条及び附則第三十四条において同じ。）、勤務地限定期正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第一百二十五条において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契

約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この条及び第一百二十五条において同じ。) 及び短時間正社員を除く。以下この条及び第一百二十五条において「無期契約労働者」という。(以下「有期契約労働者等」という。) について、そのキャリアアップ(職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする待遇の改善が図られることをいう。以下同じ。) を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ 事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つてている事業主

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画(有期契約労働者等のキャリアアップを図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。以下この条において同じ。) を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた制度に基づき、次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

(1) その雇用する有期契約労働者(当該事業主に雇用された期間を通して算した期間が五年以下である者に限る。)の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換(当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。)

(2) その雇用する有期契約労働者(当該事業主に雇用された期間を通して算した期間が五年を超える者に限る。)の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換(当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。)

- (3) その雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の賃金を、転換前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(4) その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通しての通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(5) その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者であつて、当該派遣元事業主に雇用された期間を通しての通常の労働者、勤務地限定正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

(6) その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

二　　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員としての雇入れ（当該労働者に係る雇入れ後の賃金を、雇入れ前の賃金と比べて一定の割合以上で増額する場合に限る。）

二　　ハ　　その措置を実施した日の前日から算して六箇月前日の日から一年を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。第十一項第一号ニにおいて同じ。）以外の事業主

ハ　　ハの措置に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもの（う

二 次のイからニまでに掲げる事業所の労働者の離職状況及びハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主

イ 前号ハ（1）の措置を講じた事業主対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）

ロ 前号ハ（2）又は（3）の措置を講じた事業主対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

ハ 前号ハ（4）の措置を講じた事業主対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、百八万五千円）

二 前号ハ（5）又は（6）の措置を講じた事業主対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）

三 前項第一号ハの措置により転換し、又は雇い入れられた者が母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当する場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、八十万円）」とあるのは「母子家庭の父である労働者（以下この号において「母子家庭の母等である労働者」という。）一人につき六十九万五千円、その他の労働者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき八十九万五千円、その他の労働者一人につき八十万円）」と、同号ロ中「対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき三十四万七千五百円、その他の労働者一人につき三十三万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき四十四万七千五百円、その他の労働者一人につき四十五万円）」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八

- 五千円（中小企業事業主にあつては、百八万五千円）とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき九十八万五千円、その他の労働者一人につき百十八万五千円」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき百十八万五千円、その他の労働者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき百十八万五千円、その他の労働者一人につき八十八万五千円）」と、同号二中「対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき六十三万二千五百円、その他の労働者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき六十三万二千五百円、その他の労働者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である労働者一人につき七十三万二千五百円、その他の労働者一人につき六十八万五千円）」とする。

十八万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき百十八万円、その他の対象者一人につき百八十万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十一万円）と、同号二中「対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは、「母子家庭の母等である対象者一人につき六十三万二千五百円、その他の対象者一人につき五十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき七十三万二千五百円、その他の対象者一人につき六十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円」とする。

つき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円」と、同号ハ中「対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主にあつては、百八十万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき九十八万五千円、その他の対象者一人につき八十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき百十八万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円）と、同号ニ中「対象者一人につき五十八万五千円（中小企業事業主にあつては、六十八万五千円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき六十三万二千五百円、その他の対象者一人につき五十万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき三十万円）」とある。

所につき、一の年度における前号への措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。) 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合、対象者一人につき三万三千円(中小企業事業主にあつては五万円)口 前号ハに規定する措置を実施するに当たり当該賃金を五パーセント以上で増額した場合、対象者一人につき四万三千円(中小企業事業主にあつては六万五千円)前項第一号に該当する事業主が、同号ハに規定する措置を職務の相対的な比較を行うための手法を用いて行つた場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号イ及びロに定める額に加え、一つの事業所につき五万円(中小企業事業主にあつては、二十万円)を支給する。

二 一の事業所につき四十五万円（中小企業東  
日本にあつては六十万円）  
業主に該当する事業主に対し、第二号に定め  
額を支給するものとする。ただし、既にこの項  
の規定による支給を受けた事業主にあつては  
この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップ  
アップを図るための措置を講ずる事業主でな  
つて、次のいずれにも該当するもの。  
イ 事業所ごとに、有期契約労働者等のキャ  
リアアップに関する事項を管理する者をセ  
ンターアップ管理者として配置し、かつ  
当該配置について、事業所に掲示等の周知  
を行つておる事業主

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見  
を聴いて作成したキャリアアップ計画を  
都道府県労働局長に対して提出し、認定を  
いたした。

を、児 知、キヤ めノ 、頃る一 事

(勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換に限る)が、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への変換は、(1)旨(略)下に示すと

象者一人につき七十三万二千五百円、その他の対象者一人につき六十八万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円」とする。  
6 賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業者に対する、第二号に定める額を~~支~~付する。

8 金銭規定等共通化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

受けた事業主ハ、労働協約又は就業規則に定めるところによつて、その雇用する有期契約労働者等に付いて、賞与若しくは退職金制度又はその両方を整備する措置を講じ、かつ、当該制度に基づき、有期契約労働者等に対する賞与

第二号に定める客を当該事業主は如何にして  
有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ 事業所ごとに、有期契約労働者等のキャ

支給するものとする。ただし既にこの年の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一 有期契約労働者等について、そのキャリアアップを図るために措置を講ずる事業主でもかつて、次のいずれにも該当するもの。

は基づき、有り得る労働者等は如して賃金の支給若しくは退職金の積立て又はその両方の措置を講じた事業主の方の措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備していく事業主

リアアップに関する事項を管理する者をキヤリアアップ管理者として配置し、かつて当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つてゐる事業主

イ  
事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つて いる事業主  
ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意図

二 次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額  
イ 前号ハの措置（賞与又は退職金制度のいづれかに係るもの）を講じた事業主の事業所につき三十万円（中小企業事業主においては、四十万円）

都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主。

八　<sup>を聴いて作成したキヤリアアツブ計画を</sup>  
都道府県労働局長に對して提出し、認定を受けた事業主  
受けた事業主  
労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に、この規定によるべき事項

前号ハの措置（賞与及び退職金制度の方に係るもの）を講じた事業主一の事業所につき四十二万六千円（中小企業事業者にあつては、五十六万八千円）

二 ハの措置に係る者に対する賃金の支払の額を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主

ハ  
を聴いて作成したキヤリアップ計画を  
都道府県労働局長に対し提出し、認定を  
受けた事業主  
ハ 労働協約又は就業規則に定めるところによ  
り、その雇用する有期契約労働者等について、その職務等に応じて賃金を決定する  
ための制度であつて、通常の労働者と共通のものと同様のものを整備する措置を講じ、かつ、当該  
制度に基づき、有期契約労働者等に対して

口 前号への措置（賃与及び退職金制度の手  
方によるもの）を講じた事業主 一の事業  
所につき四十二万六千円（中小企業事業  
にあつては、五十六万八千円）  
短時間労働者労働時間延長コース助成金は  
第一号に該当する事業主に対して、第二号に定  
める額を支給するものとする。  
一 有期契約労働者等について、そのキャリア

人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主）については、母子家庭の母等である対象者一人につき四十四万七千五百円、その他の対象者一人に

状況等を明らかにする書類を整備している事業主の二次の又は口に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一事業主）

二 貸金を支払つた事業主  
　　ハの措置に係る者に対する貸金の支払の  
　　状況等を明らかにする書類を整備してい  
　　事業主

アソブを図るために措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。  
イ 事業所ごとに、有期契約労働者等のキアリーアップに関する事項を管理する者をさ

ヤリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つてゐる事業主

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三時間以上延長する措置を講じた事業主（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）

二 ハの措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主

一 対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一年の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）障害者正社員化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一 雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は癡達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の職場への定着を図るために措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ 事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに関する事項を管理する者をキャリアアップ管理者として配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つてゐる事業主

ロ 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成したキャリアアップ計画を都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主

ハ 次のいずれかに該当する措置を講じた事業主

(1) その雇用する障害者（有期契約労働者に限る。）（2）において同じ。の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換（当該労働者に係る転換後の二週間の所定労働時間が二十時間以上であるものに限る。）

(2) その雇用する障害者の無期契約労働者への転換（当該労働者に係る転換後の二週間の所定労働時間が二十時間以上であるものに限る。）

(3) その雇用する障害者（無期契約労働者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

二 ハの措置を実施した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該措置に係る事業所の労働者を解雇した事業主以外の事業主

ホ ハの措置に係る事業所に雇用されていた者であつて、基準期間に離職したものうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主

ヘ ハの措置に係る事業所の労働者の離職状況及び当該措置に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主

二 次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）

イ 前号ハ（1）の措置を講じた事業主対象者一人につき、六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）

ロ 前号ハ（2）又は（3）の措置を講じた事業主対象者一人につき、三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）

前項第一号ハの措置を次に掲げる者に対しても講じた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ロ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

**第二百一十九条** 削除  
(国等に対する不支給)  
第一百二十条 第一百二条の三第一項、第一百二条の三の三第二項及び第四項、第一百二条の五第二項、第七項、第十項及び第十一項、第一百四条、第十条第二項、第七項、第九項及び第十項、第一百十条の三第二項及び第三項、第一百十二条第二項及び第四項、第一百十三条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む)、第一百四条第一項(附則第十六条の規定により適用される場合を含む)、第一百六十六条第二項、第三项、第六项、第九项、第十一项、第十四项及び第十六项、第一百八十八条第二项並びに第一百八十八条の二第二项、第六项及び第八项から第十一项までの規定(次条において「雇用関係助成金関係規定」という)にかかわらず、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援等助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金及びキャリアアップ助成金(次条において「雇用関係助成金」という)は、国、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号))第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く)、行政執行法人及び特定地方独立行政法人(以下「国等」という。)に対しても、支給しないものとする。  
(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)  
**第一百二十条の二** 雇用関係助成金関係規定にかかる、雇用関係助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

3 雇用関係助成金関係規定にかかわらず、過去五年以内に雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する手続を代理して行う者（以下「代理人等」という。）又は訓練を行つた機関（以下「訓練機関」という。）が偽りの届出、報告、証明等を行ひ事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主又は事業主団体に対しても支給しないものとする。

## 第二節 能力開発事業

（法第六十三条第一項第一号に掲げる事業）

**第一百二十二条** 広域団体認定訓練助成金は、その構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である中小企業事業主のために職業能力開発促進法第二十四条第三項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（以下「認定訓練」という。）を実施する中小企業事業主の団体（その構成員が二以上の都道府県にわたるものに限る。）又はその連合団体であつて、認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるものに対して、支給するものとする。

2 広域団体認定訓練助成金の額は、前項に規定する中小企業事業主の団体又はその連合団体が実施する認定訓練の運営に要する経費に関し、職業訓練の種類、規模等を考慮して厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額（その額が当該経費につき当該年度において要した金額を超えるときは、当該金額とする。）の二分の一（全国的な中小企業事業主の団体の連合団体については、三分の二）の額とする。

（認定訓練助成事業費補助金）

業主の団体又はその連合団体に限る。)が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、次の各号に掲げる経費に関し、それぞれ職業訓練の種類、規模等を考慮して厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額(その額が当該経費につき当該年度において要した金額を超えるときは、当該金額とする。)の経費について、都道府県が行う助成又は援助に係る額の二分の一に相当する額(その額が当該基準に従つて算定した額(その額が当該経費につき当該年度において要した金額を超えるときは、当該金額とする。)の三分の一に相当する額を超えるときは、当該金額とする。)を交付するものとする。

及び第九号に掲げる事業)

二 認定訓練の運営に要する経費  
認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は準備に要する経費

**百六二十四条** 法第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事業として、人材開発支援助成金（人材開発支援助成金のうち建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、建設労働法第九条第二号の規定に基づき支給するものをいう。次条第一項及び第四項において同じ。）を支給するものとする。

人材育成支援コース助成金は、第一号に該当する事業主又は事業主団体若しくは共同して職業訓練等を実施する二以上の事業主（以下この条において「事業主団体等」という。）に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主又は事業主団体等であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主又は事業

(1) 次のいずれにも該当する事業主である

(1) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した職業能力開発促進法第十一條第一項に規定する計画

(以下この条及び附則第三十四条において「事業内職業能力開発計画」といふ。)をその雇用する労働者に周知さる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画(職業訓練等その他の職業能力開発に関する計画であつて一の訓練ごとに定めるもの)をいう。(以下この条並びに附則第三十四条及び第三十五条において同じ。)を作成し、かつ、その雇用する有期契約労働者等に周知させるものである。

(iii) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する有期契約労働者等に次のいずれかに該当する職業訓練等(以下この項において「人材育成訓練」という。)を受けさせる事業主(当該人材育成訓練の期間、当該有期契約労働者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること。

(イ) 職務に関連した専門的な知識又は技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等

(ロ) 新たな職業に必要な知識又は技能を習得させることを内容とする職業訓練等

(ハ) その雇用する有期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換又はその雇用する無期契約労働者の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への地位及び賃金をはじめとする待遇の改善に必要な技能並びにこれに関する知識を習得させるための職業訓練等

(iv) 職業訓練実施計画を都道府県労働局長に対して提出している事業主であること。

(v) 職業訓練実施計画を提出した日の前

(v) 業訓練実施計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したものの中、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(vi) 職業訓練実施計画に係る事業所の労働者の離職状況及び当該職業訓練実施計画に係る者に対する賃金の支払の状況等を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(vii) 職業能力開発推進者を選任している事業主であること。

(viii) 労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画においてその雇用する労働者に対し、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を定めている事業主であること。

(ix) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) 当該事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画を作成し、かつ、その雇用する被保険者（有期契約労働者等を除く。）及び二、次号チ並びに第五項を除き、以下この条において同じ。）に周知させるものであること。

(ii) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に人材育成訓練（（一）（i）（ハ）の職業訓練等を除く。以下（3）（i）及び（i）（v）並びに第二号ロ及びハにおいて同じ。）を受けるものであること。

(3) 次のいずれにも該当する事業主団体等  
① 労働協約、就業規則又は事業内職業能力開発計画においてその雇用する労働者に対し、定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保に係る措置を定めている事業主であること。

(4) 職業能力開発推進者を選任している事業主であること。

(viii) 情況等を明らかにする書類を整備してい る事業主であること。

(3) 次のいずれにも該当する事業主団体等であること。

(i) 訓練実施計画（事業主団体等が当該事業主団体等の構成員である事業主（以下この号において「構成事業主」）



(v) 制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材開発支援助成金の受給についての申請書を提出する日までの間(「基準期間」という。)において、当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

(vi) 制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定

(vii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画(以下この(i-i)において同じ。)の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(viii) (i)の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(ix) 制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

(2) (iii) がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つてゐると認められる事業主であること。  
当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。  
次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行った事業主であること。

(ii) (i) の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(iii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき（i）の措置に係る計画（以下この（2）において「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv) 制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

(v) 制度導入・適用計画を提出した日前から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材開発支援助成金の受給についての申請書を提出する日までの間（（v-i）において「基準期間」という。）において、当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責め

(v) 制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材開発支援助成金の受給についての申請書を提出する日までの間(=v-i)において、「基準期間」という。において、当該制度導入・適用計画に係る事業所の労制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材開発支援助成金の受給についての申請書を提出する日までの間(=v-i)において、「基準期間」という。において、当該制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(vi) 当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(vii) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保險者の所定労働時間の短縮による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(ii) (i) の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(iii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画(以下この(3)において「制度導入・適用計画」という。)を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv) 制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

(vii) 労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(viii) 制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したものうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(ix) 当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であることを定める。

イ 前号イ(1)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者による賃金を一定の割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を増額した事業主）といふ。）にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の労働者に係る賃金を増額した事業主）といふ。（i）から（i-i-i）までに掲げる一つの人才育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（i）から（i-i-i）までに定期的十時間以上百時間未満 十万円（中

(ii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(iii) 三百時間以上 三十五万円（中小企業事業主にあつては、五十五万円）

(iv) 五百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

四

(1) 人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する額の合計額）

(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(i) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

（注）（i）に係る入学料及び受講料の合計額は、百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十））の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた被保険者一人につき、次の（i）から（i-i）までに掲げる一人の材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（i）から（i-i）までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(2) その雇用する被保険者に対して、人材育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間（当該被保険者に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に三百八十九円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）を乗じて得た額

ハ 前号イ（3）に該当する事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（有期契約労働者等を対象とする場合にあつては、百分の六十。）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた労働者一人につき、次の（1）から（3）までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める額を超えるときは、当該定める額）

（1） 十時間以上百時間未満 十五万円

（2） 百時間以上二百時間未満 三十万円

（3） 二百時間以上 五十万円

二 前号ロに該当する事業主 次に掲げる額の合計額

（1） 特定雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十二。）の額（その額が、当該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次の（i）から（ii）

八 前号イ(3)に該当する事業主団体等  
人材育成訓練(当該事業主団体等が自ら運  
営する座学等に限る。)の運営に要した経  
費並びに人材育成訓練(当該事業主団体等  
が教育訓練施設等に委託して行う座学等に  
限る。)に係る入学料及び受講料の合計額  
の百分の四十五(有期契約労働者等を対象と  
する場合にあつては、百分の六十)の額  
(その額が、当該人材育成訓練を受けた労  
働者一人につき、次の(1)から(3)まで  
に掲げる一の入人材育成訓練の実施時間数  
の区分に応じ、当該(1)から(3)まで  
に定める額を超えるときは、当該定める  
額)  
(1) 十時間以上百時間未満 十五万円  
(2) 百時間以上二百時間未満 三十万円  
(3) 二百時間以上 五十万円

(i) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii) 百時間以上三百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii) 三百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2) その雇用する雇用型訓練対象者に対して、特定雇用型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇用型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百六十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(3) 特定雇用型訓練（座学等を除く。）を受けた雇用型訓練対象者の一人につき、十一万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十五万円））

次に掲げる額の合計額

(1) 有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた対象職業能力形成促進者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該

て、特定雇用型訓練（座学等に限る。）を受けける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇用型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(i) (i)から(i-i-i)までに定める額を超えるときは、当該定める額)

(ii) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）  
百時間以上二百時間未満 二十万円  
(中小企業事業主にあつては、三十万円)

(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2) その雇用する対象職業能力形成促進者に対し、有期実習型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に三百八十八円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

(3) 有期実習型訓練（座学等を除く。）を受けた対象職業能力形成促進者の一人につき、九万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十万円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、十三万円）

前号ハ(1)(i-i)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主 次に掲げる額の合計額

(1) 有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(i-i-i)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(i-i-i)



て、厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額を交付するものとする。

(法第六十三条第一項第七号に掲げる事業)

**第二百三十七条** 法第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、指定試験機関費補助金を交付するものとする。

(指定試験機関費補助金)

**第二百三十七条の二** 指定試験機関費補助金は、職業能力開発促進法第四十七条第一項の規定に基づいて厚生労働大臣が技能検定試験に関する業務を行わせる指定試験機関であつて、当該業務に要する経費について補助を行うことが必要なものに対して、当該経費について、厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額を交付するものとする。

(法第六十三条第一項第九号の厚生労働省令で定める事業)

**第二百三十八条** 法第六十三条第一項第九号の厚生労働省令で定める事業は、第二百二十四条、第二百五十四条の二、第二百三十四条、第二百四十条及び第二百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 労働者に対して、その職業の安定を図るために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行い、及び当該講習に係る受講給付金を支給すること。

二 労働者に対して、職業訓練の受講を促進するため必要な知識を付与させるための講習を行うこと。

三 都道府県に対して、職業訓練指導員の研修の実施を奨励すること。

四 公共職業能力開発施設又は職業能力開発組合学校が行う職業訓練又は指導員訓練(以下この号において「職業訓練等」という。)を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けに係る保証を行うこと。

五 卓越した技能者の表彰を行うこと。

六 技能労働者及び職業訓練指導員その他の職業訓練関係者の国際交流を行うこと。

七 就業管理に関する業務に従事する労働者に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うこと。

八 外国人労働者に対する職業訓練に関する業務に従事する労働者に対して、当該業務の遂

行に必要な能力の開発及び向上を図るための研修並びに助言及び指導を行うこと。

九 独立行政法人労働政策研究・研修機構に対し、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第七条第一項の規定に基づき国土交通大臣により指定された法人に対して、同法第八条第三号に掲げる業務に要する経費の一部の補助を行うこと。

十一 法第六十三条第一項第二百三十九条から第八号までに掲げる事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

(国等に対する不支給)

**第二百三十九条の二** 削除

(国等に対する不支給)

**第二百三十九条の三** 第二百五十五条第二項の規定にかかるわらず、人材開発支援助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

**第二百三十九条の四** 第二百五十二条第一項及び第二百五十五条第一項の規定(以下この号において「雇用関係助成金関係規定」という。)にかかるわらず、広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金(以下この条において「雇用関係助成金」という。)は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

**第二百四十条** 法第六十二条第一項第五号に規定する地域雇用創造協議会からの提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域(同法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。)における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

一 地域雇用創造協議会から提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域(同法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。)における雇用の創造に資するために適当であると認めるものとする。

二 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出、事業の開始又は事業の改善に伴い求職者を雇い入れようとするもの相談に応じ、助言、指導、講習その他の援助を行うものとする。

三 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

四 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

五 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

六 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

七 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

八 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

九 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十一 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることがあります(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

3 雇用関係助成金関係規定にかかるわらず、過去五年以内に雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

**第二百三十九条の五** (地域活性化雇用創造プロジェクト)

地域活性化雇用創造地域内に所在する事業を行つて、厚生労働大臣が指定する地域(以下この号において「過疎等雇用創造地域」という。)における協議会(地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、雇用の創造の方策について検討するための協議会をいう。)から提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該過疎等雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

二 人口の減少等により雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして、厚生労働大臣が指定する地域(以下この号において「過疎等雇用創造地域」という。)に

三 雇用関係助成金関係規定にかかるわらず、過去五年以内に雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、事業主又は事業主団体若しくはその連合団体に対しては、支給しないものとする。

**第二百四十一条** 法第六十二条第一項第五号に規定する地域雇用創造協議会からの提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域(同法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。)における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

一 地域雇用創造協議会から提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域(同法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。)における雇用の創造に資するために適当であると認めるものとする。

二 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出、事業の開始又は事業の改善に伴い求職者を雇い入れようとするもの相談に応じ、助言、指導、講習その他の援助を行うものとする。

三 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

四 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

五 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

六 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

七 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

八 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

九 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十一 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十三 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十四 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十五 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十六 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十七 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十八 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

十九 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

二十 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者は、当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されるととなつてゐる者(ハにおいて「求職者等」という。)に對して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

二 イからハまでに掲げるもののほか、同意する事業

三 雇用関係助成金関係規定にかかるわらず、過去五年以内に雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する代

理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行つて、厚生労働大臣が技能検定試験に関する業

業の実施を奨励するための研修を行うこと。

四 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

五 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

六 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

七 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

八 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

九 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十一 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十二 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十五 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。

十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構が行う内外の労働に関する政策研究・研修等の調査及

び研究等の業務について、被保険者等の能力の開発を図るために必要な助成を行うこと。



輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。」の長、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸大臣、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」又は「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸支局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条の二第一項、第四項及び第五项、第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三项、第三十八条の六第一項、第四项及び第五项、第三十九条、第四十条第一項、第三十一条第一項、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第三十五条第一項及び第三项、第六十一条第二項、第四十六条第一項、第四十九条第一項及び第二项、第五十条第一項、第五十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第五十四条第一項及び第三项、第六十一条第二項、第六十三条第二項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十八条第一項、第七十条第一項及び第二项、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第二项、第七十六条第三項及び第四項、第七十八条第一項及び第二项、第七十九条第一項から第五项まで、第八十三条第二项、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項及び第二项、第九十三条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項から第三项まで、第一百条、第一百一条第一項、第一百零三条の五、第一百零四条第一項、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条第一項及び第二项、第九十三条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項から第三项まで、第一百零九条第一項並びに附則第二十三条中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄地方運輸局（運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」

運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。」と、第二十八条第一項中「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸支局及び地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十九条第一項中「管轄公共職業安定所に」とあるのは「管轄公共職業安定所の長が」とあるのは「管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第三十一条の二中「六十歳」とあるのは「五十歳」と、第三十五条第二号中「事業所において、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二十七条第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者」とあるのは「船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が一月以内の期間に三十人以上となつたことにより離職した者」と、「離職したため離職した者」とあるのは「離職したため離職した者その他これらに準ずる理由として公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めるものが生じたことにより離職したこと」と、同条第四号中「事業所の移転」とあるのは「船舶に乗船すべき場所の変更」と、第三十六条中「理由は」とあるのは「理由は、被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと又は」と、同条第五号イ中「労働基準法第三十六条第三項に規定する限度時間に相当する時間数（当該受給資格者が、育児・介護休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項目各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護

休業法第十七条第一項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項に規定する制限時間に相当する時間数」とあるのは「船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間数に相当する時間数」と、同条第十号中「事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業」とあるのは「船員法第二条第二項に規定する予備船員（以下「予備船員」という。）である期間（休日を除く。）」と第七十五条第四項中「公共職業安定所長が、第七十五条第四項中「公共職業安定所長が、輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。」の長が」と、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長又は管轄公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とあるのは「公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長又は管轄公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第八十二条第一項及び第二項中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とあるのは「又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。」と、第八十六条中「公共職業安定所、特定地方公共団体」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、

第九十五条第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」とあるのは、「公共職業安定所長」に」とあるのは、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長に」と、第一百条の十六第三号口中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。

船員を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主若しくは期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員のキャリアアップを図るために規定する派遣船員のキャリアアップを図るために規定する派遣船員のキャリアアップを図るための措置を実施する事業主にあつては、第一百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ並びに第一百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ（3）中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、第一百十条第二項第一号イ中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、同条第九項第一号イ及び第十項第一号イ並びに第一百十条の三第二項第一号及び第三項第一号中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第一百十条第二項第一号イ（15）中「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第一百十二条第二項第二号ハ中「規定する派遣労働者」とあるのは「規定する派遣労働者をいふ。以下同じ。」又は派遣船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項



二 第十三条第一項の規定による雇用継続交流採用職員に関する届出

一 第十二条の二の規定による被保険者の転勤の届出

(特定受給資格者に関する暫定措置)

**第一条の四** 受給資格に係る離職の日が令和二年五月一日から厚生労働大臣が定める日までの間である者に係る第三十六条の規定の適用については、同条中「次とおり」とあるのは「本人又は同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータニコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患有することその他職業安定局長が定める理由のほか、次のとおり」とする。

(通所手当に関する暫定措置)

**第二条** 第五十九条の通所手当として、同条に規定するもののほか、当分の間、受給資格者の住所又は居所から訓練等施設までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設（以下この条において「宿泊施設」という。）に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する者（宿泊施設を利用しなければ通所することが著しく困難であるものに限る。）に対して支給するものとする。

前項に規定する者に対する通所手当の月額は、次の各号に掲げる費用の額の合計額（以下の条において「一時的宿泊の場合の費用合計額」という。）とする。ただし、第一号に掲げる額は、公共職業訓練等を受ける期間を通じて一往復分を限度として支給し、一時的宿泊の場合の費用合計額が四万二千五百円を超えるときは、四万二千五百円とする。

一 受給資格者の住所又は居所から宿泊施設への移動（以下この号において「宿泊施設への移動」という。）に要する費用の額であつて、次のいから今までに掲げる場合に応じて、それぞれいから今までに掲げる額

イ 宿泊施設への移動のため自動車等を使用してその運賃等を負担する場合(交通機関等を利用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動の距離が片道二キロメートル未満である場合及びハに該当する場合を除く。)当該交通機関等の利用区間についての運賃等の額であつて、最も低廉となるもの(ハにおいて「最低運賃等額」という。)

ロ 宿泊施設への移動のため自動車等を使用する場合(自動車等を使用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であつて、自動車等を使用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動の距離が片道二キロメートル未満である場合及びハに該当する場合を除く。)自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル未満である場合にあつては三千六百九十九円、その他の場合にあつては五千八百五十九円(指定地域に居住する場合であつて、自動車等を使用する距離が片道十五キロメートル以上である場合にあつては八千十四円)を当該移動のある日の月の現日数で除して得た額。

ハ 宿泊施設への移動のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合(交通機関等を利用しないで徒歩により移動するものとされた場合の当該移動の距離が片道二キロメートル未満である場合を除く。)イに掲げる額とロに掲げる額との合計額(交通機関等を利用しなければ移動することが著しく困難な場合以外の場合であつて、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合又は自動車等を使用しない場合にはイに掲げる額、最低運賃等額がロに掲げる額未満である場合にはロに掲げる額)

二 宿泊施設から訓練等施設への通所(以下この号において「訓練等施設への通所」とい

う。)に要する費用の額であつて、次のイからハまでに掲げる場合に応じて、それぞれイ訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合(交通機関等を利用しなければ当該通所が著しく困難である場合を除く)。当該交通機関等の利用区間についての一箇月の運賃等の額に相当する額(ハにおいて「宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額」という。)

ハ 訓練等施設への通所のため自動車等を使用する場合(自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である場合にあつては三千六百九十分、その他の場合は五千八百五十円。

ハ 訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道二キロメートル未満である場合を除く)。イに掲げる額とロに掲げる額との合計額(交通機関等を使用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、通常徒步によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル未満である場合にあつては、宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額がロに掲げる額以上である場合にはイに掲げる額、宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額がロに掲げる額未満である場合にはロに掲げる額

前項第一号に掲げる額を算定する場合においては、第五十九条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「運賃等相当額」とあるのは、「附則第二条第二項第一号イに規定する最低運賃等額」と読み替えるものとする。

4 第二項第二号に掲げる額を算定する場合においては、第五十九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「運賃等相当額」とあるのは、「附則第二条第二項第二号イに規定する宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額」と読み替えるものとする。

(常用就職支度手当に関する暫定措置)

**第三条** 平成二十一年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までの間に職業に就いた者に係る第八十二条の三第二項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であつて、前項に規定する安定した職業に就いた日において四十歳未満であるもののほか、次のとおり」とする。

**第四条から第十四条まで 削除**

(雇用調整助成金に関する暫定措置)

**第十五条** 第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和六年厚生労働省令第六十六号)以下「令和六年改正省令」という。)による改正前の第百二条の三第一項第二号イによる改正前の第百二条の三第一項第二号イの対象期間(以下この条及び附則第十五条の三において「対象期間」という。)の初日が令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの(以下この条から附則第十五条の四までにおいて「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。)に係る対象期間(以下この条及び附則第十五条の三において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。)については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

2 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に実施された第百二条の三第三項第二号イに規定する休業等(当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。以下この条から附則第十五条の四までにおいて単に「休業等」という。)の日数は、第百二条の三第三項ただし

書に規定する基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る令和六年改正省令による改正前の第二百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ

（1）（i）中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは、「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にあつては、当該事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）」とする。

4 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う前項の規定により読み替えて適用する第二百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者（以下この条において「対象被保険者」という。）の休業等に係る第二百二条の三第三項の規定の適用については、同項本文中「百日」とあるのは、「百日」に令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の実施

5 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年四月一日から令和三年四月三十日までの期間中に第二百二条の三第一項第二号イ（5）に規定する判定基礎期間（以下この条及び附則第十五条の四において「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第二百二条の三第二項第一号の規定の適用については、同項本文中「百日」とあるのは、「百日」に令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の実施

6 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

&lt;p

13 1月八日から令和四年九月三十日までに行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。(以下この項において同じ。)及び当該休業等を行つた事業主が行つた対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項第一号から第三号までの適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「五分の四」と、「一万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「一萬一千円」とあるのは「五分の四」と、「一万五千円」と、「一万五千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「一萬一千円」とあるのは「一万五千円」と）とする。

14 対象区域の属する都道府県の知事が対象区域について特措法第三十二条第一項第一号に掲げる期間に基本的対処方針に沿つて行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における休業・営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用する人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行つた対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（令和四年十月一日から同年十一月三十日まで）に行つたものであつて、対象区域にある施設におけるものに限る。(以下この項において同じ。)及び当該休業等を行つた事業主が行つた対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項第四号の適用については、同号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「基本手当日額の最高額」及び「当該額」とあるのは「一万一千円」とする。

15 前二項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「十分の十一」とする。

16 特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項及び次項において「重点区域」という。）

の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の  
六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区  
域にあるものに限る。）において基本的対処方  
針に沿つて行う特措法施行令第十二条第一項に  
規定する施設における営業時間の変更、当該施  
設の収容率若しくは当該施設を利用できる人數  
の制限又は飲食物の提供を控えることその他職  
業安定局長が定める措置の実施の要請を受け  
て、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行  
つた対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間  
の初日がある休業等（令和四年九月三十日まで  
に行つたものであつて、重点区域にある施設に  
おけるものに限る。（以下この項において同じ。）  
及び当該休業等を行つた事業主が行つた対象被  
保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の  
末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判  
定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設  
における休業等に対する第六項第一号から第三  
号までの適用については、同項第一号中「三分  
の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」  
とあるのは「五分の四」と、「一万一千五百円」  
とあるのは「二万五千円」と、同項第二号中  
「三分の二（中小企業事業主にあつては、五  
分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千  
円」とあるのは「二万五千円」とする。

号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「基本手当日額の最高額」及び「当該額」とあるのは「一万二千円」とする。

前二項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「二十分の十一」とする。

17 新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う対象被保険者の令和三年一月八日から令和四年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する第六項第一号から第三号までの適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第一号中「三分の四」（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあつては、「五分の四」と、「九千円」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とする。

18 新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う対象被保険者の令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する第六項第四号の適用については、同号中「三分の一（中小企業事業主にあつては、「五分の四」とあるのは「五分の四」と、「基本手当日額の最高額」及び「当該額」とあるのは「一万二千円」とする。

19 前二項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「二十分の十」とする。

20 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、令和六年改正省令による改正前の第二百二条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該休業等に係る同号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の二分の二（中小企業事業主にあつては、「三分の二」）の額

21 で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額)に訓練費を加算した額を支給するものとする。新型コロナウイルス感染症関係事業主であるとき、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する前項の規定の適用については、同項中「基本手当日額の最高額」及び「当該額」とあるのは、「九千円」とする。

22 前項の事業主であつて第十項各号のいずれにも該当するものに対する第二十項の規定の適用についても、同項中「二分の二」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の九」とする。

23 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第二百二条の三第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは、「第一号、第二号及び第四号のいずれにも」とする。

24 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う対象被保険者の令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る令和六年改正省令による改正前の第二百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(2)(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ(5)中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあるのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同号口中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された





9 第二項の規定にかかるわらず、成長分野等の人材確保・育成コース助成金は、国等に対しても支給しないものとする。

は、成長分野等人材確保・育成コース助成金について運用する。この場合において、第二百二十二条の二第一項中、「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「付則第十五条の五第二項の規定」

の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主は、同号イに該当する屋入れを行ふ事業主とみなす。

第百十三条第一項及び第百十四条第一項に規定するもののほか、第百十三条第一項に規定する事業主が同項の労働者について年間を通じた雇

用を行うため、令和七年三月十五日までの間に、対象期間について当該労働者の住所又は居所の変更を要する地域において当該労働者を業務に従事させ、かつ、当該変更を要する費用を負担す

する場合においては、当該事業主に対して、当該負担する費用の額に相当する額（その額が厚生労働大臣が定める額を超えるときは、その定

**第十七条** 第百十三條第二項の規定にかかるわらず、同條第一項の規定により通常雇用助成金の支給を受けられることとする事項(第三項)を規定する。

支給を受けることができる事業主が令和七年四月三十日までの間に当該支給に係る年間を通じて雇用に係る労働者を一月一日から四月三十日までの間に休業させた場合にあつては、当該休業

業させた労働者（以下この条において「休業労働者」という。）については、当該休業労働者に対する当該休業させた期間（次項において

2 「休業期間」というに支払われた手当の額及び対象期間に支払われた賃金の額の合計額の一部を支給するものとする。

前項の規定により支給する通年雇用助成金の

額は、当該休業労働者に対して休業期間に支払われた手当（六十日分を限度とする。）の額及び対象期間に支払われた賃金の額の合計額の三

分の一（年間を通じた雇用に係る労働者となつた日以後の最初の休業の場合にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣が定める額を超過するときは、そぞうの額）である。

を趣するときは、その定める額)とする  
**第十七条の二** 第百十四条の規定の適用について  
は、令和七年三月三十日までの間、同条第二  
項中「三分の一」とあるのは、「二分の一」と

**第十七条の二の二** 削除  
(両立支援等助成金に関する暫定措置)  
する。

**第十七條の二の三** 第百六条第十一項第一号イ  
(1)、ロ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ

外以記列号各項第十第	短時間労働者 労働時間延長 コース助成金	社会保険適用時処遇改 善コース助成金
定める額	定める額 (一の事業所 において、対象者一人 につき、同号に掲げる 額のいずれかの額に限 る。)	

**第十七条の二の四から第十七条の二の六まで**  
**削除**  
(キャリアアップ助成金に関する暫定措置)  
**第十七条の二の七** 第百八十八条の二第十項の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(1) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であつて、同号イ(1)及びハ(1)に規定する育児休業を終了した被保険者が最初に生じた日、同号ロ(1)及びニ(1)に規定する原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が最初に生じた日又は同号ホ(1)に規定する所定労働時間短縮措置が講じられた期間が終了した日若しくは当該所定労働時間短縮措置が最初に講じられた日から起算して一年を経過する日の翌日のいずれか早い日の前日までに次世代育法第十三条の規定に基づく認定を受けたものに対する同号及び同項第二号の規定の適用については、同項第一号からホまで中「次のいずれかにも該当する中小企業事業主（中小企業事業主が認定中小企業事業主である場合につては、（1）及び（2）に該当する中小企業事業主）」とあるのは「次の（1）に該当する中小企業事業主」と同項第二号中「（一）の年度において、前号イ（1）、ロ（1）、ハ（1）、ニ（1）又はホ（1）に該当する被保険者の数の合計が十人を超える場合の同号イからホまでの規定に基づく支給については、合計して十人までの支給に限る。」とあるのは「（育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる被保険者が最初に生じた日から令和十一年三月三十一日までの間ににおいて当該被保険者の数が五十人を超える場合は、五十人までの支給に限る。」とす

ハ	号一第項十第	分部の
ハ	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者の（以下このハにおいて「被保険者」といふ。）でないものに限る。）	ハ 次のいずれかに該当する事業主であつて、その雇用する有期契約労働者等について処遇の改善を図つたもの（1）その雇用する有期契約労働者等であつて健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下このハにおいて「被保険者」といふ。）でないものが新たに被保険者となる場合における被保険者等について、次に掲げるいずれかの措置を講じたもの。
ハ	（v）一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を五ペント以上増額する措置	（i）賃金をおおむね十五パーセント以上増額する措置
ハ	（v-i）一週間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を十ペント以上増額する措置	（i-i）賃金をおおむね十八パーセント以上増額する措置
ハ	（vii）一週間の所定労働時間を一時間以上	（i-ii）一週間の所定労働時間四時間以上を定労働時間とし、上記の所定労働時間の所定労働時間を三時間以上四時間未満延長するとともに、賃金を五ペント以上増額する措置

号二 第項十第	
二、対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（二）の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）	二、次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額。
イ 前号ハ（1）（i）の措置を一年間継続した事業主十五万円（中小企業事業主については、二十万円）の措置を二年間継続した後、同号ハ（1）（i）の措置を講ずるこ	二、次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額。
ハ 前号ハ（1）（i）の措置を一年間継続した後、同号ハ（1）（i）の措置を六箇月間継続した事業主三十七万五千円（中小企業事業主にあつては五十万円）	二時間未満延長するどともに、賃金を十五パーセント以上増額する措置
（ii）の措置を六箇	（2）その雇用する有期契約労働者等であつて被保険者でないものについて、（1）（i）から（vi）までに掲げるいずれかの措置を講じた事業主（当該有期契約労働者等が当該措置により被保険者となつた場合に限る。）

第十七条の二の

月間継続した事業主  
三十七万五千円（中小  
企業事業主にあつては  
、五十万円）  
ホ 前号ハ（1）（i）  
の措置を一年間継続し  
た後、同号ハ（1）  
(i i i)から(v i)  
までに掲げるいずれか  
の措置を六箇月間継続  
した事業主 三十七万  
五千円（中小企業事業  
主にあつては、五十万  
円）  
ヘ 前号ハ（1）(i  
i i)から(v i)ま  
でに掲げるいずれかの  
措置を六箇月間継続し  
た事業主 二十二万五  
千円（中小企業事業主  
にあつては、三十万  
円）

規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号ハ（1）に規定する高度デジタル人材訓練、同号ニに規定する成長分野等の人材訓練又は同号ホ（1）に規定する情報技術分野認定実習併用職業訓練に限り、同号ハからホまでのいずれかに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者、附則第三十四条第二項第一号ヘ（2）（イ）に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けていた者若しくは附則第三十五条第一項に規定する事業展開等リスクリング支援コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号に該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者（以下この項において「訓練修了者」という。）又は附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号イ（2）に規定する定額制訓練又は同号ロ（1）に規定する自発的職業能力開発訓練に限り、同号イ又はロに該当する事業主が職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者（以下この項において「訓練修了者」という。）を第百八条の二第二項第一号ハ（1）から（3）までのいずれかの措置により転換した場合又は同号ハ（4）から（6）までのいずれかの措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和九年三月三十一日までの間は、同項の規定にかわらず、同項第一号に該当する事業主（訓練修了者又は特定訓練修了者であるつて同項第一号ハ（1）から（3）までのいずれかの措置により転換した又は同号ハ（4）から（6）までのいずれかの措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金（第百二十五条第二項、附則第三十四条第一項又は附則第三十五条第一項に規定するものに限る。）の支給を受けたものに限定する。）に対して、次の各号に掲げる事業主の区

分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（二）の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。」を支給するものとする。

一 第百八十九条の二第二項第一号ハ（1）の措置を講じた事業主、訓練修了者であり、かつ、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父（以下この項において「母子家庭等の母等」という。）でない対象者又は母子家庭等の母等であり、かつ、訓練修了者若しくは特定訓練修了者でない対象者（以下この項において「訓練修了者等対象者」という。）一人につき六十九万五千円、特定訓練修了者であり、かつ、母子家庭等の母等でない対象者（以下この項において「母子家庭等の母等である対象者」という。）一人につき七十一万円、訓練修了者であり、かつ、母子家庭等の母等である対象者（以下この項において「母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者」という。）一人につき八十万五千円、その他の対象者一人につき六十万円（中小企業事業主にあつては、訓練修了者等において「母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者」という。）一人につき八十万円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき九十一万円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき九十九万円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき百万五千円、その他の対象者一人につき八十万円）

万二千五百円、その他の対象者一人につき四  
十万円

**第十七条の三** 第百十八条の二第十項の規定の適用については、附則第十七条の二の七の規定に

小企業事業主には、五万八千四

定基礎期間の初日がある休業等について、職業安定局長が必要があると認めるときは、別段の

### 三 第百十八条の二第二項第一号ハ(4)の措置を講じた事業主 訓練修了者等対象者一人

より読み替えて適用する場合を除き、令和六年三月三十一日までの間、次の表の上欄に掲げる

二時間以上三時間  
八万八千円（中）

定めをすることができる」とする。

第一百八条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

小企業事業主にあつて  
は、十一万七千円)

**第十七条の五の三** 令和六年能登半島地震に際し  
災害救助法が適用された市町村の区域内において  
業費補助金に関する暫定措置)

円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一人につき百九十万円、その他の対象者一人につき八十八万五千円（中小企業事業主であつては、訓練修了者等対象者一人につき百十八万円、特定訓練修了対象者一人につき百十九万五千円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき百二十七万五千円、母子家庭等の母等である特定訓練修了対象者一

ハ 号一第十一項その雇用する有期契約  
期契約労働者等（健康保険法  
（健康保険法  
（大正十一年法  
（大正十一年法律第七十号）による健康保険  
の被保険者又は厚生年  
金保険法（昭和二十九  
年法律第一百五十五号）に  
被保険者又は厚  
生年金保険法  
による厚生年金保険の被

万八千円（中小企業事業主にあつては、二十三万七千円）

て第百二十三条に規定する事業主等が行う認定訓練の実施に必要な施設又は設備であつて、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付に係る同条の規定の令和五年度及び令和六年度における適用については、同条中「三分の一」とあるのは「三分の二」とあることは「三分の二」とあるよりは「三分の二

人につき百二十九万円、その他の対象者一人につき百八万五千円)

生年金保険法  
（昭和二十九年  
法律第二百五十五  
号）による厚生  
年金保険の被  
保険者（以下このハに  
おいて「被保険者」と  
いう。）でないものに

用・能力開発機構法を廃止  
一二三五法建第二一六号。二に規定するもののほか  
りとする。

〔二〕と〔三分の二〕とあるのに〔二分の二〕と、同条第二号中「施設又は設備の設置又は整備に要する経費」とあるのは「令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた施設又は設備

廿四

る場合ご限る。)

る取組を支援するため

一  
当分の間、職業能力開発促進法第十三条に

第一百八十二条 第百一十八条の二第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは、「円及び当該措置が実施された一の事業所につき十五万円（中小企業事業主）」と、「円」とあるのは、「円及び当該措置が実施された一の事業所につき二十万円」とし、同条第五項に規定する場合における前項の規定の適用についても、同項第一号から第四号までの規定中「円（中小企業事業主）」とあるのは、「円及び当該措置が実施された一の事業所につき三十万円（中小企業事業主）」と、「円」とあるのは、「円及び当該措置が実施された一の事業所につき四十万円」とする。

第十一項 第二号	
対象者一人につ き七万五千円	(中小企業事業 主にあつては、 十万円) (一の 事業所につき、 一の年度におけ る当該措置の対 象となる労働者 の数が十人を超 える場合は、當 該事業所につき
長した一週間の所定労 働時間の区分に応じて 、次のイからハまでに 定める額 (一の事業所 につき、一の年度にお ける当該措置の対象と なる労働者の数が四十 五人を超える場合は、 当該事業所につき四十 五人までの支給に限る	対象者一人につき、延 長した一週間の所定労 働時間の区分に応じて 、次のイからハまでに 定める額 (一の事業所 につき、一の年度にお ける当該措置の対象と なる労働者の数が四十 五人を超える場合は、 当該事業所につき四十 五人までの支給に限る)
未満 四万三千円 (中	イ 一時間以上二時間

和二年四月一日から令和二年の期間中に判定基礎期間を行つた事業主に対する第五条第一項及び第二項の規定による支給を受けける場合は、同条第一項及び第二項の規定による支給を受けることとする」とあるのは、「ただし、令和二年四月三十日までの期間中に

一　当分の間、職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う職業訓練の援助を行うための施設を設置し、及び運営するとともに、当該施設を設置し、及び運営する地方公共団体その他の者に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二　廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十一項第一項第八号の規定により貸しご付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。





(1) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者が自発的な職業能力開発を受けるために当該事業主以外の者が行う職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするもの）の費用の全部又は一部を補助する。  
 (2) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発訓練に要する経費を負担する制度を整備している事業主であること。  
 (3) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。  
 ハイ（1）、（3）から（7）までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。  
 (1) 職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に高度な情報技術の利用のための能力及び知識を向上させる職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするもの）の費用の全部又は一部を支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。  
 (2) 次のいずれかを満たす事業主であるこ

(ii) 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十九号）第二十一条の十五に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けた事業主であること。

(iii) 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条の認定を受けた事業主であること。

(iv) (i) 及び (ii) に定めるもののはか、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の指向性及び情報処理技術の活用の方向性の検討を行い、その結果に基づいて事業内職業能力開発計画を作成した事業主であること。

二 イ (1)、(3) から (7) までに該当する事業主であつて、職業訓練実施計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等（職務に関連した専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させること）を内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものに限る。以下この条において「成長分野等人材訓練」という。を受けさせる事業主（当該成長分野等人材訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ホ イ (1)、(3) から (7) までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 職業訓練実施計画に基づき、次の (i) から (i-i-i) までに掲げるいずれかの者（情報技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に限る。以下この条において「青取技術分野認定実

向上させる職業訓練に限る。以下この条例において「情報技術分野認定実習併用職業訓練」という。)を受けさせる事業主(当該情報技術分野認定実習併用職業訓練の期間、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。)であること。

(i)新たに雇い入れた被保険者であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの職業能力開発促進法第二十六条の五第一項に規定する認定実習併用職業訓練(以下この(1)において「対象認定実習併用職業訓練」という。)

(ii)職業能力開発促進法第二十六条の三第三項に規定する認定を受ける前から雇用する十五歳以上四十五歳未満の被保険者のうち、新たに通常の労働者へ転換した者 対象認定実習併用職業訓練

(iii)その雇用する被保険者であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの 対象認定実習併用職業訓練

(2)職業訓練実施計画に基づき、情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に職務経歴等記録書による職業能力の評価を実施する事業主であること。

(3)次のいずれかを満たす事業主であること。  
(i)情報通信業を主たる事業とする事業主であること。  
(ii)(i)に定めるもののほか、厚生労働省人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に関連する実践的な能力を發揮することができる見込まれる事業主であること。  
(1)次のいずれにも該当する事業主であること。

(v) 休暇制度導入・適用計画を提出した日より、事業主は該事業所の労働者を解雇する場合、(i)～(iv)の措置を実施する。  
 (i) 休暇制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した日より、事業主は該事業所の労働者を解雇する場合、(i)～(iv)の措置を実施する。  
 (ii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画の条において「休暇制度導入・適用計画」という。を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。  
 (iii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画の条において「休暇制度導入・適用計画」という。を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。  
 (iv) 休暇制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(vii) 当該休暇制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保險者の所定労働時間の短縮及び所定労働時間の免除による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(i) の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(ii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画(以下この(2)において「短時間勤務等制度導入・適用計画」という。)を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv) 短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

二 序句 次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号イに該当する事業主 定額制訓練(当該訓練を十時間以上実施したもの)をい。(当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)の額

(2) 前号ロに該当する事業主 次の(1)から(3)までに定める額

(1) 自發的職業能力開発訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を含む。)において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。)に係る入学料及び受講料(事業主があつては、百分の六十)(その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主あつては、百分の七十五)の額

(2) 前号ロに該当する事業主 次の(1)から(3)までに定める額

(1) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(i) 高度デジタル人材訓練(当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十(中小企業事業主があつては、百分の七十五)の額(その額が、当該高度デジタル人材訓練(当該事業主があつては、百五十万円を超えるときは百五十万円)

(ii) その雇用する被保険者に対しても、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間(当該被保険者一人につき、当該高度デジタル人材訓練を受ける場合にあつては、千六百時間)を限度

(2) 百時間以上三百時間未満 十五万円  
 (iii) 二百時間以上 二十万円  
 (iv) 短時間勤務等制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもの(うち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つてと認められる事業主である)こと。

(v) 当該休暇制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(2) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(i) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保險者の所定労働時間の短縮及び所定労働時間の免除による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(i) の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(ii) 事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画(以下この(2)において「短時間勤務等制度導入・適用計画」という。)を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv) 短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

二 序句 次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号イに該当する事業主 定額制訓練(当該訓練を十時間以上実施したもの)をい。(当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)の額(その額が、当該高度デジタル人材訓練(当該事業主があつては、百五十万円を超えるときは百五十万円)

(2) 前号ロに該当する事業主 次の(1)から(3)までに定める額

(1) 自發的職業能力開発訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を含む。)において実施するものを除く。以下この(1)において同じ。)に係る入学料及び受講料(事業主があつては、百分の六十)(その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主あつては、百分の七十五)の額

(2) 前号ロに該当する事業主 次の(1)から(3)までに定める額

(1) 高度デジタル人材訓練(学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下この(2)において同じ。)を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(i) 高度デジタル人材訓練(当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。)に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十(中小企業事業主があつては、百分の七十五)の額(その額が、当該高度デジタル人材訓練(当該事業主があつては、百五十万円を超えるときは百五十万円)

(ii) その雇用する被保険者に対しても、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間(当該被保険者一人につき、当該高度デジタル人材訓練を受ける場合にあつては、千六百時間)を限度

（二）に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該（1）又は（2）に定める額を同一のものに限る。以下この（1）において同じ。）を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(i) 成長分野等人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の七十五の額（その額が、一年の年度における当該成長分野等人材訓練を受けた被保険者一人につき百五十万円を超えるときは、百五十万円）

その雇用する被保険者に対して、成長分野等人材訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間限度とする）に九百六十円を乗じて得た額

成長分野等人材訓練（学校教育法第十九条に規定する大学院に相当する外国の大学院において実施するものに限る。）に係る入学料、受講料及び資料料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の七十五の額（その額が、一年の年度における当該成長分野等人材訓練を受けた被保険者一人につき五百円を超えるときは、五百万円）

前号ホに該当する事業主 次に掲げる額

合計額

情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限り、の運営に要した経費及び資格試験料に該当する事業主 次に掲げる額とすると。）に四百八十万円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

(3) 習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十一）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次（i）から（i-iii）までに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該（i）から（i-iii）までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

その雇用する情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に對して、情報技術分野認定実習併用職業訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十四円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円）（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

情報技術分野認定実習併用職業訓練（座学等を除く。）を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者の一人につき、十一万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十五万円））

(1) 前号へ(1)に該当する事業主 次に  
(i) 揭げる額の合計額  
　(ii) 二十万円(その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円)(前号へ(1)-(i)の措置を新たに行つた事業主に限る。)  
　(iii) その雇用する被保険者に与えた有給休暇の時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間(中小企業事業主については、千六百時間)を限度とする。)を合計した数に七百六十円(その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主又は中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

3 前号へ(2)に該当する事業主 二十二万円(その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円)

4 一の年度において、前項第一号に該当する事業主の一の事業所(職業訓練実施計画又は休暇制度導入・適用計画に基づく一の事業所をいう。)に係る人への投資促進コース助成金(成長分野等の人材訓練を除く。この項において同じ。)の額が二千五百万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、二千五百万円を当該事業所の事業主に対し支給するものとする。ただし、人への投資促進コース助成金のうち自發的職業能力開発訓練については、当該自發的職業能力開発訓練の同助成金の額が三百万円を超えるときは、当該自發的職業能力開発訓練の同助成金の額は三百万円とする。

5 第二項から前項までの規定にかかわらず、人の投資促進コース助成金は、国等に対しても支給しないものとする。  
6 第百三十九条の四及び第一百四十条の三の規定は、人への投資促進コース助成金について準用する。

する。この場合において、第一百三十九条の四第四項中「第二項の規定（以下この条において「雇用関係助成金関係規定」という。）」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「広域団体認定訓練助成金及び人材開発支援助成金（以下この条において「雇用関係助成金」という。）」とあるのは「人への投資促進コース助成金」とあるのは「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第二項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等」とあるのは「事業主」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、同条第三項中「雇用関係助成金関係規定」とあるのは「附則第三十四条第二項の規定」と、「事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」とあるのは「事業主」と、「雇用関係助成金に」とあるのは「人への投資促進コース助成金に」と、「雇用関係助成金は」とあるのは「人への投資促進コース助成金は」と、第百三十九条の四第一項に規定する雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」と、「第二項中「雇用関係助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金」とあるのは「人への投資促進コース助成金を支給するものとする。

**第三十五条** 第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条及び前条に規定するもののほか、令和九年三月三十一日までの間、事業展開等リスクギリング支援コース助成金を支給するものと定める額を支給するものとする。

一 前条第二項第一号イ（1）、（3）及び（7）に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

（1）職業訓練実施計画に基づき、新たな事業の創出その他の事業の展開又は将来において成長発展が期待される分野の業務にその雇用する被保険者を従事させることに伴







**第一条** この省令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律

附則（昭和五六年五月二八日労働省令  
第二二号）抄

八十四条第一項の常用就職支度金支給申請書  
新雇用保険規則第九十一条第一項の移転費支給  
申請書並びに新雇用保険規則第九十九条第一項  
の広域求職活動費支給申請書は、当分の間、な  
お旧雇用保険規則の相当様式によることができる。

新雇用保険規則第十三条第一項の雇用保険被保険者転出届及び雇用保険被保険者転入届、新雇用保険規則第二十一条第一項の公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届、新雇用保険規則第二十七条の公共職業訓練等受講証明書、新雇用保険規則第三十一条第一項の受給期延長申請書、新雇用保険規則第四十五条第二項の払渡希望金融機関指定届、同条第三項の払渡希望金融機関変更届、新雇用保険規則第四十九条第一項の受給資格者氏名変更届及び受給資格者住所変更届、新雇用保険規則第六十三条第二項の傷病手当支給申請書、新雇用保険規則第

2 この省令は、昭和五十六年七月六日から施行する。  
この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇用保険規則」という。）第七条第二項の規定による雇用保険被保険者離職票、旧雇用保険規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証、旧雇用保険規則第十九条第二項の規定による受給資格者証及び旧雇用保険規則第六十八条第一項の特例受給資格者証は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇用保険規則」という。）第七条第二項の規定による雇用保険被保険者離職票、新雇用保険規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証、新雇用保険規則第十九条第二項の規定による受給資格者証及び新雇用保険規則第六十八条第一項の規定による特例受給資格者証とみなす。

附則（昭和五六年四月一五日労働省令  
第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。  
昭和五十六年四月一日前の日に係る受講手当の日額については、なお従前の例による。  
昭和五十六年三月以前の月分に係る通所手当の月額については、なお従前の例による。

の三第三項の累計日数と、偽りその他不正の行為により次の表の上欄に掲げる給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主は、それぞれ偽りその他不正の行為により同表の下欄に掲げる新規則の給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主とみなして、同条を適用する。	
旧規則第二百二条の三第一項第一号イ又はハに該当する事業主に係る旧規則第二百二条の二の雇用調整給付金（以下「雇用調整給付金」という。）又は旧規則第二百二条の四第一号の出向給付金（以下「出向給付金」という。）	新規則第二百二条の三第一項第一号ロ又はニに該当する事業主に係る雇用調整給付金又は出向給付金
旧規則第二百二条の三第一項第一号ロ又はニに該当する事業主に係る雇用調整給付金又は出向給付金	新規則第二百二条の三第一項第一号ロに該当する事業主に係る雇用調整給付金
旧規則第二百二条の三第一項第一号ホに該当する事業主に係る雇用調整給付金又は出向給付金	新規則第二百二条の三第一項第一号ハに該当する事業主に係る雇用調整給付金
旧規則第二百二条の三第一項第一号メに該当する事業主に係る雇用調整給付金又は出向給付金	新規則第二百二条の三第一項第一号ハに該当する事業主に係る雇用調整給付金

附則（昭和五六年一月一二日労働省令第三九号）抄

**第一条** 附則（昭和五六年一二月一五日労働省令第四一号）この省令は、公布の日から施行する。  
する。

附則（昭和五七年一月三〇日労働省令）

この省令は、公布の日から施行する。  
昭和五十八年一月三十一日において、改正後の雇用保険法施行規則附則第十六条の規定に該当することにより雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第一項の規定による基本手当の支給を受けている者は、同日以後の日についてなお引き続き同項の規定による基本手当の支給を受けることができる。

附則（昭和五七年三月一日効勦省令）

(地) 明日 挑

附 則（昭和五七年三月三一日労働省令）抄  
（施行期日）  
第七号

第三条(置)二の省令の施行の日前の田に係る第二条

の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百二条の五第一項の特定求職者雇用開発助成金及

び同規則第百十一条の同和対策対象地域雇用促進給付金の支給については、なお従前の例によ

附 則  
（昭和五七年四月六日労働省令第  
一四号）



この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六〇年三月三〇日労働省令第一号)
この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六〇年四月六日労働省令第二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。	附 則 (昭和六〇年八月二〇日労働省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六〇年九月三〇日労働省令第四号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年一月二七日労働省令第五号)

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月三日労働省令第六号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年二月二十五日から適用する。	附 則 (昭和六一年三月三日労働省令第七号)
この省令は、公布の日前においてこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第二百二条の第三項第一号ハに該当した事業主であつて、当該事業主に係る同項第二号イ(1)(i-i-i)の実施期間がこの省令の適用の日以後において終了するものに係る同条の雇用調整助成金の支給については、当該実施期間の終了する日までの間は、なお従前の例による。	附 則 (昭和六一年四月五日労働省令第八号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。	附 則 (昭和六一年四月五日労働省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月二〇日労働省令第十号)

この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第十一号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年一月二六日労働省令第十二号)
この省令は、昭和六十一年十一月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年二月五日労働省令第十三号)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月二七日労働省令第十四号)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月二七日労働省令第十五号)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月二七日労働省令第十六号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月二〇日労働省令第十七号)

この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第十八号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第十九号)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月二七日労働省令第二十号)
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年三月二七日労働省令第二十一号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月二〇日労働省令第二十二号)
この省令は、公布の日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十三号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十四号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十五号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十六号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十七号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十八号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第二十九号)
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。	附 則 (昭和六一年九月三〇日労働省令第三〇号)





一号イに規定する高年齢者職場改善計画又は同項第二号イに規定する高年齢者事業所設置計画を、同項第一号イに規定する中央高年齢者雇用安定センターに対して提出した事業主に対する同項の高年齢者雇用特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前の旧規則第百八条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する再就職援助の促進に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主に対する同項の定年退職予定期間の高年齢者雇用特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前の旧規則第百十条第一項第一号に規定する雇入れに係る同項の特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例によること。

6 施行日前に旧規則第百十二条第二項第一号ロの規定に基づき同号ロに規定する計画を同号ロに規定する公共職業安定所の長に提出した事業主に対する同條の地域雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前に旧規則第百十三条第一項第一号の規定に基づき同号に規定する雇用機会増大計画を作成し、労働大臣の認定を受けた事業主に対する同項の大規模雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧規則第百十八条に規定する再雇用に係る同条の女子再雇用促進給付金の支給については、なお従前の例による。

9 施行日において現に交付されている旧規則第七条第二項の規定による雇用保険被保険者離職票及び旧規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証は、それぞれ新規則第七条第二項の規定による雇用保険被保険者離職票及び新規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証とみなす。

10 新規則第七条第一項の雇用保険被保険者離職証明書及び新規則第七条第二項の雇用保険被保険者離職票（新規則様式第六号（2）によるものによる）は、当分の間、なお旧規則の相当式によることができる。

### 附 則（平成元年一二月二八日労働省令第三三号）

この省令は、平成二年一月一日から施行する。

### 附 則（平成二年三月三一日労働省令第十九号）抄

（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成二年三月以前の月分に係る通所手当の月額については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた出向（改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧規則」という。）第百二条の三第一項第二号ハに規定する出向をいう。）に係る旧規則第百二条の二の雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前の日における雇入れに係る旧規則第一百十二条第一項の地域雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 旧規則第百十二条第二項第一号ロに規定する操業開始日が施行日前である事業主に関する改正後の雇用保険法施行規則（以下「新規則」という。）第百十二条第二項第一号ハ（3）に該定の適用については、同号ハ（2）中「六箇月」とあるのは「一年」とする。

5 旧規則第百十二条第二項第一号ハ（2）に規定する完了日が施行日前である事業主に対する同条第一項の地域雇用特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

6 施行日以後旧規則第百十二条第二項の規定がなお効力を有することとした場合に当該規定により地域雇用奨励金の支給を受けることができることとなる事業主であつて新規則第百十二条第二項第一号に規定する事業主以外の事業主であるもの（以下「旧資格対象事業主」という。）が、同号ロに規定する対象事業所（以下この項目及び次項において「対象事業所」という。）の設置又は整備に伴い、施行日から平成二年六月三十日（特に雇用の増大に資すると認められる事業主にあつては、平成二年九月三十日。以下この項において同じ。）までの間に提出しない場合には、平成二年六月三十日。以下この項において「完了了日」という。）が施行日以後ある事業主が、対象事業所の設置又は整備に伴い、完了了日までの間に、当該地域雇用奨励金の支給に係る労働者（以下この項目において「支給対象労働者」という。）を五人以上とする場合は、当該事業主に對しては、新規則第百二条の四第三項に規定する小規模企業事業主にあつては、三人以上雇い入れた場合には、当該事業主に對しては、新規則第百二条第三項の規定にかかわらず、雇い入れた支給対象労働者の数に応じ、当該支給対象労働者の雇入れに係る費用の額を限度として、同一条の地域雇用特別奨励金を支給するものとする。ただし、当該地域雇用特別奨励金の支給対象となる事業主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、そのとき以後、当該地域雇用特別奨励金は支給しない。

7 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分された期間の末日ににおける対象事業所の継続して雇用する労働者の数が完了日における対象

であると認められる者を除く。）を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者（新規則第十八条の二第一項に規定する短時間労働者を除く。）として雇い入れる場合には、当該旧資格対象事業主に對しては、新規則第百十二条第二項の規定にかかわらず、当該雇入れに係る同条第一項の地域雇用奨励金を支給するものとする。この場合において、当該地域雇用奨励金の額は、当該雇入れに係る者に對して対象事業所の設置又は整備に係る事業の操業を開始した日から起算して一年の期間について支払った賃金の額の八分の一（新規則第百二条の三第一項第二号イ（5）に規定する中小企業事業主にあつては、六分の一）の額（その額が同条第二項第一号に規定する基本手当日額の最高額に三百を乗じて得た額を超えるときは、当該基本手当日額の最高額に三百を乗じて得た額）とする。

8 第七十三条第一項の規定による日雇労働被保険者手帳は、新規則第七十三条第一項の規定による日雇労働被保険者手帳とみなす。

（施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第十九条の三の規定及び第二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新規則」という。）第百六条の規定は、平成二年一月一日から適用する。（雇用保険法施行規則一部改正に伴う経過措置）  
**第二条** この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧規則」という。）第百五条に規定する雇用延長制度を実施した事業主に對する旧規則第百三条の高年齢者雇用確保助成金の支給については、平成六年十二月三十日。以下この項において「支給対象労働者」という。）を五人以上の間には、なお従前の例による。

3 施行日前に旧規則第百七条第一項第一号イの規定又は同項第二号イに規定する高年齢者職場改善計画又は同項第二号イに規定する高年齢者事業所設置計画を、同項第一号イに規定する中央高年齢者雇用安定センターに對して提出した事業主に對する旧規則第百三条の高年齢者雇用特別奨励金の支給を受けることができるようになつたときた（当該雇用して雇用する労働者の数が完了日における対象







則第七十二条第一項の日雇労働被保険者資格取得届、新規則第七十四条第一項の日雇労働被保険者資格継続認可申請書、新規則第八十二条の四第一項の再就職手当支給申請書、新規則第九十三条の移転費支給決定書及び新規則第九十四条第二項の移転証明書は、当分の間、なお旧規則の相当様式によることができる。

3 施行日前に六十歳に達した被保険者を雇用する事業主に対する新規則第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「雇用する被保険者」とあるのは「施行日前の日から引き続き施行日後の日において雇用する六十歳以上の被保険者」と、「が六十歳に達したときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に」であるのは「について、平成七年七月三十一日までに当該被保険者に係る施行日前の賃金を基礎として作成した」と、同条第二項中「当該被保険者が法第六十一条第二項に規定する支給対象月において六十歳に達した日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）」とあるのは「施行日後の日」と、「前項の規定による」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する省令（平成七年労働省令第一号）附則第二条第三項において読み替えて適用する前項の規定」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「施行日」と、「六十歳に達した日において」とあるのは「施行日において」とする。

4 施行日前に法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者を雇用する事業主に対する新規則第十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該休業を開始した日の翌日から起算して十日以内に」とあるのは、「平成七年七月三十一日までに」とする。

5 新規則第一百一十条の三第二項の規定は、施行日以後に行われた休業、教育訓練又は出向に係る雇用調整助成金の支給について適用し、施行日及び施行日前の日における同号ハ（1）の出向又は再就職のあつせんによる雇入れに係る同項の産業雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

一 平成七年四月から同年七月まで 同年八月 一日から同年十月三十一日まで 同年十一月一日から同年十二月三十一日まで	二 平成七年八月から同年十月まで 同年十一月二日から同年十二月三十一日まで	三 平成七年十一月から平成八年一月まで 同年二月一日から同年三月三十一日まで
		第十七条の二第四項の規定は、前項ただし書の場合における提出について準用する。
		前二項の規定は、育児休業基本給付金の支給手続について準用する。この場合において、第

一項中「第二条の五第二項、第四項及び第六項（第二百一条の七第二項の規定により準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百一条の十三第二項、第四項及び第六項」と、「高齢雇用継続給付支給申請書」とあるのは、「育児休業基本給付金支給申請書」と、「支給対象月（高齢再就職給付金の支給申請に係る高齢雇用継続給付支給申請書の提出の場合につては、再就職後の支給対象月」とあるのは、「支給単位期間の初日の属する月」と読み替えるものとする。

4 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までに雇用継続給付の支給が決定された被保険者に対する第二百一条の六第一項の規定（第二百一条の七第二項及び第二百二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、同項中「その日の翌日から起算して七日以内に」とあるのは、「当該被保険者について定めた支給期限までに」とする。  
（改正法附則第四条第二項の厚生労働省令で定める基準）

第四条 履用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次のいずれにも該当することとする。

一 受給資格に係る離職の日において五十五歳以上六十歳未満であること。

二 特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること（当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申し込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行う再就職を促進するためには必要な職業指導を受けることを拒んだことのある場合を除く。）  
（改正法附則第四条第二項の厚生労働省令で定める日数）

第五条 改正法附則第四条第二項の厚生労働省令で定める日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 改正法附則第四条第二項第一号ロに該当する者三十日

二 改正法附則第四条第二項第一号ロに該当する者六十日

(改正法附則第四条第二項第一号の厚生労働省令で定める者)

**第六条** 改正法附則第四条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがないこととする。

**附 則** (平成七年一月二三〇日労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の日前の日における雇入れに係る雇用保険法施行規則第百九条の特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成七年一月三〇日労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年二月二四日労働省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年三月一日労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成七年三月三日労働省令第一一号)

この省令は、改正後の雇用保険法施行規則附則第十八条の規定は、平成六年度及び平成七年度の予算に係る国の補助について適用する。

**附 則** (平成七年三月三一日労働省令第三二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第十七条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第四項の規定は、平成七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に改正前の雇用保険法施行規則第一百四十四条第一項の規定により通年雇用奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する当該通年雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

3 平成十一年三月十五日までの間に改正後の雇用保険法施行規則(以下「新規則」という)、附則第十六条の三第一項の規定により通年雇用奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対しては、同項の規定にかかわらず、









(処分、申請等に関する経過措置)

**第二条** 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらは規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許可等の处分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行に際し改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用について、改正前のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした处分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

**第三条** この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の規定により改訂された処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改訂前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第四条** この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により國又は地方公共團体の機関又は職員に対して報告届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについて

は、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共團体の相当の機関又は職員に對して報告届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

**第五条** 第一条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票 第十二条による改正前の労働保険の保険料の徴収等に

関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第二十二条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条による改正前の雇用保険法施

行規則第十七条の七及び第一百四十四条の証明書は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による

改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第七十

三条の規定による証票、第十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規

定による証票、第二十二条の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五

条の規定による証票並びに第二十四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第十七条の七及び第一百四十四条の規定による証明書とみな

す。

**第六条** この省令の施行に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相

似様式による申請書等とみなす。

**第七条** この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附 則** (平成一二年三月三一日労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年五月一一日労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月一日労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年七月四日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年八月二十五日労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三六号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年八月二十九日から適用する。

**附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

の支給に係る申請を行つた事業主に対する同条の継続雇用制度奨励金及び多数継続雇用助成金の支給については、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前の日における雇入れに係る同項第一号ロの計画を提出した事業主に係る同項の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の六の規定により新規・成長分野就職促進給付金の支給を受けることができることとなつた事業主に対しては、同条第一項の規定にかかるわらず、同年四月一日以後においても当該新規・成長分野就職促進給付金を支給することができる。

**附 則** (平成一二年四月一四日労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年四月二一日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年五月一一日労働省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月一日労働省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年七月四日労働省令第三一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年八月二十五日労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三六号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年八月二十九日から適用する。

**附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**第三条** 施行日前の日における雇入れに係る同項第一号ロの計画を提出した事業主に係る同項の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の六の規定により新規・成長分野就職促進給付金の支給を受けることができることとなつた事業主に対しては、同条第一項第一号ロの計画を提出した事業主に係る同項の地域雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年三月三一日労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年五月一一日労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年六月一日労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年七月四日労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年八月二十五日労働省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三六号)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一二年九月八日労働省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十二年八月二十九日から適用する。

**附 則** (平成一二年一〇月三一日労働省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

(施行期日)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**第六条** この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

**第七条** この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

(施行期日)  
**附 則（平成二年一二月二〇日労働省令第四四四号）**

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十三年一月一日前に開始された雇用保険法施行規則第一百一条の二の二に規定する教育訓練に係る同令第一百一条の二の五に規定する労働省令で定める額については、なお従前の例による。

附 則（平成二年一二月二六日労働省令第四六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(施行期日)  
**省令第一八号**

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 受給資格に係る離職の日がこの省令の施行の日前である受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者に対する常用就職支度金の額については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧規則」という。）様式第五号による雇用保険被保険者離職証明書及び旧規則様式第六号（2）による雇用保険被保険者離職票は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新規則」という。）様式第五号による雇用保険被保険者離職証明書及び新規則第六号（2）による雇用保険被保険者離職票とみなす。

2 新規則第七条第一項の雇用保険被保険者離職証明書及び同第二項の雇用保険被保険者離職証明書

票（新規則様式第六号（2）によるものに限る。）は、当分の間、なお旧規則の相当様式によることができる。

**附 則**（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第二号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（逓減措置）

**第二条** この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧規則」という。）第百二十一条の四第二項の規定により人材高度化事業助成金の支給を受けることができることとなつた事業主の団体若しくはその連合団体又は同項に規定する認定組合等に対する同項の人材高度化事業助成金の支給については、なお従前の例による。

前項に該当する事業主の団体若しくはその連合団体又は認定組合等に対する旧規則第百二十五条の四第三項の職業訓練の実施に係る同項の人材高度化訓練運営助成金の支給については、なお従前の例による。

前項に該当する事業主の団体又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主に対する旧規則第百二十五条の四第四項第二号の人材高度化措置の実施に係る同項の人材高度化能力開発給付金の支給については、なお従前の例による。

**第三条** 施行日前に旧規則第百三十九条の四第二項の規定により受講環境整備奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する同項第三号の援助の実施に係る同項の受講環境整備奨励金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一三年六月八日厚生労働省  
令第一二九号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。  
(経過措置)

の特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号。以下「旧特定不況業種法」という。）第二条第一項第五号に規定する特定不況業種離職者をいう。）に係る部分に限る。」の規定、第三条の規定による改正前の雇用対策法施行規則第一条から第三条まで、第五条及び第六条の規定並びに第六条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇用保険法」という。）第八十三











休暇制度導入奨励金の支給については、なお従前の例による。

18 行政令前に開示された旧雇保険法附則第十七条の三第二項第二号イの長期休業に係る同条の退職前長期休業助成金の支給について、なお従前の例による。

17 行政令前に開示された旧雇保険法附則第十七条の三第二項第二号イの長期休業に係る同条の退職前長期休業助成金の支給について、なお従前の例による。

16 行政令前に旧雇保険法附則第十五条の四の規定により求職活動等支援給付金の支給を受けることができるよう、なお従前の例による。

15 行政令前に旧雇保険法附則第十五条の三の移動高年齢者等雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

14 行政令前に旧雇保険法附則第十五条の規定により雇用調整助成金の支給を受けることができるよう、なお従前の例による。

13 行政令前に旧雇保険法附則第百三十九条第四項の規定により介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給を受けることができるよう、なお従前の例による。

12 行政令前に旧雇保険法第百三十九条第二項の規定により育児休業者の職場復帰プログラム実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

11 行政令前に旧雇保険法附則第百三十九条第一項の規定により同項の届出を行つた事業主であつて、当該届出の日から三年を経過する日までの間に、育児休業の取得の促進を図るため、同項各号に掲げる措置のすべてを実施し、かつ、その雇用する被保険者のうち育児休業をした男性被保険者及び女性被保険者がそれぞれ一人以上いるものに対する同項の育児休業取得促進奨励金の支給については、なお従前の例による。

律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第四条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した中小企業者に対する旧雇保則附則第十七条の四の規定により読み替えて適用される雇用保険法施行規則第百八十三条第三項の中小企業基盤人材確保助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に臨時特例法第四条第二項の規定により読み替えて適用される中小企業労働力確保法第四条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した中小企業者に対する旧雇保則附則第七条の五の規定により読み替えて適用される雇用保険法施行規則第二百一十五条第八項の中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第十七条の六の規定により建設業労働移動円滑化支援助成金の支給を受けることができることとなつた中小建設事業業主又は中小建設業事業主の団体若しくはその連合団体に対する建設業労働移動円滑化支援助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年四月二三日厚生労働省令第八八号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。  
（経過措置）

**第二条** この省令の施行の日前に改正前の雇用保険法施行規則第二百二条の三第一項第一号ロに該当する事業主に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年七月二十五日厚生労働省令第一一二二号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は平成十七年八月一日から施行する。  
（経過措置）

**第二条** この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧規則」という。）様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧規則様式第五号による雇用保険被保険者離職証明書、旧規則様式第九号による雇用保険被保険者区分変更届及び旧規則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届（新規）フレキシブルディスク提出来用総括帳並びにこの省令の施行の際現に交付されている旧規則様式第六号による雇用保険被

保険者離職票及び旧規則様式第七号による雇用  
保険被保険者証は、それぞれ、この省令による  
改正後の雇用保険法施行規則（以下「新規則」  
という。）様式第二号による雇用保険被保険者  
資格取得届、新規則様式第五号による雇用保険  
被保険者離職証明書、新規則様式第九号による  
雇用保険被保険者区分変更届及び新規則様式第  
三十五号による雇用保険被保険者資格取得届  
(新規)フレキシブルディスク提出用総括票並  
びに新規則様式第六号による雇用保険被保険者  
離職票及び新規則様式第七号による雇用保険被  
保険者証とみなす。  
新規則第六条第一項の雇用保険被保険者資格  
取得届、新規則第七条第一項第一号の雇用保険  
被保険者離職証明書、新規則第七条第二項の雇  
用保険被保険者離職票、新規則第十条第一項の  
雇用保険被保険者証、新規則第十二条の二の雇  
用保険被保険者区分変更届及び新規則第四十  
六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届(新  
規)フレキシブルディスク提出用総括票は、当  
分の間、なお旧規則の相当様式によることがで  
きる。

(以下「旧雇保則」という。)様式第一号による雇用保険適用除外承認申請書、旧雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第四号による雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇保則様式第八号による雇用保険被保険者証再交付申請書、旧雇保則様式第九号による雇用保険被保険者認票書、旧雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十二号の五による育児休業基本給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第九号による雇用保険被保険者区分変更届、新雇保則様式第十号による雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第八号による雇用保険被保険者証再交付申請書、新雇保則様式第三十三号の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業基本給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者転勤届、新雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付支給申請書並びに新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれ、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)様式第二号による雇用保険被保険者証再交付申請書、新雇保則様式第九号による雇用保険被保険者区分変更届、新雇保則様式第十号による雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業基本給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれ、この省令による雇用保険被保険者手帳とみなす。

用保險被保險者証、新雇保則第十條第三項の雇用保險被保險者証再交付申請書、新雇保則第十二条の二の二の雇用保險被保險者区分変更届、新雇保則第十三条の雇用保險被保險者転勤届、新雇保則第十四条の雇用保險被保險者氏名変更届、新雇保則第十七条の二の雇用保險被保險者手帳、新雇保則第一百一条の五第一項の高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書及び高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則第一百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金支給申請書並びに新雇保則第一百一条の十九第一項の介護休業給付金支給申請書は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

施行日前に旧雇保則第一百一条の五第二項の規定により求職活動等支援給付金の支給を受けることができるようになるとされた事業主に対する求職活動等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第一百四条第二項第一号又は第二号に該当することとなつた事業主に対する同項の継続雇用制度奨励金の支給については、なお従前の例による。

新雇保則第一百四条第四項の規定による多数継続雇用助成金の支給については、前項の規定によりなお従前の例によることとされた継続雇用制度奨励金の支給を新雇保則第一百四条第二項の規定による継続雇用制度奨励金の支給とみなす。この場合において、同条第四項中「第二項第三号の確保措置期間」とあるのは「雇用保險法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた継続雇用制度奨励金が支給される期間」と、同項第一号口中「確保措置を講じた」とあるのは「雇用

改正前の第二項第一号に規定する継続雇用制度を設けた」と読み替えるものとする。

9 施行日前に旧雇保則第百十一条の二第三項の規定により受給資格者創業支援助成金の支給を受けることができるよう变成了した事業主に対する受給資格者創業支援助成金の支給については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧雇保則第二百十二条第二項第三号の規定により地域雇用促進特別奨励金の支給を受けることができるよう变成了した事業主に対する地域雇用促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧雇保則第二百十六条第二項の規定により事業所内託児施設助成金の支給を受けることができるよう变成了した事業主又は事業主団体に対する事業所内託児施設助成金の支給については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧雇保則第二百十六条第三項の規定により育児・介護費用助成金の支給を受けることができるよう变成了した事業主又は事業主団体に対する育児・介護費用助成金の支給については、なお従前の例による。

13 施行日前に旧雇保則第二百十六条第四項の規定により育児休業代替要員確保等助成金の支給を受けるようになった事業主に対する育児両立支援助成金の支給については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧雇保則第二百十六条第五項の規定により育児休業代替要員確保等助成金の支給を受けることができた事業主に対する育児両立支援助成金の支給については、なお従前の例による。

15 施行日前に旧雇保則第二百十六条第六項の規定により男性労働者育児参加促進給付金の支給を受けることができた事業主に対する育児両立支援助成金の支給については、なお従前の例による。

16 施行日前に介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「介護労働者法」という。）第八条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した事業主に対する旧雇保則第二百十七条第二項の介護基盤人材確保助成金の支給については、なお従前の例による。

17 施行日前に介護労働者法第八条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した事業主に対する

18 成金の支給については、なお従前の例による。

19 改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)以下「中小企業労働力確保法」という。)第四条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した事業協同組合等の構成員たる中小企業者又は中小企業者に対する旧雇保則百十八条第二項の中、小企業雇用管理改善助成金の支給については、なお従前の例による。

20 施行日前に中小企業労働力確保法第四条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した中、小企業者に対する旧雇保則百十八条第三項の中、小企業基盤人材確保助成金の支給については、なお従前の例による。

21 施行日前に介護労働者法第八条第一項の規定に係る改善計画の認定を申請した事業主に対する旧雇保則第二百二十五条の二の介護能力開発給付金の支給については、なお従前の例による。

22 施行日前に旧雇保則百三十九条第二項の規定により育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主又は事業主団体に対する介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主又は事業主団体に対する育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

23 施行日前に旧雇保則百三十九条第三項の規定により介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給を受けることができることとなつた事業主又は事業主団体に対する介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

24 施行日前に旧雇保則百四十三条第十八号及び改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第五条の三の規定により短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けることができることとなつた中小企業事業主及び中小企業事業主の団体に対する短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給については、なお従前の例による。

25 施行日前に旧雇保則附則第十七条の六第四項、第六項又は第八項の規定により建設業労働

2 移動円滑化支援助成金の支給を受けることがで  
きることとなつた中小建設事業主又は中小建設  
事業主の団体若しくはその連合団体に対する建  
設業労働移動円滑化支援助成金の支給について  
は、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二八日厚生労働  
省令第一一六号）抄

（施行期日）  
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施  
行する。

附 則（平成一八年五月三一日厚生労働  
省令第一一四号）

（施行期日）  
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に提出されている  
この省令による改正前の雇用保険法施行規則  
(以下「旧雇保則」という。)様式第八号による  
雇用保険被保険者証再交付申請書、旧雇保則様  
式第十二号による公共職業訓練等受講届及び公  
共職業訓練等通所届、旧雇保則様式第十六号に  
よる受給期間延長申請書、旧雇保則様式第二十  
九号による就業手当支給申請書、旧雇保則様  
式第二十九号による再就職手当支給申請書並  
びに旧雇保則様式第三十三号の二による教育訓  
練給付金支給申請書は、それぞれ、この省令に  
よる改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇  
保則」という。）様式第八号による雇用保険被  
保険者証再交付申請書、新雇保則様式第十二号  
による公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練  
等通所届、新雇保則様式第十六号による受給期  
間延長申請書、新雇保則様式第二十九号による  
就業手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号  
の二による再就職手当支給申請書並びに新雇保  
則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支  
給申請書とみなす。

新雇保則第十条第三項の雇用保険被保険者証  
再交付申請書、新雇保則第二十一条第一項の公  
共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所  
届、新雇保則第三十一条第一項の受給期間延長  
申請書、新雇保則第八十二条の五第一項の就業  
手当支給申請書、新雇保則第八十二条の七第一  
項の再就職手当支給申請書並びに新雇保則第百  
一条の二の八第一項の教育訓練給付金支給申請  
書は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によ  
ることができる。







二条第八項の地方再生中小企業創業助成金（次項において「地方再生中小企業創業助成金」という。）又はこの省令による改正後の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十一条第一項の建設事業主雇用改善推進助成金（次項において「建設事業主雇用改善推進助成金」という。）を受けた場合には、当該支給事由によつては、子育て女性起業支援助成金は支給しないものとする。

11 10  
再生中小企業創業助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金を受けたことによる事業主が、同一の事由により、第六項の規定により支給される子育て女性起業支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、七十歳定年引上げ等モデル企業助成金、地方再生中小企業創業助成金又は建設事業主雇用改善推進助成金は支給しないものとする。

施行日前にこの省令による改正前の独立行政法人の運営に関する規則の規定による改定を受けることとする。

法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十一条第六項から第十項まで又は附則第二条の規定により、第一種雇用管理研修等助成金、第二種雇用管理研修等助成金、福利厚生助成金、第一種雇用改善推進事業助成金、第二種雇用改善推進事業助成金又は建設業需給調整機能強化促進助成金の支給を受けることができることとなつた中小建設事業主等、元方事業主、総合工事業を行う者、中等建設事業主、建設業の事業主団体又はその連合団体に対する当該第一種雇用管理研修等助成金、第二種雇用管理研修等助成金、福利厚生助成金、第一種雇用改善推進事業助成金、第二種雇用改善推進事業助成金又は建設業需給調整機能強化促進助成金の支給については、なお從前の一例による。

(様式に関する経過措置)

**第四条** この省令の施行の際現に提出されている旧雇保則第一百一条の二の三第二項の申請書は、新雇保則様式第十六号の教育訓練給付適用対象期間延長申請書とみなす。

この省令の施行の際に提出されている旧雇保則様式第一号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第十二号による公共職業訓練等を通所届、旧雇保則様式第十六号による受給期間延長申請書、旧雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支

給申請書、旧雇保則様式第二十九号の三による常用就職支度手当支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)、高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の五による育児休業基及び育児休業者職場復帰給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書及び旧雇保則様式第三十五号による雇用保險被保險者資格取得届(新規)フレキシブルディスク提出用総括票は、新雇保則様式第二号による雇用保險被保險者資格取得届、新雇保則様式第十二号による公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届、新雇保則様式第十六号による受給期間延長申請書、新雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の三による常用就職支度手当支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)、高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業者職場復帰給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十五号による雇用保險被保險者資格取得届(新規)フレキシブルディスク提出用総括票とみなす。

講証明書、新雇保則様式第十六号による受給期間延長申請書及び教育訓練給付適用対象期間延長申請書、新雇保則様式第十七号による受給期間延長通知書、新雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の三による常用就職手当支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業者職場復帰手当支給申請書、新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届(新規)フレキシブルディスク提出用総括表は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式に括ることができる。

附 則 (平成二〇年四月二五日厚生労働省令第一〇〇号)抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年六月二三日厚生労働省令第一一八号)抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附 則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一四七号)  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(訓練等支援給付金に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の七第二項の規定により訓練等支援給付金を受けることができることとなつた事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六五号)

(施行期日) 動省令第一六三号) 抄

**第一条** この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

(施行期日) 第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という)前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という)、第百六十条の規定又は改正前の雇用対策法施行規則第六条の二の規定により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第一百十二条第八項第一号イに該当することとなつた事業主に対する地方再生中小企業創業助成金の支給については、な

お従前の例による。

3 2 1 4

号に規定する休業等又は出向の実施についての届出を行つた事業主は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という)附則第十五条第二項第三号に規定する休業等又は出向の実施についての届出を行つたものとみなすことができる。なお、その際の新雇保則附則第十五条第二項第二号イ(1)に定める期間は、施行日から当該届出の際に当該事業主が指定した日から一年を経過する日までとする。

施行日前に旧雇保則第一百二条の三第一項第三号に規定する期間の定めのない労働契約を締結する





は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書及び様式第三十三号の五の二による育児休業基本給付金支給申請書／育児休業者職場復帰給付金支給申請書とみなす。

新雇保則第一百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業基本給付金支給申請書及び育児休業基本給付金支給申請書並びに新雇保則第一百一条の十四第一項の育児休業者職場復帰給付金支給申請書は、当分の間、なほ旧雇保則の相当様式によることができ

附 則  
(平成二一年一二月二八日厚生労

勧省令第一六一號抄  
(施行期日)

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 施行する。

**第二条** この省令による改正後の雇用保険法施行規則第一百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書及び育児休業給付金支給申請書は、当分の間、なおこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の相当様式によることができる。

附 則（平成二年二月二八日厚生労  
働省令第一六二号）抄  
(施行期日)

又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）。以下「改正法」とい

う。) の施行の日(平成二十二年六月三十日)から施行する。

**第三条** この省令の施行の際に提出されている  
第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規

則（以下「旧雇保則」という。）様式第十号の二による雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書、旧雇保則様式第三十三号の

五による育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書並びに旧雇保則様式第三十三号の五の二による育児休業給付金支給申請書は、それぞれ、第四条の規定による改正

後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）様式第十号の二による雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業給

昭和二十五年四月一日までに生まれた者	昭和二十五年四月一日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	昭和二十六年四月一日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	昭和二十七年四月一日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	昭和二十八年四月一日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者
た者	六年四月一日までの間に生まれた者	七年四月一日までの間に生まれた者	八年四月一日までの間に生まれた者	九年四月一日までの間に生まれた者
	歳	歳	歳	歳
	六十一	六十二	六十三	六十四
	六十歳	六十歳	六十歳	六十歳

号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第十二号による公共職業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届、新雇保則様式第十四号による失業認定申告書、新雇保則様式第十五号による公共職業訓練等受講證明書、新雇保則様式第十六号による受給期間延長申請書及び教育訓練給付適用対象期間延長申請書、新雇保則様式第十八号による払渡希望金融機関指定届及び払渡希望金融機関変更届、新雇保則様式第二十二号による受給資格者氏名変更届及び受給資格者住所変更届、新雇保則様式第二十九号による傷病手当支給申請書、新雇保則様式第二十二号の三による高年齢受給資格者失業認定申告書、新雇保則様式第二十四号による特例受給資格者失業認定申告書、新雇保則様式第二十九号による傷病手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の三による常用就職態度手当支給申請書、新雇保則様式第三十号による移転費支給申請書、新雇保則様式第三十二号による移転費証明書、新雇保則様式第三十三号による広域求職活動費支給申請書並びに新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届(新規)フレキシブルデイスク提出用総括票とみなす。

2 1 2 1  
（施行期日）  
この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。  
  
附 則（平成二十二年二月二一日厚生労働省省令第一七号）  
（経過措置）  
この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「新規」といふ）と並んで、この省令の規定が適用されるものとして、新規の規定によるものとみなす。  
附 則（平成二十二年二月二一日厚生労働省省令第一七号）  
（施行期日）  
この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

(旧雇保則) という。) 様式第一号による雇用保険適用除外申請書、旧雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、旧雇保則様式第三号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、旧雇保則様式第十四号による失業認定申告書、旧雇保則様式第十八号による払渡希望金融機関指定届及び払渡希望金融機関変更届、旧雇保則様式第二十号による受給資格者氏名変更届及び受給資格者住所変更届、旧雇保則様式第二十二号による傷病手当支給申請書、旧雇保則様式第二十二号の三による高年齢受給資格者失業認定申告書、旧雇保則様式第二十四号による特例受給資格者失業認定申告書、旧雇保則様式第二十五号による日雇労働被保険者任意加入申請書、旧雇保則様式第二十九号の三による日雇労働被保険者資格継続認可申請書、旧雇保則様式第二十九号による就業手当支給申請書、旧雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、旧雇保則様式第三十三号による広域求職活動費支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書並びに旧雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届(新規) フレキシブルディスク提出用紙括票は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。) 様式第一号による雇用保険適用除外申請書、新雇保則様式第二号による雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則様式第四号による雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則様式第八号による雇用保険者証返交付申請書、新雇保則様式第九号による

による雇用継続交流採用終了届、新雇保則様式第十号による雇用保険被保険者離職票、新雇保則様式第十四号による公共職業訓練等通所届、新雇保則様式第十八号による松渡希望金融機関指定届及び松渡希望金融機関変更届、新雇保則様式第二十号による受給資格者氏名変更届及び受給資格者住所変更届、新雇保則様式第二十五号による傷病手当支給申請書、新雇保則様式第二十二号の三による高年齢受給資格者失業認定申告書、新雇保則様式第二十四号による特例受給資格者失業認定申告書、新雇保則様式第二十二号による日雇労働被保険者任意加入申請書、新雇保則様式第二十八号による日雇労働被保険者資格継続認可申請書、新雇保則様式第二十九号による就業手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の三による常用就職支度手当支給申請書、新雇保則様式第三十号による移転費支給申請書、新雇保則様式第三十二号による移転證明書、新雇保則様式第三十三号による広域求職活動費支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)、高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十五号による雇用保険被保険者資格取得届(新規)フレキシブルディスク提出用総括票とみなす。

シブルディスク提出用総括票とみなす。

この省令の施行の際現に交付されている旧雇保則様式第六号による雇用保険被保険者離職票、旧雇保則様式第六号の二による雇用保険被保険者資格取得確認通知書、旧雇保則様式第六号の三による雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、旧雇保則様式第七号による雇用保険特例受給資格者証、旧雇保則様式第十一号による雇用保険被受給資格者証、旧雇保則様式第十七号による受給用高年齢受給資格者証、旧雇保則様式第十一号による雇用保険特例受給資格者間延長通知書並びに旧雇保則様式第三十一号に





主に対する高年齢者雇用モデル企業助成金の支給については、なお従前の例による。

条の規定による改正前の雇用保険施行規則第百十一条の二第二項第一号の法人の設立の登記をした事業主に対する高年齢者等共同就業機会創出等助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇用保険法第百二十二条第二項の規定により地域求職者雇用奨励金（同項第五号に係るものに限る。以下この項において同じ。）の

支給を受けることができるようになった事業主に対する地域求職者雇用奨励金の支給について

は、なお従前の例による。

百十二条第五項の規定による改正後の雇用保険法施行規則第

成金の支給については、なお従前の例による。

人等は係る第一項の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一百十二条第五項の地域再生中小企業助成金の交付について二つ事項三

企業創業助成金の支給を受けようとする事業主に対する同項の規定の適用については、なお従

9 前の例による。  
施行日前に旧雇保則第百十二条第九項の規定

により雇用創造先導的創業等奨励金の支給を受けることができるようになった事業主に対する

雇用創造先導的創業等奨励金の支給について  
は、なお従前の例による。

施行日前に地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第六条第二項第五号に規定

する地域雇用創造協議会が作成し、職業安定局長の指定を受けた事業に係る計画に基づいて当

該事業を実施する事業主に対する旧雇保則第百十二条第九項の規定の適用については、なお従

前の例による。  
施行日前に旧雇保則第一百二十二条第十一項の規

定により地域貢献活動雇用拡大助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する

る地域貢献活動雇用拡大助成金の支給について  
は、なお従前の例による。

前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第

百六条第一号及び第九条の規定による改正前

雇保則第百六十六条第三号及び旧育介則第三十八条の表由業主（当該制度を最初に利用した労働者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないものに限る。）の項の規定により、育児・介護雇用安定等助成金の支給を受けることができる。こととなつた事業主に対する当該育児・介護雇用安定等助成金（第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百六十六条第三号の短時間勤務についての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則附則第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用される第百七十七条第二項に規定する被保険者が育児休業又は短時間勤務をする期間中において、自ら定めた額の給付金を支給する事業主に対する育児休業取得促進等助成金の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。

施行日前に中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十五回号。以下この項及び第二十一項において「中小企業労働力確保法」という。）第四条第一項の計画の提出を行つた中小企業者に対する中小企業基盤人材確保助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第八条各項の規定に係る改善計画を提出した事業主に対する旧雇保則第一百八十八条第五項の介護基盤人材確保等助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第一百八十六条第七項の規定により介護未経験者確保等助成金を受けることができることとなつた事業主に対する介護未経験者確保等助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に中小企業労働力確保法第四条第一項の計画の提出を行つた組合等に対する中小企業人材確保推進事業助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第一百八十八条第十項第一号に規定する雇用保険法施行規則第百六十六条第三号の表由業主に対する介護未経験者確保等助成金の申請計画の認定を申請した事業主に対する介護雇用管理制度等導入奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第一百八十八条第十項第一号に規定する雇用保険法施行規則第百六十六条第三号の表由業主に対する介護未経験者確保等助成金の申請計画の認定を申請した事業主に対する介護雇用管理制度等導入奨励金の支給については、なお従前の例による。

- 百二十五条第四項第一号に規定する対象職業訓練を開始した事業主に対する地域雇用開発能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

30 施行日前に旧雇保則附則第十七条の七第二項第一号口に規定する対象有期実習型訓練（次項において「対象有期実習型訓練」という。）を開始した事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

31 施行日前に旧雇保則附則第十七条の七第二項の規定により対象有期実習型訓練に係る訓練等支援給付金の支給を受けることができるることとなつた事業主であつて、施行日以後に旧雇保則第一百五十五条第二項第一号イ（3）に規定する新たに雇い入れた被保護者等（対象短時間等労働者を除く。）に当該対象有期実習型訓練を受けさせた事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、当該事業主を新雇保則第一百五十五条第二項第一号ロ（2）（i-i）に該当する事業主とみなして、同項の規定を適用する。

32 前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項第一号及び旧育介則第三十八条の表中雇保則第一百三十九条第一項第一号に規定する事業主又は事業主団体であつて、育児休業者職場復帰プログラム（同条第二項に規定する措置をいう。以下同じ。）の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（一）の事業主又は事業主団体における育児・介護雇用安定等助成金（育児休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。）の支給の対象となる労働者の数が百人を超えないものに限る。）の項の規定により育児・介護雇用安定等助成金の支給を受けることができるのこととなつた事業主又は事業主団体に対する育児・介護雇用安定等助成金（同条第二項の育児休業者職場復帰プログラムについての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

33 第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項に規定する育児・介護雇用安定等助成金（育児休業者職場復帰プログラム（同条第二項に規定する措置をいう。）の支給を受けた事業主又は事業主団体に対する第四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項第一号イ（4）の規定中「中小企業両立支援助成金（育

- 児休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。)とあるのは、「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第四十八号)第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項に規定する育児・介護雇用安定等助成金(育児休業者職場復帰プログラム(同条第二項に規定する措置をいう。)に係るものに限る。)」とする。

前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項第二号及び旧基介則第三十八条规定の表中雇保則第一百三十九条第一項第二号に規定する事業主又は事業主団体であつて、介護休業者職場復帰プログラム(同条第三項に規定する措置をいう。以下同じ。)の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの(一)の事業主又は事業主団体における育児・介護雇用安定等助成金(介護休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。)の支給の対象となる労働者の数が百人を超えないものに限る。)の項の規定により育児・介護雇用安定等助成金の支給を受けることができることとなつた事業主又は事業主団体に対する育児・介護雇用安定等助成金(同条第三項の介護休業者職場復帰プログラムについての助成に係るものに限る。)の支給については、なお従前の例による。

第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項に規定する育児・介護雇用安定等助成金(介護休業者職場復帰プログラム(同条第三項に規定する措置をいう。)に係るものに限る。)の支給を受けた事業主団体に対する第四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項第一号口(4)の規定の適用については、同号口(4)の規定中「中小企業両立支援助成金(介護休業者職場復帰プログラムに係るものに限る。)」とあるのは、「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第四十八号)第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百三十九条第一項に規定する育児・介護雇用安定等助成金(介護休業者職場復帰プログラム(同条第三項に規定する措置をいう。)に係るものに限る。)」とする。

- 37 施行日前に旧雇保則附則第十七条の三に規定する中小企業等又は当該出向期間に行われた出向に係る中小企業緊急雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

39 施行日前に育児・介護雇用安定等助成金(旧雇保則第百六十六条第三号の短時間勤務の実施についての助成に係るものに限る。)の支給を受けることができるようになるととなった事業主に対する中小企業子育て支援助成金の支給については、なお従前の例による。

40 施行日前に旧雇保則第百八十八条の二、第五十五条による改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十六条又は第十一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

41 旧雇保則第百八十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金(同条第十項第一号イに該当する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給を受けた事業主に対する第十一条の規定による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金(同条第一項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給については、中小企業雇用安定化奨励金の支給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用する。

42 旧雇保則第百八十八条第一項に規定する中小企業雇用安定化奨励金(同条第十項第一号イに該当する中小企業事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は第十一条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条に規定する短時間労働者均衡待遇推進等助成金(同条第二項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下

- この項において同じ。)の支給を受けた事業主に対する改正後の同条に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金(同条第一項第二号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給については、中小企業雇用安定化奨励金又は短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給を均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給とみなして、同条第二項第二号又は第三号の規定を適用する。

附 則 (平成二十三年五月一日厚生労働省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月一〇日厚生労働省令第六九号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に第八条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十八条第三号の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の長の認定を受けた同号の中小企業人材確保推進事業の実施に関する計画は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則第百十八条第六項第三号の規定により、都道府県労働局長の認定を受けたものとみなす。

第四条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第七十一号)附則第二条第十八項の規定によりなお前述の例によることとされた中小企業雇用管理改善助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第百八十八条第二項の適用については、同項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)の長」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。

二条第七項の規定によりなお前述の例によることとされた中小企業人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第百十八条第三項の適用については、同項第一号中「機構の長」とあるのは、「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。

三 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十六号)附則第

三条第六項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業職業相談委託助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第二項の適用については、同項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（以下この項、次項及び第八項において「機構」という。）の長」及び「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。  
雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十三号）附則第一条第十項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業基盤人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第三項の適用については、同項第一号中「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。  
雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十三号）附則第二条第九項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業基盤人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第三項の適用については、同項第一号中「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。  
雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十三号）附則第二条第十項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業基盤人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第二項及び同令附則第二条第十一項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業基盤人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第二項及び第九項において「機構」という。の長」及び「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」と、同条第三項第一号中「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。  
雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第一条第十七項の規定によりなお從前の例によることとされた中小企業基盤人材確保助成金の支給に係る同令による改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第二項及び同令附則第二条第二項の規定によりなお從前の例によることが認められる改正前の雇用保険法施行規則第一百十八条第二項及び第九項において「機構」という。の長」及び「機構の長」とあるのは「都道府県労働局長」とあるのは「都道府県労働局長」と読み替えるものとする。

**附 則** (平成二十三年六月三〇日厚生労働省令第七八号)  
この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。  
**附 則** (平成二十三年八月三〇日厚生労働省令第一〇七号)抄  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成二十三年一月二十四日厚生労働省令第一三八号)  
(施行期日)  
**第一項** この省令は、公布の日から施行する。  
(雇用安定事業等に関する経過措置)  
**第二項** この省令の施行の日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の十第二項第一号に該当する雇入れを行つた事業主に対する第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)附則第十五条の十一第二項の正規雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。  
**第三項** 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第四十八号)附則第二条第二十七項又は第三十一項の規定により、それぞれ同令による改正後の雇用保険法施行規則第百二十五条第二項第一号ロ(2)(イ)又は(iii)に該当する事業主とみなして、当該事業主に支給される訓練等支援給付金の支給については、新雇保則附則第十七条の八の規定は適用しない。  
**附 則** (平成二十三年一月二十四日厚生労働省令第一三九号)  
(施行期日)  
**第一項** この省令は、平成二十三年十一月二十八日から施行する。  
(経過措置)  
**第二項** この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。)様式第四号、旧雇保則様式第五号又は旧雇保則様式第十号の二は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)様式第四号、新雇保則様式第五号又は新雇保則様式第十号の二とみなす。  
2 新雇保則第七条第一項に規定する様式第四号、様式第五号及び新雇保則第十四条の二及

**附 則** (平成二十三年一月二十五日厚生労働省令第一四〇号)  
この省令は、平成二十三年十一月十五日から施行する。  
**附 則** (平成二十四年三月三一日厚生労働省令第六五号)  
**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。)第五十七条第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始された公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して支給する受講手当について適用し、施行日前に開始された公共職業訓練等を施行日以後も受けたる受給資格者に対して支給する受講手当については、なお従前の例による。  
**2 新雇保則附則第二十二条の規定は、受給資格による離職の日が施行日以後である者について適用し、受給資格に係る離職の日が施行日前である者に係るこの省令による改正後(以下「新様式」といふ)によるものとみなす。**  
**3 この省令の施行の際この省令による改正前的新様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後(以下「新様式」といふ)によるものとみなす。**  
**4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。**  
**(経過措置)**  
**附 則** (平成二十四年三月三一日厚生労働省令第六七号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年七月一日から施行する。  
**(経過措置)**

う。) 第八十二条の三第三項第一号に規定する者に対する常用就職支度手当の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に離職した第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。) 第百二条の三第二項第一号イに規定する解雇を予告された被保険者等(旧雇保則第二条の三第一項第二号イに規定する解雇を予告された被保険者を除く。)に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

3 新雇保則第二百二条の三第三項に規定する判定基期間の初日が施行日前である場合における当該判定基期間内に行われた同条第一項第二号イに規定する休業等に係る雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に離職した旧雇保則第二百二条の五第二項第一号ハに規定する計画対象被保険者及び同項第二号イに規定する支援書等対象被保険者に係る求職活動等支援給付金又は再就職支援給付金の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧雇保則第二百四条第二項第一号イに該当することとなった事業主(次項の事業主を除く。)に対する中小企業定期引上げ等獎励金の支給については、なお従前の例による。

6 施行日前に労働協約又は就業規則その他これに準ずるものにより旧雇保則第二百四条第二項第一号イのいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主については、同項の規定は、当該措置を講じた後六箇月を経過するまでの間、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号イ中「あること(当該措置を講じた後六箇月を経過した場合に限る。)」とあるのは、「あること」とする。

7 施行日前に旧雇保則第二百四条第四項第一号ハに該当することとなった事業主に対する高年齢者職域拡大等助成金の支給については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧雇保則第二百二条第四項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する沖繩若年者雇用促進獎励金の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧雇保則第二百二条第五項の規定により地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた事業主に対する冲繩若年者雇用促進獎励金の支給について、施行日前に旧雇保則第二百二条第五項の規定により地





対する地域求職者雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十二条第六項第一号イに該当することとなつた事業主に対する地域再生中小企業創業助成金の支給については、なお従前の例による。

新雇保則第百十六条第二項第一号に該当する事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のもの（中小企業事業主「新雇保則第百二条の三第一項第二号（5）に規定する中小企業事業主をいう。以下同じ。」）に対する新雇保則第百十六条第二項第一号の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間、同号ロ（1）中「三十万円」とあるのは「四十万円」とし、同号ロ（2）中「十万円」とあるのは「十万円（当該被保険者が二番目から五番目までに生じた場合は、被保険者一人につき十五万円）」とする。

新雇保則第百十六条第二項第一号に該当する事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるもの（中小企業事業主に限る。）に対する同項第二号イの規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間、同号イ（2）中「五番目まで」とあるのは「十番目まで」と、「十五万円」とあるのは「十五万円（当該被保険者が六番目から十番目までに生じた場合にあつては、被保険者一人につき十万円）」とする。

施行日前に旧雇保則第百十六条第三項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行つた事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給については、なお従前の例による。

常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主（中小企業事業主を除く。）については、平成二十六年三月三十一日までの間は、当該事業主を中小企業事業主とみなして、新雇保則第百六条第四項第一号イ及び第百三十九条第二項第一号の規定を適用する。

施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号イ（2）の計画を提出した事業主又は同号ロ（2）の計画を提出した事業主に対する介護労働環境向上奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十八条の三第二項の規定により発達障害者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する新雇保則第百三十九条第二項第一号の規定を適用する。

新雇保則第百十八条の三第六項の適用については、施行日前に旧雇保則第百十八条の三第七項の規定により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けることができることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十八条の三第二項の規定により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けることができることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百二十五条第二項第一号に規定する対象職業訓練、対象短時間等職業訓練、対象認定実習併用職業訓練及び対象有期実習型訓練を実施する事業主並びに自発的職業能力開発経費を負担する事業主又は職業能力開発休暇を与える事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百二十五条第三項第二号に規定する対象高度化職業訓練、対象新分野職業訓練及び対象実践的職業訓練を実施する事業主並びに自発的職業能力開発経費を負担する事業主又は職業能力開発休暇を与える事業主に対する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する「所定労働時間内に行われるもの」（以下「所定労働時間内に行われるもの」といふ。）と、同号イ（2）（i-i）中「所定労働時間内に行われるもの」（以下「所定労働時間内に行われるもの」といふ。）と、同号イ（5）の規定は、適用しない。

附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イに規定する雇入れを行つた事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給については、同日前に同号イの規定により雇い入れられた労働者に係る支給に限り、なお従前の例による。

附則（平成二十五年九月三〇日厚生労働省令第一一六号）  
 （施行期日）  
 1 この省令は、平成二十五年十二月一日から施行する。ただし、附則第十五条の五の改正規定（経過措置）  
 2 この省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二十二条の三第一項第一号イ（1）の規定の適用については、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年一二月二七日厚生労働省令第一三七号）  
 （施行期日）  
 1 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。（経過措置）  
 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則第百十一条の三第一項第一号イ（1）の規定の適用については、平成二十六年三月一日から施行する。（経過措置）  
 3 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。（経過措置）  
 4 附則（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六号）抄  
 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第一項第一号イ（1）の環境整備計画を提出した事業主又は同号ロ（1）の雇入れを行つた事業主に対する高齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の計画を提出した事業主に対する中小

る発達障害者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

規定期により難治性疾患患者雇用開発助成金の支給に受けことができることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

規定期により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けることができることとなつた事業主に対する精神障害者雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一四号）抄  
 第一条 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

規定期により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けことができることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

規定期により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けできることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六号）抄  
 第一条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百二十二条の三第一項第一号イ（1）（i）の規定の適用については、なほ従前の例による。

第二条 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

規定期により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けできることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

規定期により精神障害者雇用安定奨励金の支給に受けできることとなつた事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六号）抄  
 第一条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第一項第一号イ（1）の環境整備計画を提出した事業主又は同号ロ（1）の雇入れを行つた事業主に対する高齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の計画を提出した事業主に対する中小



業訓練等受講届及び公共職業訓練等通所届、新雇保則第三十一条第一項の受給期間延長申請書及び同条第四項の受給期間延長通知書、新雇保則第四十四条第二項の払渡希望金融機関指定届及び同条第三項の払渡希望金融機関変更届、新雇保則第六十三条第二項の傷病手当支給申請書、新雇保則第八十二条の七第一項の再就職手当支給申請書、新雇保則第八十四条第一項の常用就職支度手当支給申請書、新雇保則第九十二条第一項の移転費支給申請書、新雇保則第一百二条の五第二項の教育訓練給付適用対象期間延長申請書及び同条第三項の教育訓練給付適用対象期間延長通知書、新雇保則第一百一条の二の二十一第一項の教育訓練給付金支給申請書、新雇保則第一百一条の五第一項の高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書及び高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則第一百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書及び育児休業給付金支給申請書並びに新雇保則第一百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票、同条同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票及び同条同項第三号の雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

#### 附 則 (平成二十六年五月一六日厚生労働省令第六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。)第百二十五条第一号に規定する一般型訓練、若年人材育成型訓練、成長分野等人材育成型訓練、グローバル人材育成型訓練、熟練技能育成継承型訓練、対象認定実習併用職業訓練、育休中・復職後等能力向上型訓練を実施する事業主又は自発的職業能力開発経費を負担する事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

二 施行日前に旧雇保則第一百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

二 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二十六年六月三〇日厚生労働省令第七四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。(ただし、第一条中様式第十号の四の改正規定及び様式第三十三号の二の改正規定(「申請者本人が」の下に「原則として」を加える部分を除く。)は、平成二十六年十月一日から施行する。)

(経過措置)

#### 第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下この条において「新雇保則」といいう。)様式第十号の四による未支給失業等給付請求書、新雇保則様式第十一号による雇用保険受給資格者証、新雇保則様式第十八号による

払渡希望金融機関指定届及び

新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金支給申請書、新雇保則様式第三十

三号の五による育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書並びに新雇保則様式第三十七号による雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相

当様式によることができる。

二 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

三 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

四 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

五 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

六 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

七 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

八 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

九 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

十 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

十一 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

十二 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

十三 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

十四 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

十五 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

十六 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

十七 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

十八 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

十九 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

二十 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

二十一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

二十二 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

二十三 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

二十四 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

二十五 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

二十六 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

二十七 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

二十八 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

二十九 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

三十 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

三十一 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

三十二 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

三十三 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

三十四 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

三十五 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

三十六 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

三十七 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

三十八 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

三十九 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

四十 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

四十一 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

四十二 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

四十三 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

四十四 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

四十五 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

四十六 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

四十七 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

四十八 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

四十九 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

五十 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

五十一 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

五十二 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

五十三 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

五十四 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

五十五 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

五十六 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

五十七 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

五十八 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

五十九 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

六十 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

六十一 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

六十二 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

六十三 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

六十四 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

六十五 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

六十六 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

六十七 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

六十八 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

六十九 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

七十 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

七十一 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

七十二 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

七十三 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

七十四 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

七十五 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

七十六 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

七十七 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

七十八 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

七十九 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

八十 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

八十一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

八十二 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

八十三 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

八十四 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

八十五 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

八十六 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

八十七 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

八十八 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

八十九 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

九十 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

九十一 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

九十二 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

九十三 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

九十四 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

九十五 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

九十六 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

九十七 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

九十八 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

九十九 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百一 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百二 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百三 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百四 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百五 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百六 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百七 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百八 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百九 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百二十 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百二十一 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百二十二 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百二十三 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百二十四 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百二十五 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百二十六 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百二十七 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百二十八 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百二十九 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百三十 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百三十一 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百三十二 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百三十三 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百三十四 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百三十五 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百三十六 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百三十七 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百三十八 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百三十九 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百四十 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百四十一 この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百四十二 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百四十三 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百四十四 この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百四十五 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百四十六 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百四十七 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百四十八 この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百四十九 この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百五十 この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百五十ー この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百五十ーー この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百五十ーーー この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百五十ーーーー この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百五十ーーーーー この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百五十ーーーーーー この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーー この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーー この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

一百五十ーーーーーーーーーーーーー

雇用安定奨励金の支給を受けることができる」ととなつた事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項第一号イに規定する目標値を公表した事業主に対する同条第一項のボジティブ・アクション能力アップ助成金の支給については、なお従前の例による。

附則（平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八八号）抄  
（施行期日等）

**第一条** この命令は、公の日の日が定められてる第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第七条の六及び第七条の八の規定によつて、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一条の規定により、

る改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保規則」という。）第一百四条第一号イの環境整備計画を提出した事業主に対する高年齢者雇用安定

助成金の支給については、なお従前の例による。

号の規定により労働者を雇い入れた事業主に対しするトライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧雇保則第百六十六条第二項第一号ハの短時間勤務の制度を利用し、平成二十七年十一月三十日までの間に当該制度を六箇月以上

利用した被保険者がいる事業主に対する子育て育成金の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例に

4 よる。  
施行日前に旧雇保則第百六十六条第三項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に

支給については、なお従前の例による。

5  
施行日前に旧雇保険法第百六十六条第四項第一号  
イ(1)の原職等の復帰措置により原職等に復帰す  
いた被保険者がいがい事業主に就する中  
に該同一効力会員、名古屋市議等更替議員等

小企業販立支援助成金（当該原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例によつて保険者に係る支給に限り、なお従前の例によつて

6 施行日前に旧雇保則第百十六条第四項第一号  
口（1）の育児休業後六箇月以上継続して雇用した期間を定めて雇用する被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（同号口（1）に該当する中小企業事業主に係るものに限る。）の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。

7 施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の計画を提出した事業主に対する中小企業労働環境向上助成金の支給については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ（1）（i）若しくは（i-i）又は（2）の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第一号イに規定する雇入れを行った事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、施行日前に同号の規定により雇い入れられた労働者に係る支給に限り、なお従前の例による。

10 施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する若年人材育成型訓練、熟練技能教育成績承型訓練、対象認定実習併用職業訓練、育休中・復職後等能力向上型訓練を実施する事業主又は団体等実施型訓練を実施する事業団体等に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年九月二十九日厚生労働省令第一四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則（平成二十七年九月二十九日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 されて いる 第二十七 条の規定による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

紙についてでは、自分の間、これを取り締めて使用することができる。

（施行期日）  
省令第一五六号）  
（  
1  
この省令は、平成二十七年十月一日から施行  
する。

平成二七年一〇月一四日厚生労  
働省令第一六〇号

この省令は、公有の日から施行する。  
附 則（平成二七年一二月一四日厚生労  
働省令第一七三号）

**第一条** 〔施行期日〕この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。  
〔経過措置〕

**第二条** この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「日議式」と

決算報告書の様式（ヨウコウシキ）によつて、同一の書類（シキ）によつて、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（ヨウヨウヒツケツ）の様式（シキ）によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二十七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号。



2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取扱ふて使

**第四条** この省令の施行前に旧雇保則第一百一条の

五一第一項若しくは第六項（第一百一条の七第二項において準用する場合を含む。）、第一百一条の七

第一項、第一百一条の十三第一項若しくは第五項又は第一百一条の十九第一項の規定によりされた

高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業合付金又は介護休業合付金の支給

育児休業給付金又は介護休業給付金の支給の申請（旧雇保則第百一条の八（第百一条の十ニ）及び第百二十二条、三、四、五、七、九、十号）。

五及び第一百二条において準用する場合を含む。）の規定により事業主が行う場合を含む。）につ

いては、新雇保則第百一条の五第一項若しくは第六項（第一百一条の七第二項において準用する

場合を含む。）、第一百一条の七第一項、第一百一条の十三第一項若しくは第五項又は第一百一条の十

九第一項の規定によりされたものとみなす。

附則（平成二八年三月二八日厚生労働省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

省令第七二号　抄  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第七三号）

**第一条** この省令は、平成二十八年四月一日から  
(施行期日)

（様式に関する経過措置）施行する。

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次頁二〇一にて「旧様式」）を

による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省

2 令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用

紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二八年四月一日厚生労働省  
令第83号）少

（施行期日） 令第八三号 批

**第一条** この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第二条** この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一条の規定によ

1	施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する訓練を実施する事業主又は事業主に係る支給に限り、なお従前の例によ	8	施行日前に旧雇保則第百二十六条第三項第一号（一）の育児休業を終了した被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（同号口（一）に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。
2	再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援書を提出した事業主に対する再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。	9	施行日前にその雇用する被保険者について、雇用管理に関する業務について知識を有する者の支援を受けて育休復帰支援計画（旧雇保則第百六十六条第三項第一号ハ（1）に規定する育休復帰支援計画をいう。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であって、当該被保険者の育児休業をした期間が三箇月以上（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上）であつて、厚生労働大臣に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号。以下「次世代法」という。）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じているものに対する中小企業両立支援助成金（同号ハ（1）に係るものに限る。）の支給については、当該事業主を新雇保則第百二十六条第五項第一号ロに該当するものとみなして、同条の規定を適用する。
3	号イの雇入れを行つた事業主又は同項第二号ロの職業訓練計画を提出した事業主に対する受入れ材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。	10	第六項から前項までの規定にかかわらず、次世代法第十五条の二の規定により認定された事業主については、厚生労働大臣に次世代法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じることを要しないものとする。
4	施行日前に旧雇保則第百十条第七項第一号イの雇入れを行つた事業主に対する高年齢者雇用開発特別奨励金の支給については、なお従前の例による。	11	施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の計画を提出した事業主に対する職場定着支援助成金の支給については、なお従前の例による。
5	施行日前に旧雇保則第百二十二条第四項第一号ロの計画を提出した事業主に対する冲縄若年者雇用促進奨励金の支給については、なお従前の例による。	12	施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ（1）から（4）までの措置を講じた事業主に対するキヤリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。
6	施行日前に旧雇保則第百六十六条第二項の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）第百六十六条第二項第一号（1）の原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者がいる中小企業事業主に対する中二号の規定の例により支給額を算定するものとす。	13	施行日前に旧雇保則第百十八条の三第九項第一号ハ（1）から（4）までの措置を講じた事業主に対する障害者トライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。
7	施行日前に旧雇保則第百六十六条第三項第一号イ（1）の原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者がいる中小企業事業主に対する中二号の規定の例により支給額を算定するものとす。	14	施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する訓練を実施する事業主又は事業主に係る支給に限り、なお従前の例によ

15 団体等に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

16 第二号に該当する事業主又は事業主団体に対する企業内人材育成推進助成金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項又は第三項に該当する事業主に対する同条の両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月一六日厚生労働省令第九九号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以後に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

附 則 (平成二八年六月三〇日厚生労働省令第一二二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。)第百二条の五第二項第一号イの再就職援助計画又は同項第二号イの求職活動支援基本計画書を提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は当該求職活動支援基本計画書に係る再就職支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第二百二条の五第六項第一号イの雇入れを行った事業主に対する当該雇入れに係る受入れ人材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第二百二条の五第二項第一号イの認定を受けた再就職援助計画の対象となる者

二 施行日前に作成された求職活動支援書の対象となる者

附 則 (平成二八年七月一九日厚生労働省令第一三四号)





- した被保険者が生じた中小企業事業主に対する支給（旧雇保則第百十六条第六項及び第七項を含む。）の支給については、なお従前の例による。

15 行使日前に旧雇保則第百十六条第五項第一号口（1）に規定する育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（旧雇保則第百十六条第八項を含む。）の支給については、当該育休復帰支援計画に係る支給に限り、なお従前の例による。

16 口（2）の雇用管理制度整備計画、同号八（2）の導入・運用計画、同号一（2）の賃金制度整備計画又は附則第十七条の二の四第一項第二号の賃金制度整備計画を提出した事業主に対する職場定着支援助成金の支給については、なお従前の例による。

17 行使日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第一号口の配置、委嘱又は委託を行つた事業主に対するギヤリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

18 第十七条の三の措置を講じた事業主に対するギヤリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

19 行使日前に旧雇保則第百十八条の三第八項第一号イの計画を提出した事業主に対する当該計画に係る中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の支給については、なお従前の例による。

20 行使日前に旧雇保則第百十八条の三第十一項第一号口の措置を講じた事業主に対する当該措置に係る障害者職場復帰支援助成金の支給については、なお従前の例による。

21 行使日前に旧雇保則第百十九条第一項第一号口（1）の雇用創出計画を提出した事業主に対する生涯現役起業支援助成金の支給については、なお従前の例による。

22 行使日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号イ（1）に規定する年間職業能力開発計画、同号又は（3）に規定する制度導入・適用計画、同号ルに規定する訓練実施計画又は同号ワに規定する検定実施計画を提出した事業主又は事業主団体等に対するギヤリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

23 行使日前に旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハ（1）に規定する一般職業訓練実施計画又

は（4）に規定する有期実習型訓練実施計画を提出した事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお前項の例による。

施行日前に旧雇保則第百三十八条の三第一項第一号イの認定を受けた事業主等に対する当該認定に係る障害者職業能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

25 施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項又は  
第三項に該当する事業主に対する両立支援等助  
成金の支給については、なお従前の例による。

26 この省令の施行の際現に提出され、又は交付  
されている旧雇保則の様式（次項において「旧  
様式」という。）により使用されている書類は、  
新雇保則の様式によるものとみなす。

27 この省令の施行の際現にある旧様式による用  
紙については、当分の間、これを取り繕つて使  
用することができる。

28 第二条の規定の施行の日前に第一条の規定に  
よる改正前の雇用保険法施行規則第百四条第一  
号イの措置を実施し支給申請を行つた事業主に  
対する六十五歳超雇用推進助成金の支給につい  
ては、なお従前の例による。

29 第二条の規定の施行の日前の雇入れに係る第  
二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則  
附則第十七条の二の三の三年以内既卒者等採用  
定着奨励金の支給については、なお従前の例に  
よる。

附 則（平成二九年四月二八日厚生労働  
省令第六一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年五月一日から  
施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正  
前の雇用保険法施行規則第七十四条第一項の規  
定によりされた日雇労働被保険者資格継続の認  
可申請については、この省令による改正後の雇  
用保険法施行規則第七十四条第一項の規定によ  
りされたものとみなす。

附 則（平成二九年六月三〇日厚生労働  
省令第六六号）抄

（施行期日）

び第一百一条の十一の二の三の改正規定、第五百一  
条の十一の二の三の次に一条を加える改正規定、  
並びに様式第三十三号の五及び様式第三十三号  
の五の二の改正規定、第二条中職業安定法施行  
規則第二十二条第一項の改正規定並びに第三条  
の規定は、平成二十九年十月一日から施行す  
る。

(雇用保険法施行規則の一  
部改正に伴う経過措  
置等)

**第二条** 第一条の規定による改正後の雇用保険法  
施行規則(以下「新雇保則」という。)第八十  
六条の規定は、職業に就いた日又は公共職業安  
定所長の指示した雇用保険法(昭和四十九年法  
律第百十六号)第十五条第三項に規定する公共  
職業訓練等を受け始めた日がこの省令の施行の  
日(以下「施行日」という。)以後である者につ  
いて適用する。

**第三条** 新雇保則第九十六条の規定は、求職活動に伴  
い施行日以後に同条に規定する広域求職活動を  
した者について適用する。

**第四条** 新雇保則第一百一条の二の五の規定は、一般被  
保険者(被保険者のうち、雇用保険法第三十七  
条の二第二項に規定する高年齢被保険者(以下  
この項及び第五項において同じ。)、短期雇用特  
例被保険者及び日雇労働被保険者以外のものを  
いう。以下この項及び第五項において同じ。)又は  
高年齢被保険者でなくなつた日から起算し  
て二十年を経過する日が施行日以後にある者か  
らの申出について適用し、一般被保険者又は高  
年齢被保険者でなくなつた日から起算して二十  
年を経過する日が施行日前にある者からの申出  
については、なお從前の例による。

**第五条** 前項の規定に基づき新雇保則第一百一条の二の五  
の申出をしようとする者は、施行日前におい  
ても、当該申出をすることができる。

**第六条** この省令による改正前の雇用保険法施行規則  
(以下「旧雇保則」という。)第一百一条の二の五  
第一項の規定による申出の期間がこの省令の施  
行の際既に経過している者であつて、一般被保  
険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から起  
算して二十年を経過する日が施行日以後にある  
ものに対する雇用保険法施行規則第一百一条の二  
の十二第一項及び同令附則第二十七条第一項の  
規定の適用については、同令第一百一条の二の十  
二第一項及び同令附則第二十七条第一項中「專  
門実践教育訓練を開始する日の十四日前」とあ  
るのは、「専門実践教育訓練を開始する日の前  
日」とする。

6 新雇保則第一百一条の二の七及び第一百一条の二の規定は、施行日以後に雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する教育訓練（以下この項及び次項において「教育訓練」という。）を開始した者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した者に対する旧雇保則第一百一条の二の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始した教育訓練について雇用保険法第六十条の二第一項の教育訓練給付金（雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練に係るものに限る。以下この項において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けたことがある者であつて、施行日以後に教育訓練を開始した者については、当該教育訓練給付金に係る教育訓練を開始した日を新雇保則第一百条の二の八第二項の基準日とみなして同条の規定を適用する。

7 新雇保則第一百一条の二の十の規定は、施行日以後に教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に教育訓練を開始した者に対する旧雇保則第一百一条の二の十の規定の適用については、なお従前の例による。

8 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている旧雇保則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。（検討）

9 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、新雇保則第一百一条の二の七で定める率及び第一百一条の二の八で定める額の水準について、旧雇保則で定める水準とすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後五年以内に必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十九年七月一日厚生労働省令第七一号）抄  
（施行期日）





施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項及び第三項に該当する事業主に対する両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。新雇保則第百三十九条の四第一項の規定は、

附 則（平成三十一年三月三一日厚生労働省令第六二号）  
（施行期日）

る額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

八年三月三十一日までの期間に属する教育訓練受講給付金の額

二 平成十八年三月三十一日までの期間に属する教育訓練受講給付金の額

附 則（平成三一年三月三一日厚生労働省令第六二号）  
（施行期日）  
施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項及び第三項に該当する事業主に対する両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。  
新雇保則第二百三十九条の四第一項の規定は、  
**第一条** この省令は、平成三十一年四月一日から

二 平成十八年三月三十一日までの期間に属する教育訓練受講給付金の額

23	新雇保則第百三十九条の四第三項の規定は、施行日以後に代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合に適用する。
20	旧雇保則第百四十条の二第二項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクトに係る事業の実施について、平成三十六年九月三十日までの間は、なお従前の例による。
21	施行日前に旧雇保則附則第十六条第一項第二号の計画を熊本労働局長に提出した事業主に対する地域雇用開発コース奨励金の支給については、なお従前の例による。
22	施行日前に旧雇保則附則第十七条の二の五第二項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

十九条第一項第一号に規定する控除額及び同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下「新自動変更対象額等」という。）を適用し算定した変更対象期間に係る失業等給付の額

二 変更対象期間に係るものとして算定された失業等給付の額

**第三条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）** 第百二十二条の三に規定する雇用調整助成金（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十五号）附則第二条第九項の規定によりなお前述の例によるものとされた中小企業緊急雇用安定助成金の支給に係る同令第一条の規定による改正前の雇保則附則第十五条の規定による中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下この条において同じ。）については、対象期間（雇保則第一百二条の三第一項第二号イに規定する休業等に係るものにあつては同号イイ）に規定する判定基礎期間をいい、同号ロ（5）に規定する判定基礎期間をいい、同号ロに規定する出向に係るものにあつては同条第二項第二号に規定する支給対象期間をい。第二号において同じ。）の初日が変更対象期間に属し、平成三十一年三月十七日までにその額が算定された雇用調整助成金の額は、第一号に掲げ

が定める率を乗じて得た額を第二号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

二 事業主が受給した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

第五条 平成十八年改正省令附則第二条第二十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給に係る平成十八年改正省令第五条の規定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第二十二号)附則第二条第四項に規定する教育訓練受講給付金であつて、対象期間(同項第二号に規定する期間)をいう。(以下この条において同じ。)の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属するものの額は、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した対象期間の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属するものの額は、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に号に掲げる額に加算した額とする。

**第七条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令**（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた育児休業取得促進等助成金の支給に係る同令第一条の規定による改正前の雇保則（以下「平成二十三年改正前雇保則」という。）附則第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用される平成二十三年改正前雇保則第百十七条第二項に規定する育児休業取得促進等助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零となる場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した育児休業取得促進等助成金の額

二 事業主が受給した育児休業取得促進等助成金の額

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の規定に係る支給の実施のため必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定める。

施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項及び第三項に該当する事業主に対する両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。  
新雇保則第二百三十九条の四第一項の規定は、施行日以後に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体（以下この項において「不正受給を行う事業主又は事業主団体若しくはその連合団体」という。）に適用し、施行日前に不正受給を行う事業主又は事業主団体若しくはその連合団体については、なお従前の例による。

新雇保則第二百三十九条の四第二項の規定は、施行日以後に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に与した者に限る。）が、事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等である場合に適用する。

**第一條** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
**(施行期日)**

**省令第六二号**

**第二条** 平成十六年八月一日から平成三十一年三月十七日までの間（以下この条及び次条において「変更対象期間」という。）に係るものとしてその額を算定された失業等給付を受給した者に係る当該失業等給付の額（変更対象期間に二以上の失業等給付を受給した場合にあっては、当該二以上の失業等給付ごとの額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

一 平成三十一年三月十八日以後に変更された雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第十八条第一項の年度の平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて変更された同条第四項に規定する自動変更対象額、司法手動

厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

（その額が零を下回る場合には、零とする。）

二 対象期間における雇用調整助成金の額

一 新自動変更対象額等を適用し算定した変更

成三十一年三月十七日までに算定された雇用調整助成金の額

八年三月三十一日までの期間に属する教育訓練受講給付金の額

二 対象期間の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属する建設事業主が受給した教育訓練受講給付金の額

第六条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第五十三号）附則第二条第二十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた建設雇用改善助成金の支給に係る同令第五条の規定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第二十二条第五項に規定する第四種建設教育訓練助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した第四種建設教育訓練助成金の額

二 第四種建設事業主が受給した建設教育訓練

が定める率を乗じて得た額を第二号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

二 事業主が受給した職業相談者配置事業に係る中小企業雇用管理改善助成金の額

第五条 平成十八年改正省令附則第二条第二十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金の支給に係る平成十八年改正省令第五条の規定による改正前の独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第二十二号)附則第二条第四項に規定する教育訓練受講給付金であつて、対象期間(同項第二号に規定する期間)をいう。(以下この条において同じ。)の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属するものの額は、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した対象期間の初日が平成十六年八月一日から平成十八年三月三十一日までの期間に属するものの額は、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に号に掲げる額に加算した額とする。

**第七条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令**（平成二十三年厚生労働省令第四十八号）附則第二条第十六項の規定によりなお従前の例によるものとされた育児休業取得促進等助成金の支給に係る同令第一条の規定による改正前の雇保則（以下「平成二十三年改正前雇保則」という。）附則第十七条の四第一項の規定により読み替えて適用される平成二十三年改正前雇保則第百十七条第二項に規定する育児休業取得促進等助成金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零となる場合には、零とする。）に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を第一号に掲げる額に加算した額とする。

一 新自動変更対象額等を適用し算定した育児休業取得促進等助成金の額

二 事業主が受給した育児休業取得促進等助成金の額

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の規定に係る支給の実施のため必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定める。



附 則（令和二年四月一〇日厚生労働省  
令第八三号）

- この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下この項において「新雇保則」という。）の規定は、令和二年四月一日以後に開始した新雇保則第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（以下この項において「休業等」という。）について適用する。ただし、新雇保則附則第十五条の四の三第六項の規定は、令和二年一月二十四日以降に開始した休業等について適用する。

令和二年三月三十一日以前に行つたこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の厚生労働大臣が指定する地域の区域内に所在する事業所における同項の厚生労働大臣が定める期間中の休業についての同項の規定の適用については、なお従前の例によ

附則（令和二年六月一二日厚生労働省  
令第二三号）

- この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十七条の二の二の規定は令和二年四月一日以降に取得した同条第一号の有給休暇について、新雇保則第十七条の二の五の規定は同年五月七日以降に取得した同条第二項第一号の休暇について、それぞれ適用する。

附 則　（令和二年六月一二日厚生労働省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則　（令和二年六月一二日厚生労働省令第一二七号）抄

（施行期日）

八 新雇保則附則第十七条の五の二及び第十七条の六の四の規定 岩和二年四月一日以降に

- 開始した休業等及び出向  
附 則（令和二年七月一七日厚生労働省  
第一条（施行期日）  
令第一四一號抄  
第二条（経過措置）  
この省令の施行の際現にあるこの省令による  
改正前の様式（次項において「旧様式」とい  
う。）により使用されている書類は、この省令  
による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用  
紙は、当分の間、これを取り繕つて使用するこ  
とができる。

第一條

- 交付され  
險法施行  
という。」  
省令によ  
によるも  
この省令  
紙につい  
用するこ  
附 附  
省令 附  
この省  
る。  
（施行期日  
省令 二二  
**第一条**

省令の施行の祭現こ提出され、又は

- 省令は、公布の日から施行する。  
（令和二年一月二十五日厚生労働省令  
第二〇八号）抄

附則（令和二年五月一日厚生労働省令  
第九六号）

- までの間に改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の二の三第二項第一号イ又はロの規定によりその雇用する被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（令和二年五月一日厚生労働省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和二年四月八日以降に開始した同令第八百二十二条の三第二項第二号イに規定する休業等について適用する。

**附 則**（令和二年六月八日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定は、令和二年五月一日以降に離職した者について適用する。

三 未定  
四 定 令和二年四月一日以降に開始した出向

- 二 新雇保則附則第十五条の四の三第四項及び第五項の規定 令和二年四月一日以降に開始した休業等

三 新雇保則附則第十五条の四の三第八項の規定 令和二年四月一日以降に開始した出向

四 新雇保則附則第十七条の二の二第三項の規定 令和二年四月一日以降に取得した同条第一項第一号の有給休暇

五 新雇保則附則第十七条の二の四第三項の規定 令和二年四月一日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇

六 新雇保則附則第十七条の二の四第五項の規定 令和二年二月二十七日以降に取得した同条第二項第一号イ又はロの有給休暇

七 新雇保則附則第十七条の二の五第四項の規定 令和二年五月七日以降に取得した同条第一項第一号の休暇

附則（令和二年九月三十日厚生労働省  
令第一六七号）

- 令第一五九号  
この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中  
小企業における経営の承継の円滑化に關する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一〇月一九日厚生労働省令第一七五号）  
この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一〇月三〇日厚生労働省令第一八一号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、令和二年十一月二日から施  
行する。

の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

- この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（令和三年一月二一日厚生労働省令第四号）**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和三年一月八日以降に開始した同令第二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

**附 則（令和三年二月五日厚生労働省令第二十七号）**

この省令は公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の五の規定は、令和三年一月一日以降の出向について適用する。

**附 則（令和三年一月八日厚生労働省令第二十八号）**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第六項から第九項までの規定は、令

附則（令和二年六月八日厚生労働省令  
第一一六号）

- 附 則**（令和二年六月八日厚生労働省令第一一六号）  
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定は、令和二年五月一日以降に離職した者について適用する。

六 新雇保則附則第十七条の二の四第五項の規定  
令和二年二月二十七日以降に取得した同

- 六 新雇保則附則第十七条の二の四第五項の規定  
七 定 令和二年二月二十七日以降に取得した同  
条第二項第一号イ又はロの有給休暇  
八 新雇保則附則第十七条の二の五第四項の規  
定 令和二年五月七日以降に取得した同条第  
二項第一号の休暇

附 則（令和二年一〇月三〇日厚生労働省）

- (令和二年十二月一日)から施行する。  
**附 則** (令和二年一〇月三〇日厚生労働省令第一八一号)  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

の出向について適用する。

- の出向について適用する。  
**附 則（令和三年二月八日厚生労働省令  
第二八号）**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第六項から第九項までの規定は、令







2 という。)において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されてゐる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

施行日又は第一号施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和四年四月一日厚生労働省令  
第七四号）

附則（令和四年五月三十日厚生労働省令第九〇号）  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行す。

**附 則**（令和四年六月二八日厚生労働省  
**令第九九号**）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日厚生労働省  
令第一〇一號）

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

雇用保険法施行規則附則第十七条の二の四第一項に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)の経過措置)

一項に規定する育児休業等支援ニース助成金は、令和四年七月一日から同年九月三十日までの間における同項第一号イ又はロの有給休暇に

ついては、支給しないものとする。  
附 則（令和四年九月八日厚生労働省令  
第一二六号）

**施行期日** 第二二六号  
**一条** この省令は、令和四年十月一日から施行

様式に関する経過措置) 二二二、(省令の施行の日) (欠員これらにて「施

この省令の施行の日（沙羽はにおいて一施行日）といふ。）において現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式

次項において「旧様式」という。により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

施行日において現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則**（令和四年九月一五日厚生労働省  
**令第一三〇号**  
この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施する。

規則附則第十五条の四の五の規定の例により支給する。ただし、同年九月三十日以前に出向が終了した場合は、この限りでない。

雇保則」という。) 第百二条の五第二項第一号イ(1)の公共職業安定所長の認定を受け、又は求職活動支援基本計画書について同項第二号イ(2)の提出を行い、同条第七項第一号の属入れを行つた事業主に対する早期雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百十条の四第二項第一号イの中途採用計画書を提出した事業主に対する中途採用拡大コース奨励金の支給については、上記のとおりである。

3 適用日前に旧雇保則第百十八条の二第五項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアが、従前の例による。

アツプ助成金の支給については、なお従前の例による。

4 適用日から令和五年三月三十一日までの間に、旧雇用規則第一百八十八条の二第五項第一号ハの措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助

成金の支給については、なお従前の例による」とができる。

5 施行日前に旧雇保則第一百八条の二(第二項第一号の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給(旧雇保則附則第十七条の二

の八第一項の規定によるものに限る。) については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号に規定する定額制訓練又は自発的職業能力開発訓練を実施した事業主に対する人材開発技

援助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三〇日厚生労働省  
令第四一號）  
(施行期日)

**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
（施行期日）

## 第二条（経過措置）

規則第二条の三第一項第二号イ(3)の規定によれば、令和五年四月一日以後に判定基礎期間（雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）

百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間をいう。以下同じ。)の初日がある。木造等(同号イに記載の木造等を指す。以下同様)等の構造が、

休業等（同号イは規定する休業等をいふ以下同じ）について適用し、同年三月三十一日以前に判定基礎期間の初日がある休業等について

**第三条** は、なお従前の例による。  
この省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）附則第十五

条の四の二第一項に規定する令和元年台風第十九号等被災関係事業主が同項に規定する令和元年台風第十九号等特別対象期間中に行つた休業等及び同条第六項に規定する別の対象期間中に行つた休業等に対する雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

**第四条** 新型コロナウイルス感染症関係事業主（旧雇保則附則第十五条の四の三第一項に規定する新型コロナウイルス感染症関係事業主をいう。）が行う対象被保険者（雇保則第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者をいう。以下同じ。）の令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある教育訓練（同号イに規定する教育訓練をいう。）に係る旧雇保則附則第十五条の四の三第二十五項の規定により読み替えて適用する旧雇保則第百一条の三第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

**第五条** 旧雇保則附則第十五条の四の三の二第一項の事業主が行う対象被保険者の令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に係る同条第二項の規定により読み替えて適用する旧雇保則附則第二百二条の三第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

**第六条** 旧雇保則附則第十五条の四の四第一項に規定する令和二年七月豪雨被災関係事業主が同項に規定する令和二年七月豪雨特例対象期間中に行つた休業等及び同条第六項に規定する別の対象期間中に行つた休業等に対する雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 则**（令和五年三月三日厚生労働省  
（施行期日）抄  
令第六二号）抄

**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第一百二条の五第七項第一号の雇入れを行つた事業主であつて、旧雇保則附則第十五条の四の六の規定の適用を受けるものに対する早期雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

施行日前に旧雇保則第百四条第一号ロ（1）に規定する雇用管理整備計画を提出した事業主

3 施行日前に旧雇保則第百十条第七項第一号イ及び同号ハ（1）に規定する無期雇用転換計画を提出した事業主に対する六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則第百十条第七項の生涯現役コース奨励金の支給を受けた事業主に対する旧雇保則第百四十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前になされた旧雇保則第百十条第十一項第一号イの紹介により求職者を通常の労働者として雇い入れた事業主に対する就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金の支給については、なお従前の例による。

6 施行日前になされた旧雇保則第百十六条の三第二項第一号イの紹介により同号イ（4）に該当する者の雇入れを行う事業主に対する一般トライアルコース助成金の支給については、なお従前の例による。

7 施行日前に旧雇保則第百十八条第三項、第五項から第九項までに該当する事業主に対する両立支援等助成金の支給については、なお従前の例による。

8 旧雇保則第百十八条第二項第一号ロから今までのいづれかに該当する事業主（施行日前に同号ロ（2）に規定する雇用管理制度整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主、同号ハ（2）に規定する導入・運用計画を都道府県労働局長に提出した事業主、同号ニ（3）の人事評価制度等の整備に関する計画を都道府県労働局長に提出した事業主、同号ホ（3）に規定する就労環境整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主又は同号ヘ（2）に規定する実施計画を都道府県労働局長に提出した事業主に限る。）に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧雇保則第百十八条の二第二項第一号、第七項第一号、第八項第一号及び第九項第一号並びに附則第十七条の三の規定による読替え後の旧雇保則第百十八条の二第二項第一号の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例によ

10 旧雇保則第二百二十五条第二項第一号ロ (3) の職業訓練等のうち厚生労働省雇用環境・均等局長が定めるもの(令和三年十二月二十一日から施行日の前日までの間に同号イ(1)(i)に規定する年間職業能力開発計画又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該年間職業能力開発計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る)、同条第五項第一号イ(1)に規定する一般職業訓練(令和三年十二月二十一日から施行日の前日までの間に同号イ(1)に規定する一般職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該一般職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る)又は同号イ(4)に規定する有期実習型訓練(令和三年十二月二十一日から施行日の前日までの間に同号イ(4)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る)を修了した者について、施行日から令和九年三月三十一日までの間に旧雇保則第百十八条の二第二項第一号の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給(旧雇保則附則第十七条の二の八第一項の規定によるものに限る)については、この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という)附則第十七条の二の八第一項の規定を適用する。

11 施行日前に旧雇保則第二百二十五条第二項第一号イ(1)(i)の年間職業能力開発計画を都道府県労働局長に提出した特定訓練、一般訓練又は特定雇用型訓練を実施する事業主又は事業主団体等に対する人材開発支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧雇保則第二百二十五条第二項第一号ニ(1)(i-i-i)、(2)(i-i-i)又は(3)(i-i-i)の制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材開発支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

13 施行日前に旧雇保則第二百二十五条第五項第一号イに規定する一般職業訓練又は有期実習型訓練を実施する事業主に対する人材開発支援援助成金の支給については、なお従前の例による。

14 号イ(1)(i)の年間職業能力開発計画を都道府県労働局長に提出した定額制訓練、自發的職業能力開発訓練、高度デジタル人材訓練成

22	号イ（1）（i）の年間職業能力開発計画を都道府県労働局長に提出した事業展開等に伴う訓練を実施する事業主に対する事業展開等リスクリング支援コース助成金の支給については、なお従前との例による。
21	施行日前に旧雇保則附則第百二十五条の四の七第二項第一号イの認定を受けた事業主に対する高年齢労働者待遇改善促進助成金の支給については、なお従前の例による。
20	施行日前に旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イの紹介により求職者を継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れた事業主に対する被災者雇用開発コース助成金の支給については、なお従前の例による。
19	施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則附則第十五条の五第六項の三年以内既卒者等採用定着コース奨励金の支給を受けた事業主に対する同条第九項において読み替えて準用する旧雇保則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。
18	施行日前に偽りその他不正の行為により旧雇保則附則第十五条の五第二項の被災者雇用開発コース助成金の支給を受けた事業主に対する同条第五項において読み替えて準用する旧雇保則第百四十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。
17	施行日前に旧雇保則附則第十五条の五第二項第一号イの紹介により求職者を継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れた事業主に対する被災者雇用開発コース助成金の支給については、なお従前の例による。
16	施行日前に旧雇保則附則第百二十五条の四の七第二項第一号イの認定を受けた事業主に対する高年齢労働者待遇改善促進助成金の支給については、なお従前の例による。
15	長分野等人材訓練又は情報技術分野認定実習併用職業訓練を実施する事業主に対する人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。



2 この省令の施行の日前に旧雇保則第百六十六条第三項第一号ロ(3)に規定する育児休業を開始させた事業主に対する同項に規定する出生時両立支援コース助成金及び同条第九項に規定する育児休業等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前に旧雇保則附則第十五条の二第二項第一号(同条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に該当する事業主及び附則第十七条の二の八第一項各号に掲げる事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。

4 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和六年一月一日以後に開始した同令第二百二条の三第一項第二号イに規定する休業等又は同号ロに規定する出向について適用する。

附 則 (令和六年一月二三日厚生労働省令  
令第一四号)

(施行期日)  
第二三号

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第三十三号の二(第二面)、様式第三十三号の二の二(第二面)、様式第三十三号の二の四(第二面)及び様式第三十三号の二の五(第二面)の改正規定は、公布の日から施行する。  
(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用される文書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年二月二六日厚生労働省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第二百二条の三第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に對象期間（雇用保険法施行規則第二百二条の三第一項第二号イ（1）に規定する対象期間をいう。以下この項において同じ。）の初日がある休業等（同号イに規定する休業等をいう。以下この項において同じ。）又は出向（同号ロに規定する出向をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に對象期間の初日がある休業等又は出向については、なお従前の例による。

施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第二百二条の五第二項第一号イに規定する再就職援助計画（次項において単に「再就職援助計画」という。）を公共職業安定所長に提出した事業主又は同項第二号イに規定する求職活動支援基本計画書（次項において単に「求職活動支援基本計画書」という。）を都道府県労働局長によることとする。

に提出した事業主に対する当該再就職援助計画又は該当求職活動支援基本計画書に係る同項の規定による再就職支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に再就職援助計画について旧雇用保則第百二条の五第二項第一号イ(1)の公共職業安定所長の認定を受け、又は求職活動支援基本計画書について同項第二号イ(2)の提出を行った、同条第七項第一号の雇入れを行つた事業主に対する同項の規定による早期雇入れ支援コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧雇用保則第百四条第一号ハ(1)に規定する無期雇用転換計画を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出した事業主に対する当該無期雇用転換計画に係る同条の規定による六十五歳超雇用推進助成金の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧雇用保則第百十条の四第二項第一号イに規定する中途採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該中途採用計画に係る同項の規定による中途採用拡大コース奨励金の支給については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧雇用保則第百十条の四第三項第一号イに規定する移住者採用計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該移住者採用計画に係る同項の規定によるU.I.T.ターンコース奨励金の支給については、なお従前の例によること。

7 施行日前に対象となる男性被保険者に旧雇用保則第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始させた事業主に対する同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始した当該育児休業について同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給を受けた中小企業事業主であつて、施行後に対する同項の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下この項において「新雇用保則」という)第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始させたものに対する同項の規定による出生時両立支援コース助成金の支給については、施行日前に旧雇用保則第百十六条第三項第一号イ(2)に規定する育児休業を開始した男性被保険者を新雇用保則第百十六条第三項第二号イ(1)の規定により出生時両立支援コース助成金の支給の対象と

8 び	<p>（3）の規定を適用する。</p> <p>施行日前に旧雇保則第百六十六条第八項第一号ロ（1）又はハ（1）に規定する育児休業から復帰した被保険者を雇用する事業主に対する同項の規定による育児休業等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>
9	<p>施行日前に旧雇保則第百八十八条第二項第一号ハ（2）に規定する導入・運用計画、同号ニ（3）の人事評価制度等の整備に関する計画又は同号ヘ（2）に規定する実施計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する当該導入・運用計画、当該人事評価制度等の整備に関する計画又は当該実施計画に係る同項及び同条第三項の規定による人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>
10	<p>施行日前に旧雇保則第百二十五条第五項第一号イの計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主等に対する当該計画に係る同項の規定による障害者職業能力開発コース助成金の支給について、なお従前の例による。</p>
11	<p>施行日前にその雇用する被保険者に旧雇保則附則第十七条の二の二第一項第一号に規定する有給休暇を合計して五日（同項第二号ロに定める額を支給する場合にあっては、十日）以上取扱させた事業主に対する同項の規定による介護離職防止支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>
12	<p>施行日前に対象となる被保険者に旧雇保則附則第十七条の二の四第一項第一号イ又はロに規定する有給休暇を取得させた事業主に対する同項の規定による育児休業等支援コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>
13	<p>施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号ロ（1）に規定する自発的職業能力開発訓練を実施した事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>
14	<p>施行日前に旧雇保則附則第三十四条第二項第一号ヘ（1）（i）に規定する措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主に対する同項の規定による人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。</p>



様式第3号 削除  
(第7条関係) (第1面)

This form is a standard application for medical expenses reimbursement. It includes sections for personal information, medical treatment details, and a signature section at the bottom.

様式第4号 (第7条関係) (第2面)

This form is a standard application for medical expenses reimbursement. It includes sections for personal information, medical treatment details, and a signature section at the bottom.

様式第4号の2 (第7条関係)

This form is a standard application for medical expenses reimbursement. It includes sections for personal information, medical treatment details, and a signature section at the bottom.

様式第5号 (第7条関係)

This form is a standard application for medical expenses reimbursement. It includes sections for personal information, medical treatment details, and a signature section at the bottom.

様式第6号（第7条関係）（1）（第1面）

The diagram illustrates the architecture of the 65000 system. It starts with a main memory block at the top left, which feeds into a central processing unit (CPU). The CPU is connected to a bus that also links to a ROM chip, a RAM chip, and a PIA (Parallel I/O Adapter) chip. The PIA chip connects to a keyboard and a display. Below the CPU, there is a stack of memory chips. To the right of the CPU, there is a 6532 video adapter connected to a monitor. Further down, there is a 6522 VIA (Video Interface Adapter) and a 6551 PET printer controller. At the bottom, there is a 6548 SID (Sound Interface Device) and a 6547 POKEY (Programmable Oscillators and Key Events). A small box labeled '65000' is located at the bottom right.

様式第6号(第7条同様)(1)(第2面)

様式第6号（第7条関係）（1）（第2面）

#### 様式第6号の2(第9条関係)(1)(第1項)

原用保險被保險者海格取得確認通知書(專業主通知單)

雇用保険(受取)通知年月日		雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。				公共職業安定所長
被保険者番号	事業所番号	管轄区分	資格取得年月日			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
被保険者氏名	性別	生年月日(元年一月一日)	取得時被保険者種類		転勤の年月日	
<input type="text"/>	<input type="text"/> 〔 1 男 2 女〕	<input type="text"/>	〔 2 年 4 年 平成 5 瞬和 5 令和 11 高齢者(65歳以上)〕	〔 1 又は 29 4 又は 25 高年齢者 11 令和 11 高齢者(65歳以上)〕	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業所名略称						
<input type="text"/>						

様式第6号の2（第9条関係）（1）（第1面）

様式第6号の2(第9条関係) (1) (第二面)

1. 分割保険者場合は、この通知書の文言を付けてとある旨の事項主に契約しない場合は、この文言を記入する。  
 2. 被保険者となったことを確認する際に不満のあるときは、この部分のみを記入する。他の部分はあわせて記入して提出する。  
 3. 被保険者となりました場合は、この部分を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書類を提出する（「登録」）。ただし、提出までに期間を要するときは、被保険者登録料を納付することになります。  
 4. 葉書請求に対する審査の決定に不服がある場合は、次葉書の原本の送付された日の翌日から起算して1箇月以内に執行を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に葉書請求に対する異議書類を提出する（「異議申立て」）。提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 5. 葉書請求に対する審査の決定に不服がある場合は、次葉書の原本の送付された日の翌日から起算して1箇月以内に執行を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に葉書請求に対する異議書類を提出する（「異議申立て」）。提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 6. この葉書提出は、この問題を解決するための葉書請求または葉書請求登録料を提出したときに叶書請求登録料を提出する（「登録」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 7. この葉書提出は、この部分についての葉書請求の葉書を提出する（「葉書」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 8. この葉書提出は、この部分に記された葉書請求登録料を提出する（「登録料」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。

様式第6号の2(第9条関係) (2) (第一面)

雇用保険被保険者資格取得確認通知書  
(被保険者通知用)

公共職業安定所長

被保険者番号	被保険者年月日	被保険者種別
<input type="text"/>	<input type="text"/>	一般 4又15 高齢 2又13 周期 11 高年齢(65歳以上)
被保険者氏名	生年月日 (元号—昭和)	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	(2 大正 3 昭和) (4 平成 5 令和)
事業所名略称	転勤の年月日	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	

様式第6号の2(第9条関係) (2) (第二面)

1. 被保険者登録確認通知書は、被保険者年月日を記入するものである。  
 2. 被保険者となったことを確認する際に不満のあるときは、この部分のみを記入する。他の部分はあわせて記入して提出する。  
 3. 被保険者となりました場合は、この部分を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書類を提出する（「登録」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 4. 葉書請求に対する審査の決定に不服がある場合は、次葉書の原本の送付された日の翌日から起算して1箇月以内に執行を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に葉書請求に対する異議書類を提出する（「異議申立て」）。提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 5. 葉書請求に対する審査の決定に不服がある場合は、次葉書の原本の送付された日の翌日から起算して1箇月以内に執行を行った公職雇用安定所の所在地を管轄する都道府県労働局に葉書請求に対する異議書類を提出する（「異議申立て」）。提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 6. この葉書提出は、この問題を解決するための葉書請求または葉書請求登録料を提出したときに叶書請求登録料を提出する（「登録」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 7. この葉書提出は、この部分についての葉書請求の葉書を提出する（「葉書」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。  
 8. この葉書提出は、この部分に記された葉書請求登録料を提出する（「登録料」）。ただし、提出までに期間を要するときは、葉書請求登録料を納付することになります。

様式第6号の2(第9条関係) (1) (第一面)

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)

公共職業安定所長

被認知年月日	雇用保険被保険者資格喪失に基づき、下記のとおり確認します。			
<input type="text"/>				
被保険者番号	被保険者年月日	被職業年月日	被保険者種別	被職業交付希望
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	3239 一般 4又5 高齢 2又13 周期 11 高年齢(65歳以上)	1 ( ) 2 ( )
被保険者氏名	生年月日(元号—昭和)	性別	喪失原因	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	1 ( ) 女 2 ( ) 男	2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和	3 ( ) 4 ( ) 5 ( ) 6 ( ) 7 ( ) 8 ( ) 9 ( ) 10 ( ) 11 ( ) 12 ( ) 13 ( ) 14 ( ) 15 ( ) 16 ( ) 17 ( ) 18 ( ) 19 ( ) 20 ( ) 21 ( ) 22 ( ) 23 ( ) 24 ( ) 25 ( ) 26 ( ) 27 ( ) 28 ( ) 29 ( ) 30 ( ) 31 ( ) 32 ( ) 33 ( ) 34 ( ) 35 ( ) 36 ( ) 37 ( ) 38 ( ) 39 ( ) 40 ( ) 41 ( ) 42 ( ) 43 ( ) 44 ( ) 45 ( ) 46 ( ) 47 ( ) 48 ( ) 49 ( ) 50 ( ) 51 ( ) 52 ( ) 53 ( ) 54 ( ) 55 ( ) 56 ( ) 57 ( ) 58 ( ) 59 ( ) 60 ( ) 61 ( ) 62 ( ) 63 ( ) 64 ( ) 65 ( ) 66 ( ) 67 ( ) 68 ( ) 69 ( ) 70 ( ) 71 ( ) 72 ( ) 73 ( ) 74 ( ) 75 ( ) 76 ( ) 77 ( ) 78 ( ) 79 ( ) 80 ( ) 81 ( ) 82 ( ) 83 ( ) 84 ( ) 85 ( ) 86 ( ) 87 ( ) 88 ( ) 89 ( ) 90 ( ) 91 ( ) 92 ( ) 93 ( ) 94 ( ) 95 ( ) 96 ( ) 97 ( ) 98 ( ) 99 ( ) 100 ( )
事業所番号	事業所名略称	事業所区分	被職業以外の理由	事業主の都合による離職
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2 3以外の職業 3 事業主の都合による離職	<input type="text"/>

様式番号の3(第3条関係)(1)(等2面)

について、公共職業安定所から送付を受けた場合は、併せてわかる上うに保管すること。

被保険者番号	資格取得年月日	離職年月日	被保険者種別	離職理由
			<input type="checkbox"/> 1 3ヶ月 <input type="checkbox"/> 2 6ヶ月 <input type="checkbox"/> 3 12ヶ月 <input type="checkbox"/> 4 2年3ヶ月 <input type="checkbox"/> 5 3年以上 <input type="checkbox"/> 6 高齢(65歳以上)	<input type="checkbox"/> 1 一時 <input type="checkbox"/> 2 長期 <input type="checkbox"/> 3 事業主の都合による離職
被保険者氏名	性別	生年月日(元号-年月日)	喪失原因	離職要件交付希望
	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 1 大正 3 昭和 <input type="checkbox"/> 2 平成 5 令和	<input type="checkbox"/> 1 離職以外の理由 <input type="checkbox"/> 2 3ヶ月以上の離職 <input type="checkbox"/> 3 事業主の都合による離職	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 无
事業所番号	管轄区分	事業所名称	公共職業安定所長	
産業分類				
備考				

様式第3号の3(第3条開削)(2)(第2項)

様式第7号(第10条関係)(第1)	雇用保険被保険者証
公職警察官定所長	
被保険者番号	<input type="text"/>
被保険者名	登録年月 (平成一年四月)
被保険者性別	性別 (男 大正 3 類別)

申請番号(第16条関係)		申請者	会員登録	個人登録	団体登録
雇用保険被保険者証交付申請書					
申請者	姓	名	性別	年齢	年月日
	性別	年齢	年月日		
4. 住 所	都道府県 市町村 丁目番地				
5. 職業	職業コード				
6. 本 名 称	電話番号				
7. 会社名	郵便番号				
8. 会社名	電話番号				
9. 会社名	郵便番号				
10. 会社名	電話番号				
11. 会社名	郵便番号				
12. 電 話 番 号	年月日				
13. 有効期限番号	年月日				
雇用保険被保険者証交付申請書は原則としておひとりのところに雇用保険被保険者の両交付を申請します。					
年月日					
☆次回定期受取 年度					
申請者氏名					
□ 本文提出	□ 会員登録	□ 個人登録	□ 団体登録		

◎ 公共關係研究評述

様式第10号（第13条関係）（第1面）

様式第10号（第13条関係）（第2面）

様式第10号の2（第14条、第65条の6、第

事業主の方へのお願い  
被保険者の方から個人番号(マイナンバー)を取得する際は、①正しい番号であることの確認(番号確認)と②正しい番号の持ち主であることの確認(身元確認)の本人確

様式第10号の2  
(第14条、第65条の6、第

様式第10号の2の2（第14条の2、第14条の3、第65条の12関係）

様式第11号（第17条の2関係）（第3面、第4面）

写真欄	支給番号	氏名
<small>様式第11号(第17条の2関係)(第3面、第4面)</small>		
<small>(第4面)</small>		

様式第11号の2（第17条の2関係）（第1面、第2面）

写真欄	支給番号	氏名
<small>様式第11号(第17条の2関係)(第1面、第2面)</small>		
<small>(第1面)</small>		

様式第11号の2（第17条の2関係）（第3面、第4面）

写真欄	支給番号	氏名
<small>様式第11号(第17条の2関係)(第3面、第4面)</small>		
<small>(第4面)</small>		

様式第11号の3（第17条の2関係）（第1面、第2面）

写真欄	支給番号	氏名
<small>様式第11号(第17条の2関係)(第1面、第2面)</small>		
<small>(第1面)</small>		

様式第11号の3（第17条の2関係）（第3面）  
、第4面）

様式第11号の4（第17条の2関係）

(第2頁(実紙の裏))

(第2頁から第4頁まで)

手帳レール貼付欄

(第5頁から第27頁までの奇数の頁)

2010年1月度実績																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

[第6頁から第23頁までの偶数の頁]

(第四頁)

この手帳を交付する月の月初における 積付回数(即ち、前の回数)等の状況						翌月
年	月	日	一 回	累 計	積 付回 数	積付回 数
.	1月	1日	200	200	0	0
.	教付	教付	教付	教付	(0)	(0)
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
備 考						

(第30頁)

八四

様式第11号の5（第17条の7関係）（表面）

様式第11号の5（裏面）

様式第12号（第21条関係）（第1面）

様式第11号の5(裏面)

この証明書を所持する者は、雇用保険法第10条の第4項(同法第61条の第2項において雇用する場合を含む。)の規定により、同法の規定による返納金等を徴収している者の財産の差押えをする権限を有する。



様式第15号（第27条関係）（第2面）

様式第16号（第31条、第31条の3、第31

様式第16号（第31条、第31条の3、第31

社会心理学(序章・社会心理学の歴史)(第2回)

- 1 公職者と政治家が少ない日の目が記載すること。
- 2 「政治家は、たとえ、うそをつくても、かくいはねで、うそをつく」と。かくいはねで、うそをつくとは、たとえば、公職者と会議に出席したときに、公職者と政治家が少ない日を記載しておらず、その代わりに公職者と政治家がいる日を記載したこと。
- 3 政治家は、たとえ、うそをつくても、かくいはねで、うそをつく」と。かくいはねで、うそをつくとは、たとえば、公職者と会議に出席したときに、公職者と政治家が少ない日を記載しておらず、その代わりに公職者と政治家がいる日を記載したこと。
- 4 政府機関の「定期」は、公職者と政治家がいる日である。
- 5 政府機関の「定期」は、公職者と政治家がいる日である。
- 6 政府機関の「定期」は、公職者と政治家がいる日である。
- 7 政府機関の「定期」は、公職者と政治家がいる日である。
- 8 政府機関の「定期」は、公職者と政治家がいる日である。

様式第17号（第31条、第31条の3、第6、第101条の2の5関係）

様式第18号（第44条関係）（第1面）

様式第18号（第44条関係）（第2面）

次回の問題(第4回問題)(問題)

- 「自分自身の問題は、それは、」(史記)を文章に表現し、要約の書き方をとるには、「自分自身の問題を解決すること」。
- 「自分自身の問題を解決するには、」(カネー)を文章に表現し、要約の書き方をとるには、「自分自身の問題を解決するには、自分自身で問題を解決すること」。
- 「自分自身の問題を解決するには、自分自身で問題を解決する」(金田信二)の文例を用いて、要約の書き方をとるには、「自分自身の問題を解決するには、自分自身で問題を解決すること」。
- 「自分自身の問題にあたった人の大まかな姿勢、キャラクタードラマの状況説明問題群に沿って問題解決できるものを作り出すことは、(会員登録問題)を解く上でもう一つの課題だ」とあるが、この文を要約の書き方をとるには、「自分自身の問題にあたった人の大まかな姿勢、キャラクタードラマの状況説明問題群に沿って問題解決できるものを作り出すことは、(会員登録問題)を解く上でもう一つの課題だ」とある。
- 「会員登録問題に問題があることを手本に、おひらかん、」(金田信二)の文例を要約の書き方をとるには、「会員登録問題に問題があることを手本に、おひらかん」。
- 「マイナーフレームによって、公的問題を意識していること。」(金田信二)の文例を要約の書き方をとるには、「マイナーフレームによって、公的問題を意識していること」。
- 「マイナーフレームによって見えてくる社会問題に対する意識。複数に、「私的問題より公的問題を意識する」という意味で使われる言葉だ。」(金田信二)の文例を要約の書き方をとるには、「マイナーフレームによって見えてくる社会問題に対する意識。複数に、「私的問題より公的問題を意識する」という意味で使われる言葉だ。」

様式第20号（第49条関係）（第1面）

様式表20号(第40条関係)(第2面)

注 意
1 氏名を変更したときは、標題中「住所」は記載しないこと。
2 住所を変更したときは、標題中「氏名」は記載しないこと。
3 この基準には、変更の実態を説明する原団を認めること。
4 印刷機には、記載しないこと。

様式第22号の3(第65条の5関係)(第2面)



様式第24号(第40条関係)(第2面)

- 1) **「おもてなし」**、本物の「おもてなし」はまさに、「おもてなしの精神」だ。

2) **「神事は人として」**、神事は人間としての「心」や「意」を神に通すものだから、既存の「神事」としては異なる場合には、必ず神事として実行する形で「おもてなし」がなされなくては、不思議な「おもてなし」にならざるを得ない。つまり、神事は「おもてなし」によって実現されるものとなるのである。

3) **「1回限りの「失敗の可能性」をもつる神事」**は、前回神事で失敗したからといって、次回も失敗する可能性があることを意味する。つまり、失敗の可能性があることは、必ずしも失敗するとは限らない。

4) **「神事は必ず失敗する」**と、事前に失敗する覚悟を、必ずしも失敗する覚悟にはかないかなどとは言ふところでは、決してわれわれの心の抱く想いをもってして「失敗する覚悟」をもつては、決して失敗するとは限らない。つまり、失敗の可能性がある以上に、失敗の可能性がある以上に、必ずしも失敗するとは限らない。つまり、失敗の可能性がある以上に、必ずしも失敗するとは限らない。

5) **「おもてなし」は「おもてなし」に行けた人、「(アリ)」の手の下のその由縁**である。つまり、必ずしも「おもてなし」を行った人、「(アリ)」の手の下のその由縁である。

(A) **「おもてなし」は「おもてなし」の由縁**。

(B) **「個人」は「個人」の由縁**。

(C) **「個人」は「個人」の由縁**。

(D) **「個人」は「個人」の由縁**。

(E) **「個人」は「個人」の由縁**。

(F) **「個人」は「個人」の由縁**。

(G) **「個人」は「個人」の由縁**。

(H) **「個人」は「個人」の由縁**。

(I) **「個人」は「個人」の由縁**。

(J) **「個人」は「個人」の由縁**。

(K) **「個人」は「個人」の由縁**。

(L) **「個人」は「個人」の由縁**。

(M) **「個人」は「個人」の由縁**。

(N) **「個人」は「個人」の由縁**。

(O) **「個人」は「個人」の由縁**。

(P) **「個人」は「個人」の由縁**。

(Q) **「個人」は「個人」の由縁**。

(R) **「個人」は「個人」の由縁**。

(S) **「個人」は「個人」の由縁**。

(T) **「個人」は「個人」の由縁**。

(U) **「個人」は「個人」の由縁**。

(V) **「個人」は「個人」の由縁**。

(W) **「個人」は「個人」の由縁**。

(X) **「個人」は「個人」の由縁**。

(Y) **「個人」は「個人」の由縁**。

(Z) **「個人」は「個人」の由縁**。

様式第26号（第72条関係）																						
雇用保険																						
日雇労働保険者登記入場書																						
申	出張	派遣	請	任																		
登記保険者登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">中間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">又は、 登記保険者登記</td> </tr> <tr> <td colspan="6">登記保険者登記</td> </tr> </table>					1. 氏名	姓	中間	年	月	日	又は、 登記保険者登記						登記保険者登記					
1. 氏名	姓	中間	年	月	日																	
又は、 登記保険者登記																						
登記保険者登記																						
雇用保険法施行規則第72条の規定により上記のとおり登記保険者が登記人に についての登記を許可します。																						
会員 年 月 日																						
申請者氏名																						
会員職業登記所登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会員登記</td> </tr> <tr> <td colspan="5">会員登記</td> </tr> </table>					会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記												
会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記																		
会員登記																						
会員登記																						

様式第28号（第74条関係）																						
雇用保険																						
日雇労働保険者登記認証登記申請書																						
申	出張	派遣	請	任																		
登記保険者登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">中間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">又は、 登記保険者登記</td> </tr> <tr> <td colspan="6">登記保険者登記</td> </tr> </table>					1. 氏名	姓	中間	年	月	日	又は、 登記保険者登記						登記保険者登記					
1. 氏名	姓	中間	年	月	日																	
又は、 登記保険者登記																						
登記保険者登記																						
雇用保険法施行規則第74条の規定により上記のとおり登記保険者の登記の確認につ いての登記を許可します。																						
会員 年 月 日																						
登記保険者氏名																						
会員職業登記所登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会員登記</td> </tr> <tr> <td colspan="5">会員登記</td> </tr> </table>					会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記												
会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記																		
会員登記																						
会員登記																						

様式第29号（第82条の5関係）																						
雇用保険																						
登記登録申請書																						
申	出張	派遣	請	任																		
登記登録																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">中間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">又は、 登記登録</td> </tr> <tr> <td colspan="6">登記登録</td> </tr> </table>					1. 氏名	姓	中間	年	月	日	又は、 登記登録						登記登録					
1. 氏名	姓	中間	年	月	日																	
又は、 登記登録																						
登記登録																						
雇用保険法施行規則第82条の5の規定により上記のとおり登記登録の登記の確認につ いての登記を許可します。																						
会員 年 月 日																						
登記登録者氏名																						
会員職業登記所登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会員登記</td> </tr> <tr> <td colspan="5">会員登記</td> </tr> </table>					会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記												
会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記																		
会員登記																						
会員登記																						

様式第29号（第82条の5関係）																						
雇用保険																						
登記登録申請書																						
申	出張	派遣	請	任																		
登記登録																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1. 氏名</td> <td style="width: 10%;">姓</td> <td style="width: 10%;">中間</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="6">又は、 登記登録</td> </tr> <tr> <td colspan="6">登記登録</td> </tr> </table>					1. 氏名	姓	中間	年	月	日	又は、 登記登録						登記登録					
1. 氏名	姓	中間	年	月	日																	
又は、 登記登録																						
登記登録																						
雇用保険法施行規則第82条の5の規定により上記のとおり登記登録の登記の確認につ いての登記を許可します。																						
会員 年 月 日																						
登記登録者氏名																						
会員職業登記所登記																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">会員登記</td> </tr> <tr> <td colspan="5">会員登記</td> </tr> </table>					会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記												
会員登記	会員登記	会員登記	会員登記	会員登記																		
会員登記																						
会員登記																						

（注）記載内容について、記載した方が該情報路する場合があります。

---

Digitized by srujanika@gmail.com

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第29号の3（第84条関係）（第一面）

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第29号の3（第84条関係）（第2面）

（1）郵便局にて、1封に同じく個人名を記入した封筒の日付を記入して貼る旨に、別紙「申込書類」第2項に記載する。又、封筒の裏面に記入する旨は、別紙「申込書類」第2項に記載する。  
（2）郵便局にて、1封に同じく個人名を記入した封筒の日付を記入して貼る旨に、別紙「申込書類」第2項に記載する。又、封筒の裏面に記入する旨は、別紙「申込書類」第2項に記載する。  
（3）郵便局にて、1封に同じく個人名を記入した封筒の日付を記入して貼る旨に、別紙「申込書類」第2項に記載する。又、封筒の裏面に記入する旨は、別紙「申込書類」第2項に記載する。  
（4）郵便局にて、1封に同じく個人名を記入した封筒の日付を記入して貼る旨に、別紙「申込書類」第2項に記載する。又、封筒の裏面に記入する旨は、別紙「申込書類」第2項に記載する。  
（5）郵便局にて、1封に同じく個人名を記入した封筒の日付を記入して貼る旨に、別紙「申込書類」第2項に記載する。又、封筒の裏面に記入する旨は、別紙「申込書類」第2項に記載する。

様式第30号（第92条関係）（第1面）

様式第30号（第92条関係）（第2面）

様式第32号（第94条関係）

様式第32号の2（第99条関係）（第1面）

様式第32号の2（第99条関係）（第2面）

- 移転費の支給を受た者は、就職先の事業所に就出したときは、速やかにこの決定書をその事業所の事業主に提出すること。
- 移転費の支給を受た者は、就職した企業が就業規則等で昇進試験等による昇進を認めた場合に、その昇進が確定した日の翌日から起算して10日内に、移転費を支給し、公務員昇級審査又は昇級試験の際にその旨を届け出るとともに、その支給を終えた移転費に相当する額を返却しなければならないこと。
- この移転費の支給に関する部分について不服があるときは、この部分があなたをつくる日の翌日から起算して毎月15日前に署名保有者に異議申立て書を請求することができます。

前項は、移転した者から移転文書を提出の受取を受けたときに作成し、速やかに移転費を支拂ふ旨の書面又はその文書に記載するに付すこと。  
（注）実際の取引は、最終的にこれを購入すること。  
（注）直ちに事務をこの譲り受けること。  
（注）日雇、日賃等で使用料金の額が低いものについては、その者の実際の就業期間に記載すること。  
（注）移転した者に事業主が文書した時に要する書類の全部を記載すること。  
（注）前項の文書に記載と移転文書を提出の記載事項と異なる場合には、その理由をできるだけ詳しく述べること。  
（注）社名等には、事業主の法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。  
（注）記載しないこと。

様式第12号の2(第99条関係)(第6回)

1 この申告書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に本人の住居所を管轄する公共職業安定所又は地方連絡会の長に提出してください。  
2 申告欄には、記載しないでください。

様式第32号の3（第100条の4関係）（第面）

(1) 会員登録の手順  
① 会員登録用紙を記入して下さい。

(2) ①の会員登録用紙をFAXにて、利用する専門家サービスへの料金徴収方法について、日本語及び英語で記載して下さい。ただし、保守サポートについて、請求額ために料金を支払うものではない場合は、記載しないで下さい。

(3) ②の会員登録用紙をFAXにて、専門家サービスへの料金徴収方法について、日本語及び英語で記載して下さい。ただし、保守サポートについて、請求額ために料金を支払うものではない場合は、記載しないで下さい。

(4) ③の会員登録用紙をFAXにて、専門家サービスへの料金徴収方法について、日本語及び英語で記載して下さい。ただし、保守サポートについて、請求額ために料金を支払うものではない場合は、記載しないで下さい。

(5) ④の会員登録用紙をFAXにて、下記に付ける用紙を記載して下さい。

様式第33号の2（第101条の2の11、第1  
01条の2の11の2関係）（第1面）

様式第33号の2（第101条の2の11、第1  
01条の2の11の2関係）（第2面）

様式第33号の2の2（第101条の2の7第1号の2、第101条の2の7第2号関係）（第1面）

様式第33号の2の2（第101条の2の7第1号の2、第101条の2の7第2号関係）（第2面）

様式第33号の2の3（第1面、第2面）

様式第33号の2の3（第3面・第4面）

編號	年月日	申請人	申請事項	申請內容	申請說明	申請人簽名
備註欄						

様式第33号の2の4（第101条の2の7第2号関係）（第1面）

様式第33号の2の4（第101条の2の7第2号関係）（第2面）

様式第33号の2の5（第101条の2の7第3号関係）（第1面） 様式第33号の2の5（第101条の2の7第3号関係）（第2

被扶助对象基本信息											
被扶助对象姓名(拼音)年龄(周岁)性别(男/女)文化程度(小学/初中/高中/大学)											
身份证号码											
1. 家庭成员情况											
2. 财产状况											
3. 亲属关系											
4. 生活项目											
备注:被扶助对象家庭收入情况(月收入)及是否享受最低生活保障。											
合计 年 月 日 此表填写完毕后,交回。											
受助者签名:											
审核意见:											
复核意见:											
备注:											

式様第3号の2(参考例)

注記

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、1回及び2回に複数記入しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、1回及び2回に複数記入しないこと。
- 3 電話番号を変更したときは、標題中「氏名」及び「住所」の文字を抹消すること。この場合には、1回及び2回に複数記入しないこと。
- 4 この届書に、電話番号を実際する場合を含め、実變の事実を証明することができる官公署が附した標題(例: はては住民登録)を記入すること。

様式第33号の2の7（第1面）

機器構造の問題(2)

1. うなぎの寝床  
飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。  
（1）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、かたむけられたうなぎの死後肉の保存方法について、既に述べた。  
（2）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。  
（3）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。  
（4）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。  
（5）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。  
（6）うなぎの寝床の問題  
うなぎの寝床として、飲食衛生規制は飲食業者に負担を及ぼすようすきに、必ずしも費用だけではあるまい。

様式第33号の2の7(第2面)

様式第333号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面)

様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面)

高年齢雇用継続給付申込書  
(必ず2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

被保険者番号 14301	氏名	郵便番号	事業所番号	管轄区分		
<input type="checkbox"/> 1. 被保険者番号	<input type="checkbox"/> 2. 資格取得年月	<input type="checkbox"/> 3. 契約日	<input type="checkbox"/> 4. 文給付対象月	<input type="checkbox"/> 5. 賃金月額(%)		
支給月 令和 年 月	前回処理年月 年 月	契約 年 月 日	令和 年 月 日	75% (B15%) 61% (B54%)		
<input type="checkbox"/> 6. 被保険者氏名	フリガナ(カタカナ)	<input type="checkbox"/> 7. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 8. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 9. みなし賃金額		
		円	円	円		
<input type="checkbox"/> 10. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 11. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 12. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 13. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 14. 賃金の減額のあった日数 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 15. 未支給区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給以外) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 16. 出力区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 時出力の場合) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 17. 水回り支給申請年月 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 18. 申込年 年	<input type="checkbox"/> 19. 申込月 月	<input type="checkbox"/> 20. 申込日 日	<input type="checkbox"/> 21.

この申込書は、このまま提出で受理します。

様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第2面)

様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第2面)

高年齢雇用継続給付申込書  
(必ず2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

被保険者番号 14301	氏名	郵便番号	事業所番号	管轄区分		
<input type="checkbox"/> 1. 被保険者番号	<input type="checkbox"/> 2. 資格取得年月	<input type="checkbox"/> 3. 契約日	<input type="checkbox"/> 4. 文給付対象月	<input type="checkbox"/> 5. 賃金月額(%)		
支給月 令和 年 月	前回処理年月 年 月	契約 年 月 日	令和 年 月 日	75% (B15%) 61% (B54%)		
<input type="checkbox"/> 6. 被保険者氏名	フリガナ(カタカナ)	<input type="checkbox"/> 7. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 8. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 9. みなし賃金額		
		円	円	円		
<input type="checkbox"/> 10. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 11. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 12. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 13. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 14. 賃金の減額のあった日数 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 15. 未支給区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給以外) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 16. 出力区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 時出力の場合) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 17. 水回り支給申請年月 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 18. 申込年 年	<input type="checkbox"/> 19. 申込月 月	<input type="checkbox"/> 20. 申込日 日	<input type="checkbox"/> 21.

この申込書は、このまま提出で受理します。

様式第33号の4 (第101条の5関係)

様式第33号の4 (第101条の5関係)

高年齢雇用継続給付申込書  
(必ず2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

被保険者番号 14301	氏名	郵便番号	事業所番号	管轄区分		
<input type="checkbox"/> 1. 被保険者番号	<input type="checkbox"/> 2. 資格取得年月	<input type="checkbox"/> 3. 契約日	<input type="checkbox"/> 4. 文給付対象月	<input type="checkbox"/> 5. 賃金月額(%)		
支給月 令和 年 月	前回処理年月 年 月	契約 年 月 日	令和 年 月 日	75% (B15%) 61% (B54%)		
<input type="checkbox"/> 6. 被保険者氏名	フリガナ(カタカナ)	<input type="checkbox"/> 7. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 8. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 9. みなし賃金額		
		円	円	円		
<input type="checkbox"/> 10. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 11. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 12. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 13. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 14. 賃金の減額のあった日数 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 15. 未支給区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給以外) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 16. 出力区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 時出力の場合) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 17. 水回り支給申請年月 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 18. 申込年 年	<input type="checkbox"/> 19. 申込月 月	<input type="checkbox"/> 20. 申込日 日	<input type="checkbox"/> 21.

この申込書は、このまま提出で受理します。

様式第33号の5削除  
様式第34号 (第144条関係) (表面)

様式第34号 (第144条関係) (表面)

高年齢雇用継続給付申込書  
(必ず2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

被保険者番号 14301	氏名	郵便番号	事業所番号	管轄区分		
<input type="checkbox"/> 1. 被保険者番号	<input type="checkbox"/> 2. 資格取得年月	<input type="checkbox"/> 3. 契約日	<input type="checkbox"/> 4. 文給付対象月	<input type="checkbox"/> 5. 賃金月額(%)		
支給月 令和 年 月	前回処理年月 年 月	契約 年 月 日	令和 年 月 日	75% (B15%) 61% (B54%)		
<input type="checkbox"/> 6. 被保険者氏名	フリガナ(カタカナ)	<input type="checkbox"/> 7. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 8. みなし賃金額	<input type="checkbox"/> 9. みなし賃金額		
		円	円	円		
<input type="checkbox"/> 10. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 11. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 12. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 13. 賃金の減額のあった日数 年 月 日	<input type="checkbox"/> 14. 賃金の減額のあった日数 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 15. 未支給区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給以外) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 16. 出力区分 ( <input type="checkbox"/> 1. 時出力の場合) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 17. 水回り支給申請年月 ( <input type="checkbox"/> 1. 未支給) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 18. 申込年 年	<input type="checkbox"/> 19. 申込月 月	<input type="checkbox"/> 20. 申込日 日	<input type="checkbox"/> 21.

この申込書は、このまま提出で受理します。



漢字社名	読み仮名(カタカナ)	漢字社名	読み仮名(カタカナ)
1	イチ	11	イレブン
2	ニ	12	トゥエルブ
3	サン	13	トゥーン
4	ヨン	14	トゥーフォウ
5	ゴ	15	トゥーフイ
6	ロク	16	トゥーロク
7	セブン	17	トゥーセブン
8	ハチ	18	トゥーハチ
9	クワトロ	19	トゥーハチ
10	トガ	20	トゥーニ
11	トト	21	トゥーニー
12	トト	22	トゥーニー
13	トト	23	トゥーニー
14	トト	24	トゥーニー
15	トト	25	トゥーニー
16	トト	26	トゥーニー
17	トト	27	トゥーニー
18	トト	28	トゥーニー
19	トト	29	トゥーニー
20	トト	30	トゥーニー
21	トト	31	トゥーニー
22	トト	32	トゥーニー
23	トト	33	トゥーニー
24	トト	34	トゥーニー
25	トト	35	トゥーニー
26	トト	36	トゥーニー
27	トト	37	トゥーニー
28	トト	38	トゥーニー
29	トト	39	トゥーニー
30	トト	40	トゥーニー

(注記)

- 該当者名と光ディスク等の個人データの順序は同一(五十音順)であること。
- 対象者が40歳を超えて、当該様式が複数枚にわたる場合は、資訊を記載し、又は送信番号を修正したうえ、提出すること。この場合においても、各葉全体が五十音順である必要があること。
- 外国人労働者の場合は、漢字氏名の欄には、ローマ字氏名(在留カード記載欄)を記載する。

様式第36号（第146条関係）（第1面）

様式第36号（第146条関係）（第2—

様式第37号（第146条関係）（第1—

